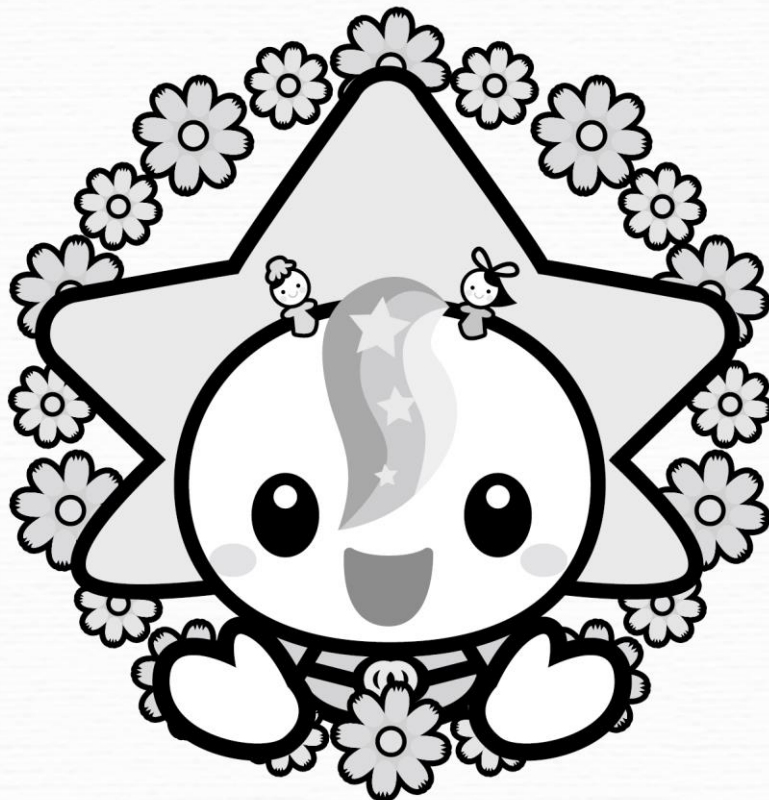


第4次茂原市障害者基本計画

第7期茂原市障害福祉計画

第3期茂原市障害児福祉計画

お互いが思いやりの気持ちを育む地域を目指して
～ともに ささえあい つながるまちへ～



茂原市マスコットキャラクター
「モバリん」

令和6年3月

茂原市

はじめに

本市では、「お互いが思いやりの気持ちを育む地域を目指して ～ともに ささえあい つながるまちへ～」を基本理念として、平成30年3月に「第3次茂原市障害者基本計画・第5期茂原市障害福祉計画・第1期茂原市障害児福祉計画」を、令和3年3月に「第6期茂原市障害福祉計画・第2期茂原市障害児福祉計画」を策定し、障害者福祉を推進してまいりました。



この間、国においては、障害者総合支援法及び障害者差別解消法の改正や医療的ケア児支援法及び障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定など、障害のある人を総合的に支援するための法整備が進められてきました。

本市といたしましても、人口減少、少子高齢化に加え、1世帯あたりの構成人数の減少による世帯の小規模化などが進む中、地域全体で障害のある人やそのご家族の生活を支えていくことが重要であると考えております。

こうした状況を踏まえて策定した「第4次茂原市障害者基本計画・第7期茂原市障害福祉計画・第3期茂原市障害児福祉計画」では、前計画の基本理念を継承し、引き続き、障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合い、支え合いながら、地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指して全力で取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました茂原市障害者福祉に関する計画策定・推進委員会の委員をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにより貴重なご意見をいただきました市民の皆様、障害のある方やそのご家族、関係団体、関係機関など多くの皆様のご協力に心から感謝申し上げます。今後とも皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和6年3月

茂原市長 田中 豊彦

目次

第1編 総論

第1章 計画の概要.....	3
1 計画策定の背景と目的.....	3
2 計画の位置づけと役割.....	4
3 計画の期間.....	7
4 「障害のある人」の範囲.....	7
5 法制度の整備状況.....	8
6 計画の目指すべき将来像.....	10
7 計画策定における視点.....	10
第2章 障害のある人を取り巻く現状と課題.....	13
1 人口の状況.....	13
2 障害者手帳所持者数の状況.....	16
3 目標年度における障害者手帳所持者数の推計.....	20
4 アンケート調査結果からみた現状.....	21
5 障害のある人を取り巻く課題.....	55

第2編 第4次障害者基本計画

第1章 計画の基本的な考え方.....	63
1 基本理念.....	63
2 基本目標.....	64
3 SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進.....	66
4 計画の体系.....	67
第2章 施策の展開.....	68
基本目標1 とともに、自立した生活ができる仕組みづくり.....	68
基本方針1 共生・協働による体制への取組.....	68
基本方針2 安心して暮らせる保健・医療の充実への取組.....	69
基本方針3 保育・児童育成・教育への取組.....	70

基本目標 2	ともに、人として尊重される仕組みづくり	71
基本方針 4	相談支援体制への取組	71
基本方針 5	権利が保障される体制への取組	71
基本方針 6	責任と義務を伴う自立への取組	72
基本目標 3	ともに、地域の中で暮らせる仕組みづくり	73
基本方針 7	一人ひとりが自己実現できる体制への取組	73
基本方針 8	雇用・就労・居場所づくり促進への取組	74
基本目標 4	ともに、安全・安心を享受できる仕組みづくり	75
基本方針 9	情報提供（情報アクセシビリティの推進）と意思疎通支援への取組	75
基本方針 10	安全・安心対策への取組	76
	関連施策・事業一覧	77

第3編 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画

第1章	第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の達成状況	89
-----	----------------------------	----

第2章	サービス事業量の見込みと提供体制の確保策	93
-----	----------------------	----

1	障害福祉サービスの見込みと確保のための方策	93
2	障害児福祉サービスの見込みと確保のための方策	100
3	地域生活支援事業の見込みと確保のための方策	102
4	成果目標	111

第4編 計画の推進体制

第1章	計画の推進と評価・行財政の効率的運用	121
-----	--------------------	-----

1	計画の推進	121
2	計画の評価	121
3	行財政の効率的運用	122

資料編

1	計画策定の経過.....	125
2	要綱・委員名簿.....	127
3	長生郡市総合支援協議会からの意見.....	132
4	用語の説明.....	133

第1編

総論



計画の概要

1 計画策定の背景と目的

近年、障害のある人の高齢化や障害の重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、すべての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

また、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は市民生活に大きな影響を及ぼしています。特に、障害のある人を含め脆弱な立場に置かれている人々は大きな影響を受け、感染拡大防止のための措置により、地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、社会的に内在していた孤独や孤立の問題が浮き彫りになり、障害のある人やその家族などへの支援がますます必要とされています。

国においては、令和3年5月に「障害者差別解消法」の施行後3年の見直しの検討が行われ、「合理的配慮の不提供の禁止」において、民間事業者の努力義務が法的義務になることなどを定める「改正障害者差別解消法」が施行されるなど、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことができるまちづくりが重要となっています。

その後も、障害のある人に関する法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には「第5次障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向け、障害の有無に関わらず、すべての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害がある人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することを基本理念とした取組が進められています。

茂原市（以下「本市」という。）では、平成30年に「第3次茂原市障害者基本計画・第5期茂原市障害福祉計画・第1期茂原市障害児福祉計画」を、令和3年に、「第6期茂原市障害福祉計画・第2期茂原市障害児福祉計画」を策定し、各種の施策に取り組んでまいりました。これらの計画の計画期間が令和5年度をもって終了することから、引き続き障害者福祉施策を総合的・計画的に推進するため、本市における新たな指針として「第4次茂原市障害者基本計画・第7期茂原市障害福祉計画・第3期茂原市障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置づけと役割

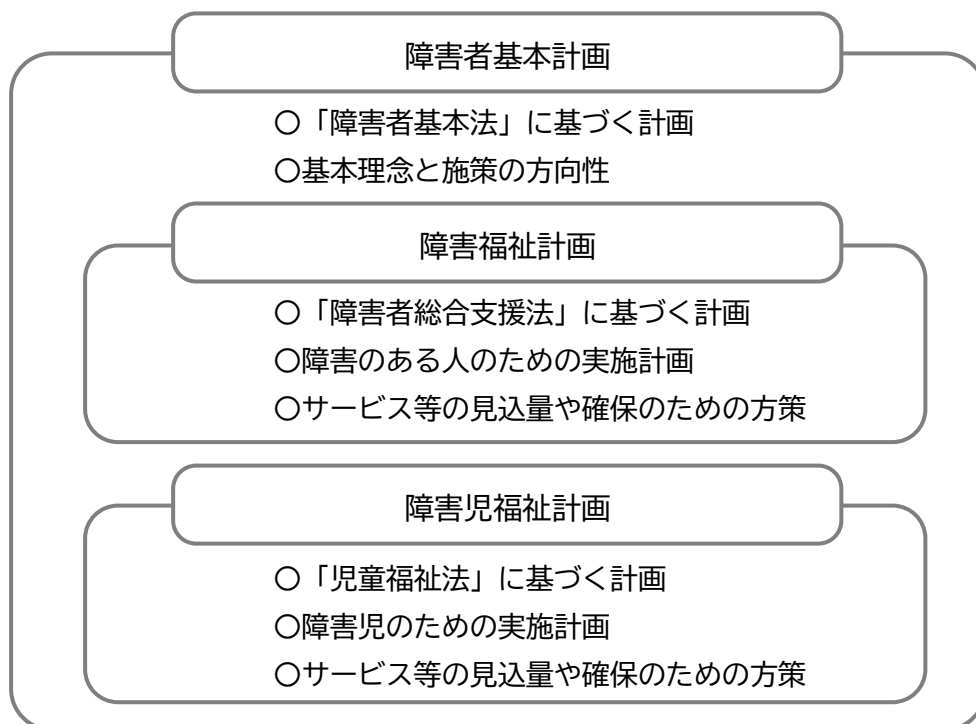
(1) 計画の性格

本計画は、「障害者基本計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」の3計画を一体的に策定したものです。

「障害者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として、障害のある人の生活全般にかかる幅広い分野の施策を総合的に推進するための基本的な計画です。

「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画として、障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込量や確保のための方策を定めた計画です。

「障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画として、障害児福祉サービスの見込量や確保のための方策を定めた計画です。

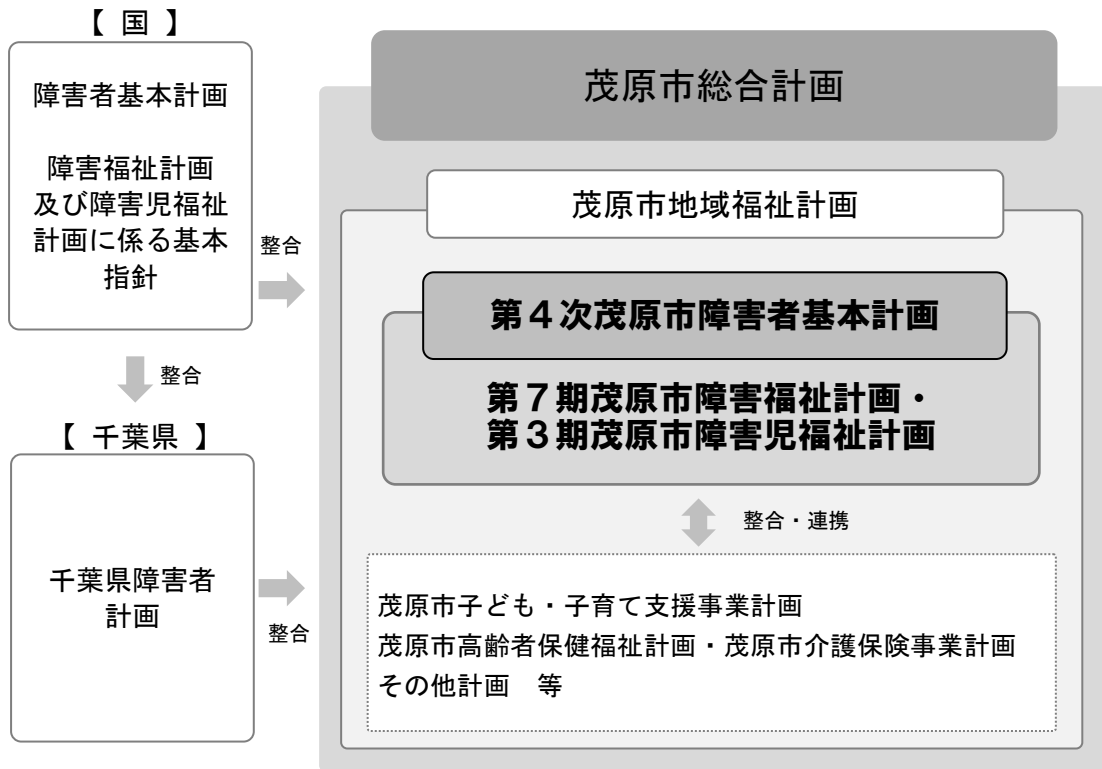


(2) 根拠法令

項目	障害者基本計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
策定義務	義務	義務	義務
基本的な考え方	国の障害者基本計画（第5次計画 令和5年度～令和9年度）及び、第八次千葉県障害者計画（令和6年度～令和8年度）の内容と本市の現行計画（平成30年度～令和5年度）の進捗状況を確認し、見直しを行う。	国の基本指針の見直しの内容をはじめ、関係する法令や調査結果を踏まえるとともに、第6期計画（令和3年度～令和5年度）に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進捗に応じた必要な見直しを行う。	国の基本指針の見直しの内容をはじめ、関係する法令や調査結果を踏まえるとともに、第2期計画（令和3年度～令和5年度）に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進捗に応じた必要な見直しを行う。
計画期間	6か年 (第4次:令和6～11年度)	3か年 (第7期:令和6～8年度)	3か年 (第3期:令和6～8年度)

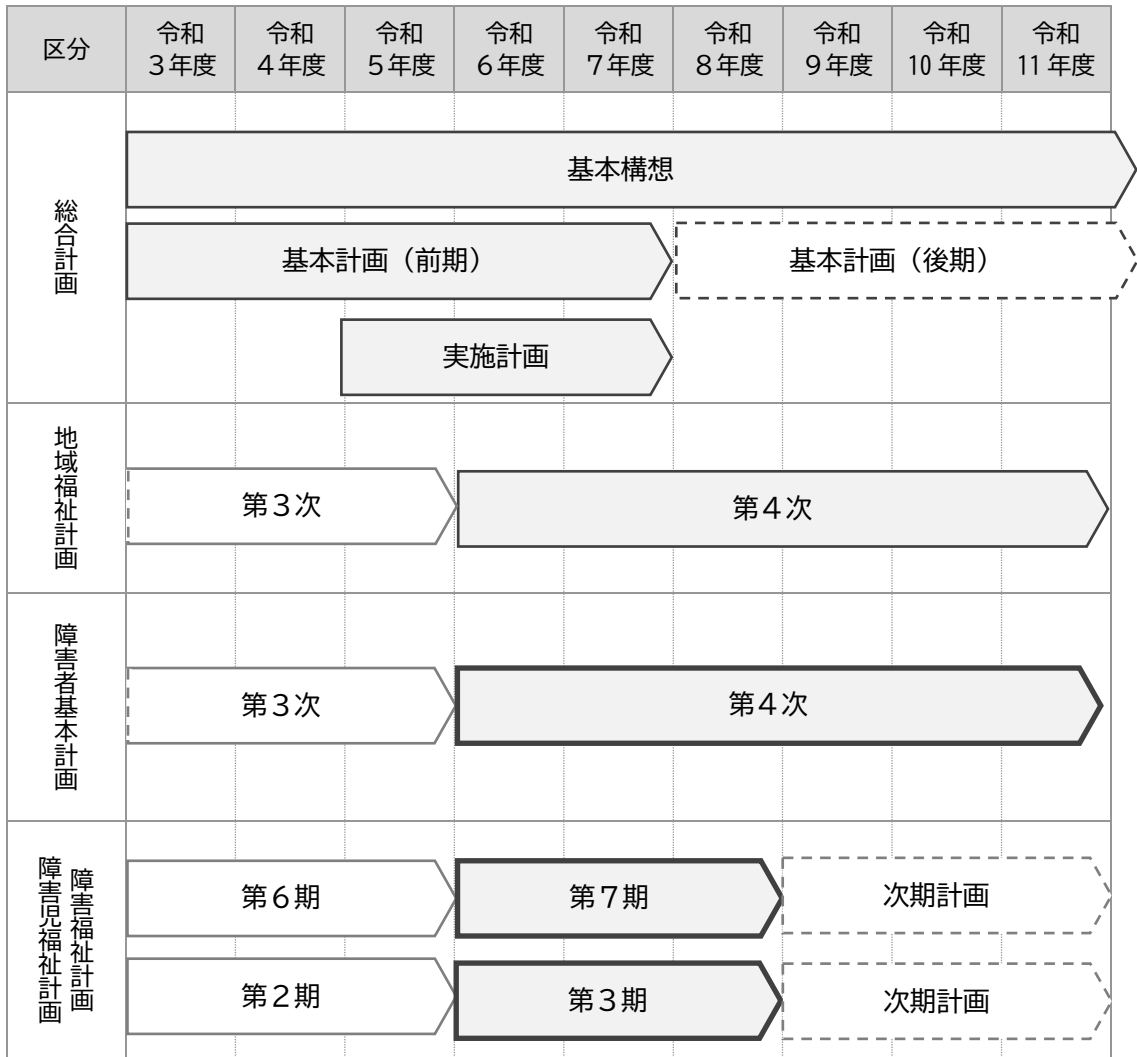
(3) 関連計画

本計画は、本市のまちづくりの総合的指針である「茂原市総合計画」の将来像や理念を実現させるために、「茂原市地域福祉計画」及び「茂原市子ども・子育て支援事業計画」、並びに千葉県の「千葉県障害者計画」等、関連する他の計画とも整合を図りながら、本市における障害者施策を総合的かつ計画的に推進するものです。



3 計画の期間

今回策定する「第4次茂原市障害者基本計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間で計画の期間とします。また、「第7期茂原市障害福祉計画・第3期茂原市障害児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間で計画の期間とします。



4 「障害のある人」の範囲

本計画の対象となる「障害のある人」は、障害者基本法第2条の規定に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある人としてします。

なお、社会的障壁とは、障害のある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

5 法制度の整備状況

わが国の障害者関連法制度は、平成5年の障害者基本法施行を契機に、自立と社会参加を進める施策が進められ、平成18年の障害者自立支援法により、福祉サービスが飛躍的に普及しました。さらに、障害者権利条約を批准し、合理的配慮を求める障害者差別解消法をはじめ、「共生社会」の実現を目指し障害のある人への支援に関する法整備が進んでいます。

時期	項目	備考
平成5年	障害者基本法施行 (心身障害者対策基本法から移行)	身近な市町村を実施主体として在宅福祉サービスを拡充し、自立と社会参加を進める方向
平成7年	精神衛生法が精神保健福祉法に移行	精神障害者を障害者と位置づけ、医療・保健だけでなく福祉サービスの対象に
平成12年	社会福祉事業法が社会福祉法に移行	「措置」(行政処分)から「契約」への移行・自立支援を目指す福祉を規定。支援費制度(平成15~17年度)の根拠にも
平成17年	発達障害者支援法施行	発達障害をはじめて定義し、支援の対象に
平成18年	障害者自立支援法施行	3障害共通、就労支援の強化、地域生活への移行促進を目指し、国がサービスを義務的給付化
平成18年以降	障害福祉サービス事業所の普及拡大	全国的に、障害福祉サービスの提供量が飛躍的に拡大
平成19年	障害者権利条約に日本署名	以降、「合理的配慮」基準を満たすための法制度整備が進む
平成24年	障害児支援の強化	就学前の児童発達支援、就学後の放課後等デイサービスにサービスを再編
	障害者虐待防止法施行	市町村障害者虐待防止センターの設置義務化等
平成25年	障害者自立支援法が障害者総合支援法に移行	制度・サービスはほぼ踏襲するも、共生社会の実現を強調
	障害者優先調達推進法施行	障害者就労施設等が供給する物品等の需要促進、受注機会確保を図る
平成26年	障害者権利条約を日本が批准	障害者差別解消法等の関連法を整備
平成28年	障害者差別解消法施行	「合理的配慮」の不提供の禁止が法定(公共機関は義務、民間は努力義務)
	改正障害者雇用促進法施行	障害者に対する差別禁止、合理的配慮の提供義務を規定
	成年後見制度利用促進法施行	成年後見制度の利用促進を図る
	改正発達障害者支援法施行	発達障害者への一層の支援強化を目指す

時期	項目	備考
平成30年	改正障害者総合支援法施行	「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進
	改正児童福祉法施行	障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充
	改正障害者雇用促進法施行	精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える
令和3年	改正社会福祉法施行	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
	医療的ケア児支援法施行	医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
令和4年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進
令和6年	改正障害者差別解消法施行	民間事業者による合理的配慮の提供が法的義務となり、国と自治体が連携協力する責務を新設
	改正障害者総合支援法施行	共同生活援助（グループホーム）の支援内容を法律上明確化 基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備を努力義務化
	改正精神保健福祉法施行	家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする
	改正障害者雇用促進法施行	障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進
	改正児童福祉法施行	要支援児童等への包括的かつ計画的な支援の実施を市町村業務へ追加、こども家庭センターの設置を努力義務化 児童発達支援センターが地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関であることを明確化

6 計画の目指すべき将来像

- 「誰一人取り残さない」というSDGsの理念のもと、誰もが生きがいを持って生活できる地域共生社会の実現を目指します。
- 社会保障の健全運営と相談機能の充実に努めます。
- 障害のある人が住み慣れた地域で主体的に生活できるよう、個人の状況や適性に応じて、生活全般を支援する体制を整備します。
- 障害に対する理解を醸成し、地域の活動への参加を促進します。

7 計画策定における視点

(1) 法律の制定及び改正

障害者総合支援法等が改正され、障害のある人等が希望する生活を営むことができる社会の実現に向け、地域生活や就労を支援するための施策が強化されました。

また、障害者差別解消法の改正では、行政機関等に加え、事業者に対し、障害のある人から申出があった場合の「合理的配慮の提供」について義務化され、障害を理由とする差別解消の一層の推進を図ることとされました。

さらに、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、障害のある人に配慮した情報通信・放送・出版の普及や意思疎通支援の人材育成等を行うこととされ、市町村障害者計画については、この法律の趣旨を踏まえて策定することと規定されました。

(2) 基本指針の改正

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を策定するに当たっての基本的な方針である「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が改正され、次のポイントが見直されました。

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥ 地域における相談支援体制の充実・強化
- ⑦ 障害者等に対する虐待の防止
- ⑧ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑨ 障害福祉サービスの質の確保
- ⑩ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭ その他：地方分権提案に対する対応

(3) 前計画の施策の評価

本計画の策定においては、茂原市障害者福祉に関する計画策定・推進委員会にて計画の進捗状況の把握・点検をするとともに、アンケート調査の実施などを通じて、施策・事業の有効性についての検証を行いました。

(4) 前計画からの変更点

① 第3次茂原市障害者基本計画からの主な変更点

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ向上の視点を採用しました。

また、「誰一人取り残さない」というSDGsの視点の導入を行いました。

② 第6期茂原市障害福祉計画からの主な変更点

○地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。

また、強度行動障害のある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

○福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とします。

就労定着支援事業の利用終了後、一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とします。

○相談支援体制の充実・強化等

総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置します。

また、関係機関等により構成される協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行います。

③ 第2期茂原市障害児福祉計画からの主な変更点

○障害児支援の提供体制の整備等

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進をします。



第2章 障害のある人を取り巻く現状と課題

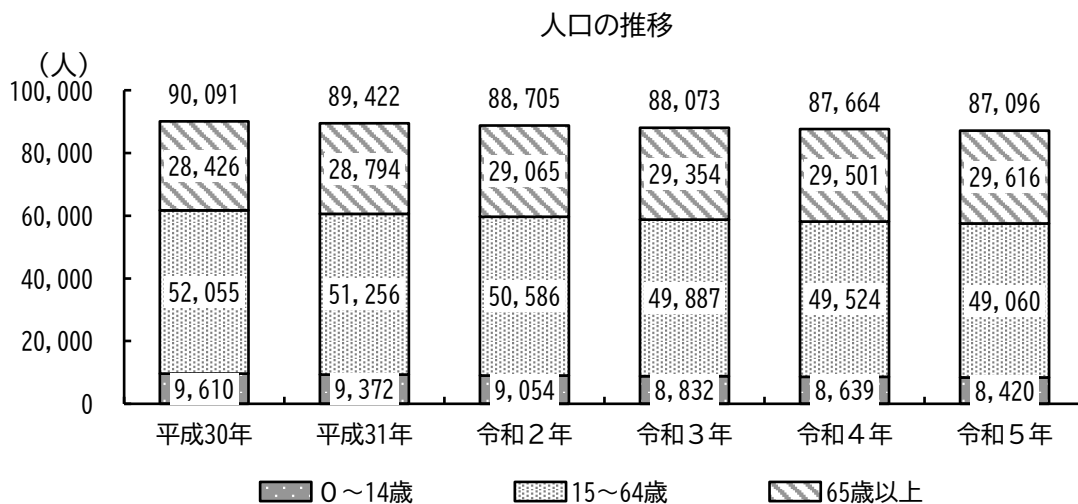
1 人口の状況

(1) 人口の推移

本市の近年の状況を住民基本台帳人口で見ると、毎年減少傾向で推移しており、令和5年には87,096人となっています。

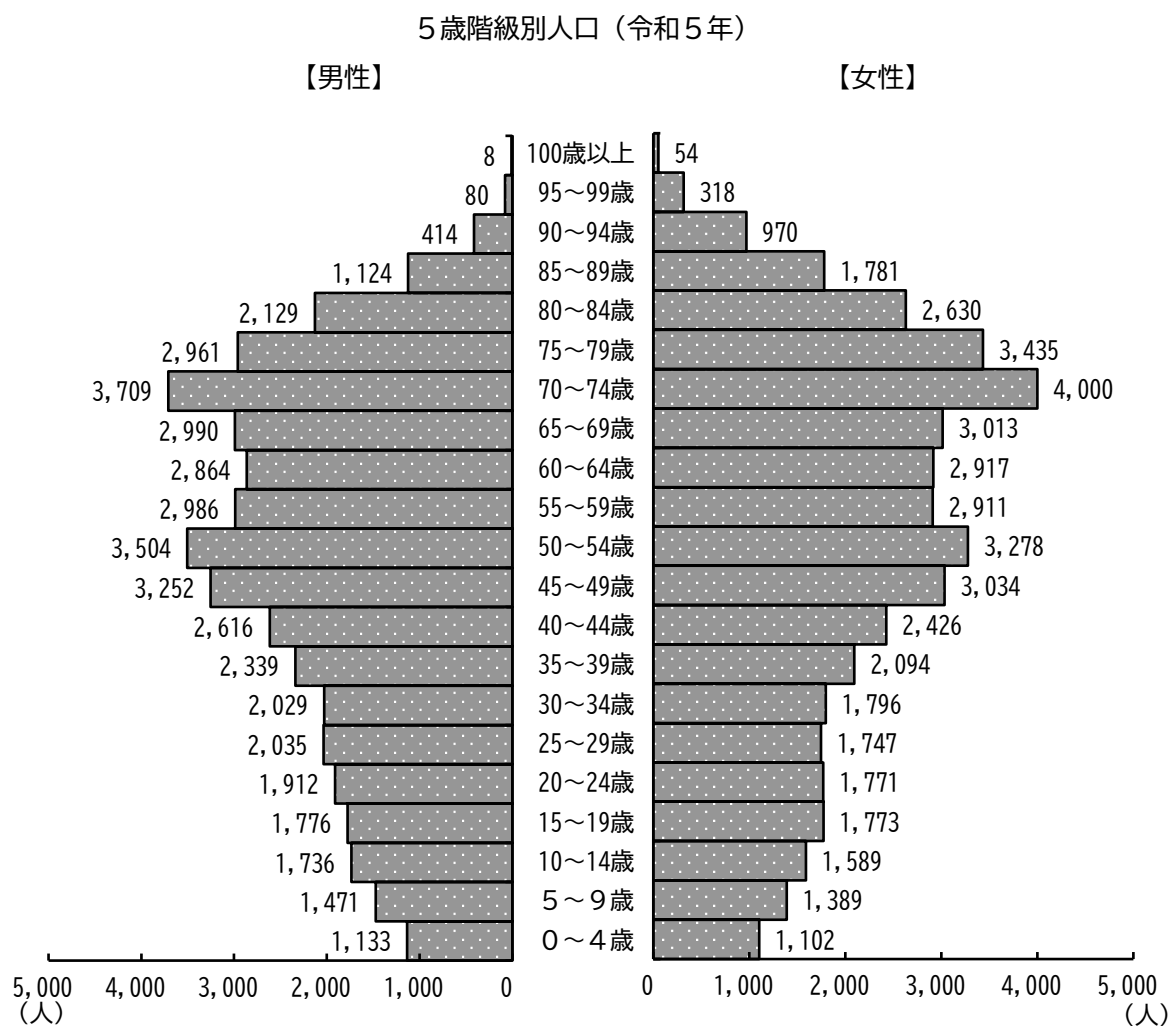
年齢構成別をみると、65歳以上の高齢者人口が年々増加しているのに対し、その他の人口は減少しており、少子高齢化が着実に進んでいます。

65歳以上の高齢者人口は人口の30%を超え、令和5年には34.0%を占めています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

また、令和5年4月1日現在の5歳階級別の人口をみると、70歳から74歳の年代の人口がひととき多くみられ、第7期茂原市障害福祉計画及び第3期茂原市障害児福祉計画の終了を迎える令和8年度には、その多くが後期高齢者となります。

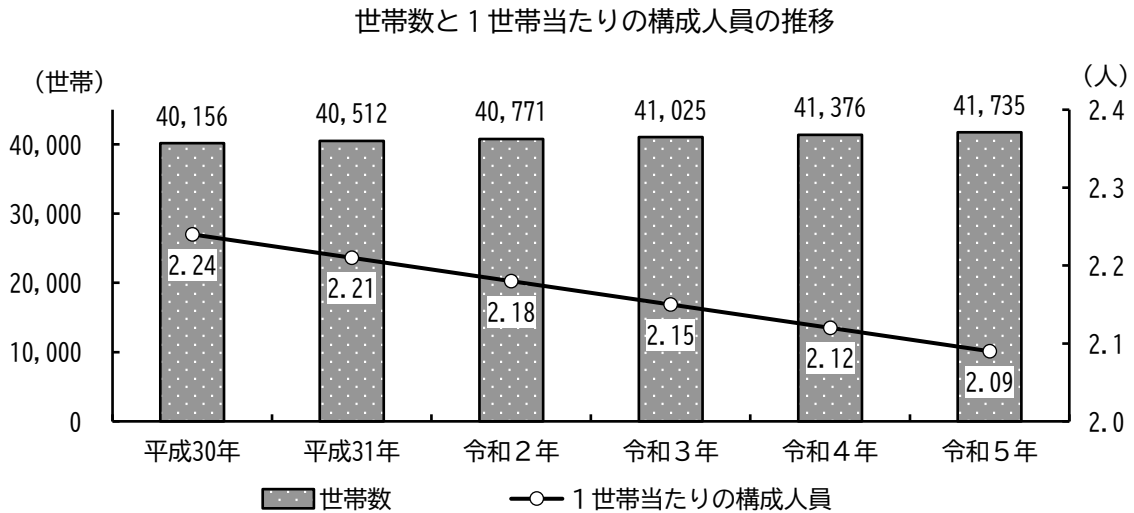


資料：住民基本台帳（4月1日現在）

(2) 世帯の小規模化

本市における世帯数をみると、人口が減少している一方で、世帯数は増加傾向が続いており、令和5年は41,735世帯となりました。平成30年からの5年間で、1,579世帯増加しています。

一方、1世帯当たりの構成人員は、平成30年の2.24人から令和5年には2.09人へと減っており、世帯の小規模化が進んでいることがわかります。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 障害者手帳所持者数の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、令和4年度（令和5年3月31日現在）に4,487人となり、障害者手帳所持者のうち、身体障害者手帳の所持者が61.8%を占め、最も多くなっています。

また、本市の総人口に対する手帳所持者の割合をみると、微増傾向で推移しています。

障害者手帳所持者数の推移

単位：人

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
所持者数	身体障害者手帳	2,830	2,807	2,774
	療育手帳	698	731	760
	精神障害者保健福祉手帳	775	873	953
	手帳所持者総数	4,303	4,411	4,487
総人口に対する割合	身体障害者手帳	3.21%	3.20%	3.18%
	療育手帳	0.79%	0.83%	0.87%
	精神障害者保健福祉手帳	0.88%	1.00%	1.09%
	手帳所持者総数	4.89%	5.03%	5.15%

資料：千葉県健康福祉部障害者福祉推進課 各年度3月31日現在
総人口は住民基本台帳人口 各翌年4月1日現在

<参 考>

千葉県内における総人口に対する障害者手帳所持者の割合を地域別にみると、本市の属する長生健康福祉センター管轄においては、各手帳の総人口に対する手帳所持者数の割合は、身体障害者手帳で3.53%、療育手帳で0.89%、精神障害者保健福祉手帳で1.00%となっております。

身体・療育・精神の3障害を合わせた割合は、5.42%と県内で4番目に高くなっており、長生地域の手帳所持者は、他の地域と比べ多い傾向にあることがわかります。

地域別手帳所持者の割合（令和4年度）

上段：手帳所持者数（人）

下段：総人口に対する手帳所持者の割合（%）

地域名	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉 手帳所持者	地域別合計
習志野	12,716	3,407	4,820	20,943
489,325	2.60	0.70	0.99	4.28
市川	13,362	3,679	6,766	23,807
662,895	2.02	0.55	1.02	3.59
松戸	20,428	5,793	8,385	34,606
837,538	2.44	0.69	1.00	4.13
野田	5,147	1,604	1,616	8,367
153,600	3.35	1.04	1.05	5.45
印旛	19,789	5,784	7,340	32,913
727,778	2.72	0.79	1.01	4.52
香取	3,497	906	740	5,143
103,797	3.37	0.87	0.71	4.95
海匝	4,995	1,386	1,329	7,710
153,030	3.26	0.91	0.87	5.04
山武	6,486	1,923	1,964	10,373
197,992	3.28	0.97	0.99	5.24
長生	5,084	1,289	1,438	7,811
144,176	3.53	0.89	1.00	5.42
夷隅	3,200	669	561	4,430
66,863	4.79	1.00	0.84	6.63
安房	4,872	1,159	1,082	7,113
117,723	4.14	0.98	0.92	6.04
君津	11,543	3,094	2,543	17,180
324,271	3.56	0.95	0.78	5.30
市原	8,309	2,437	2,507	13,253
269,643	3.08	0.90	0.93	4.92
千葉市	30,682	8,011	11,568	50,261
977,086	3.14	0.82	1.18	5.14
船橋市	15,476	3,948	6,730	26,154
647,597	2.39	0.61	1.04	4.04
柏市	12,297	3,135	4,416	19,848
434,156	2.83	0.72	1.02	4.57
県全体合計	177,883	48,224	63,805	289,912
6,307,470	2.82	0.76	1.01	4.60

資料：千葉県健康福祉部障害者福祉推進課 令和5年3月31日現在
千葉県年齢別・町丁字別人口 令和5年4月1日現在

(2) 身体に障害のある人

身体障害者手帳の所持者数は、令和4年度末現在2,774人で、令和2年度から令和4年度にかけて減少傾向にあり、令和2年度からの2年間で56人減少しています。

等級別の状況をみると、1級・2級の手帳所持者の割合が、約半分を占めています。

身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
等級	1級	1,029	1,018	994
	2級	399	391	385
	3級	418	413	422
	4級	695	693	686
	5級	137	142	141
	6級	152	150	146
計		2,830	2,807	2,774

資料：千葉県健康福祉部障害者福祉推進課 各年度3月31日現在

(3) 知的に障害のある人

療育手帳の所持者数は、令和4年度末現在760人で、令和2年度からの2年間で62人増加しています。

程度別の状況をみると、軽度・中度・重度のすべての程度で、手帳所持者数は増加傾向にあります。

療育手帳所持者数の推移

単位：人

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
年齢	18歳未満	144	157	166
	18歳以上	554	574	594
程度	軽度	252	257	269
	中度	157	172	184
	重度	289	302	307
計		698	731	760

資料：千葉県健康福祉部障害者福祉推進課 各年度3月31日現在

(4) 精神に障害のある人

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和4年度末現在953人で、令和2年度からの2年間で178人増加しています。

等級別の状況をみると、1級・2級・3級のすべての等級で、手帳所持者数は増加し続けています。

また、自立支援医療(精神通院医療)受給者数は、令和4年度末現在1,464人で、令和2年度からの2年間で47人増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数及び
自立支援医療(精神通院医療)受給者証所持者数の推移

単位：人

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
等級	1級(重度)	101	126	127
	2級(中度)	480	532	586
	3級(軽度)	194	215	240
計		775	873	953
自立支援医療 (精神通院医療)受給者		1,417	1,409	1,464

資料：千葉県健康福祉部障害者福祉推進課 各年度3月31日現在

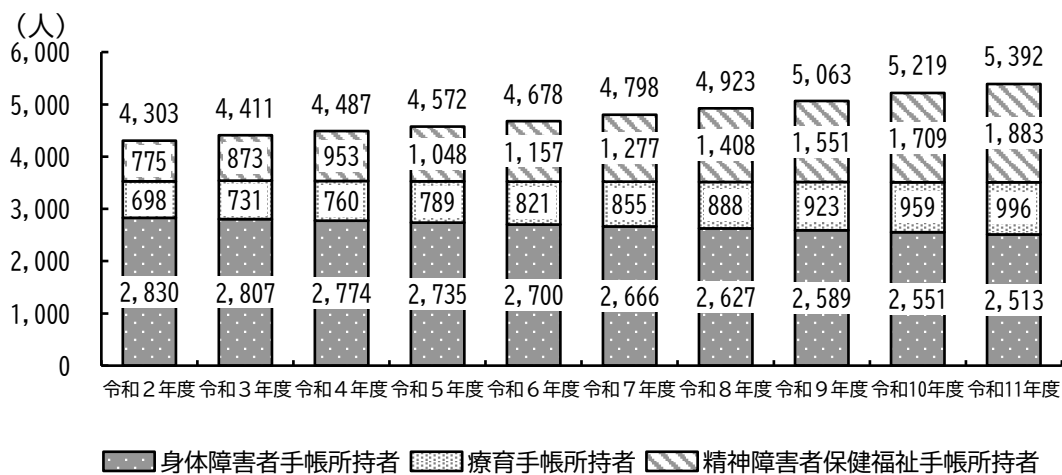
3 目標年度における障害者手帳所持者数の推計

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数の推計は、以下のとおりになります。

各手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者が減少傾向、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者が年々増加傾向で推移する見込みです。

令和11年度には、身体障害者手帳所持者が2,513人、療育手帳所持者が996人、精神障害者保健福祉手帳所持者が1,883人と推計され、全体では5,392人で、総人口に対する割合も増加傾向となり、約6.6%になります。

手帳所持者数の推計



実績値（令和2年度～令和4年度）は年度末現在

推計値は、総人口推計値（茂原市人口ビジョン推計）に対する手帳所持者の割合とした。

4 アンケート調査結果からみた現状

本計画の策定に当たり、地域における障害のある人を取り巻く現状を把握するため、次のとおりアンケート調査を実施しました。

なお、調査結果の一部を抜粋して掲載しています。

(1) 調査の概要

① 調査期間

令和5年6月30日～令和5年7月18日（障害関係団体は7月21日まで）

② 調査方法

郵送配布・郵送回収方式

③ 調査対象及び回収状況

調査対象	配布数	有効回収数	有効回収率
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・精神通院医療受給者証所持者（18歳以上）	2,300通	1,090通	47.4%
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・精神通院医療受給者証・障害児通所支援受給者証所持者（18歳未満）	200通	91通	45.5%
一般市民（上記以外の市民）	1,000通	386通	38.6%
障害関係団体（当事者団体・ボランティア団体）	13通	11通	84.6%
障害福祉サービス事業所	50通	29通	58.0%

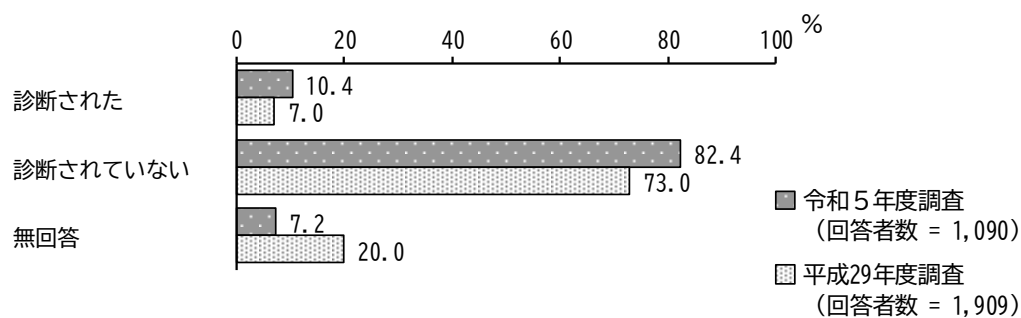
(2) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・ 精神通院医療受給者証所持者（18歳以上）の結果

① 回答者属性

ア 発達障害（疑いも含む。）と診断されたかの有無（1つに○）

「診断された」の割合が10.4%、「診断されていない」の割合が82.4%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「診断された」の割合が増加しています。

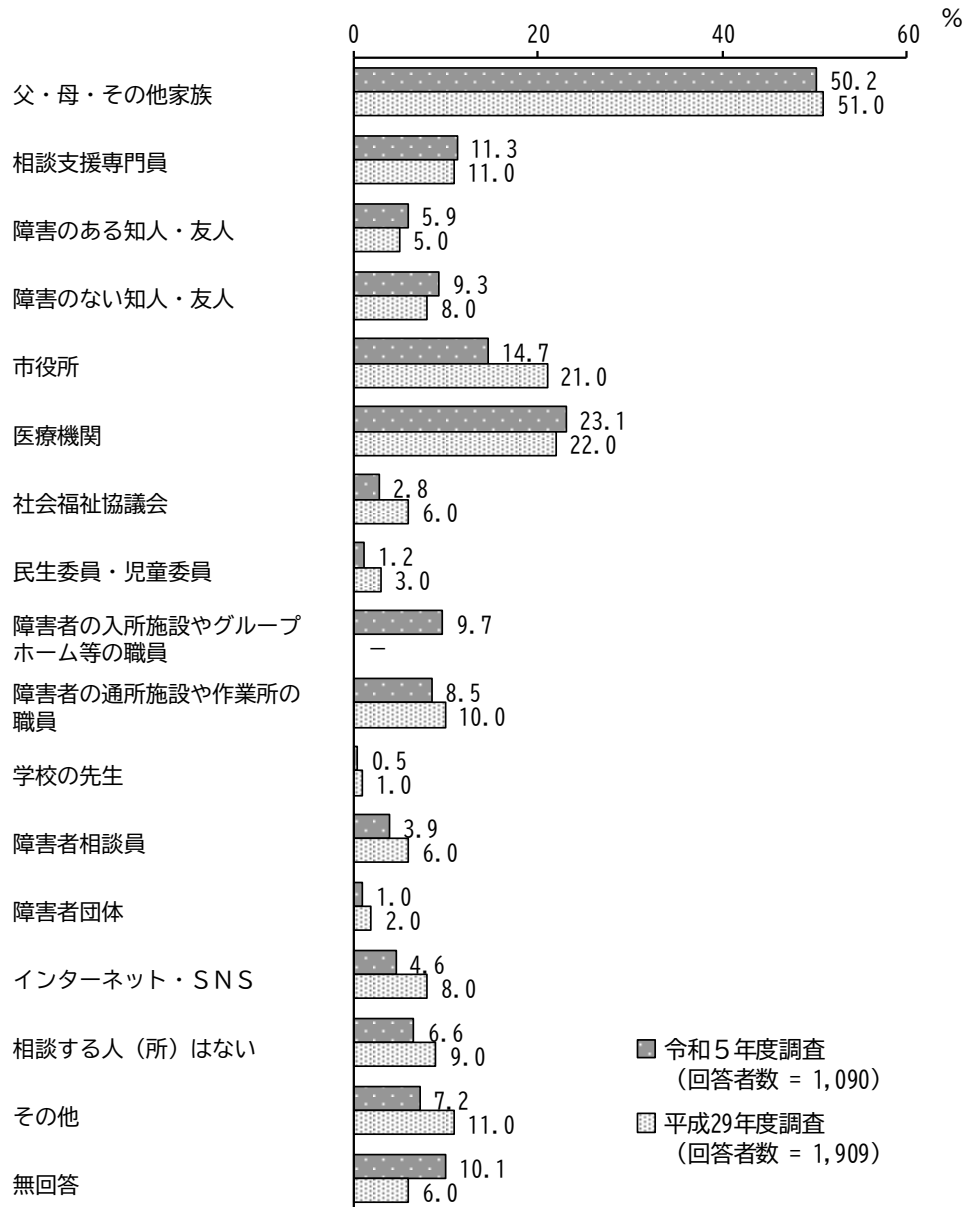


② 住まいや暮らしについて

ア 困ったとき、悩んでいるときの相談先（いくつでも○）

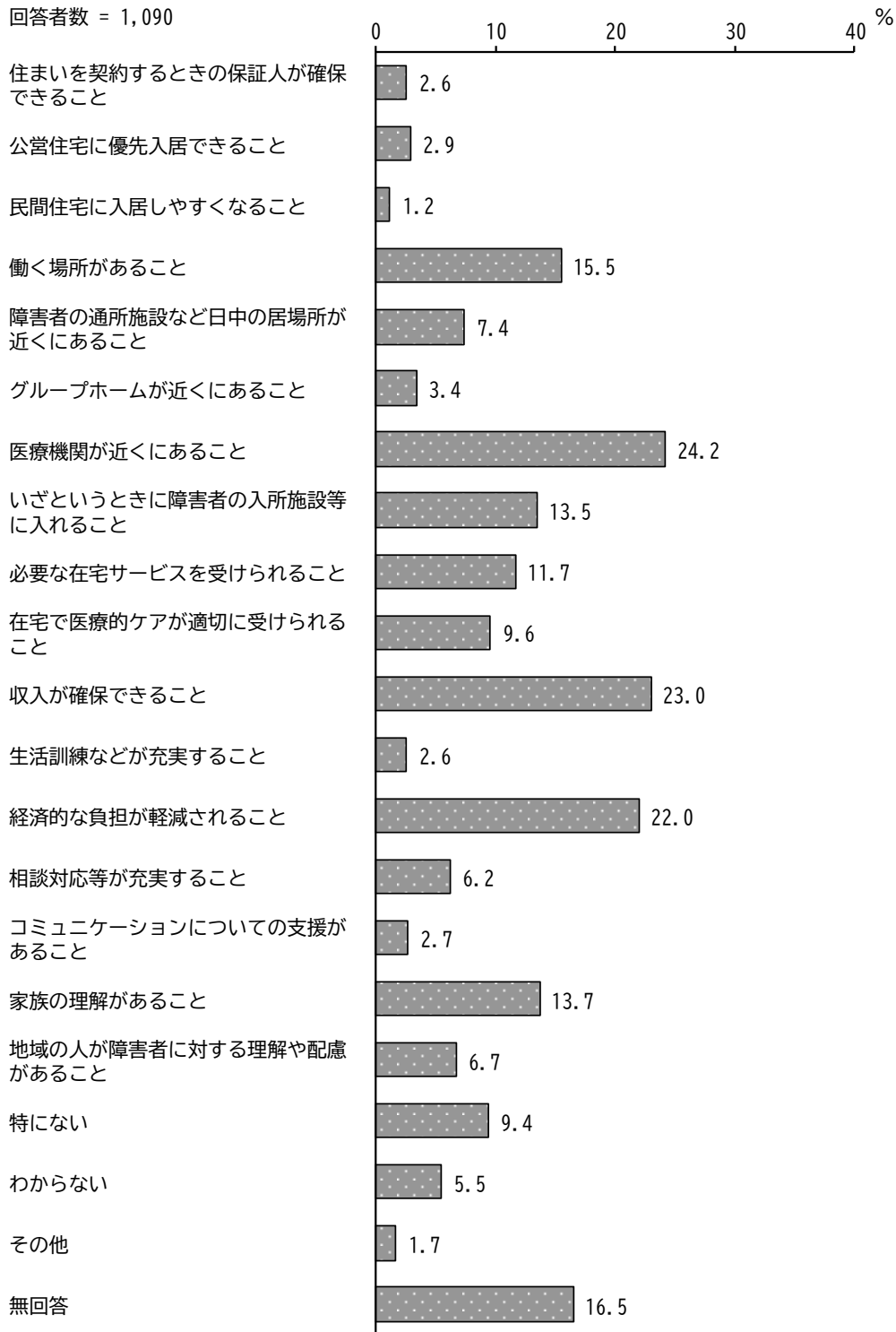
「父・母・その他家族」の割合が50.2%と最も高く、次いで「医療機関」の割合が23.1%、「市役所」の割合が14.7%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「市役所」の割合が減少しています。



イ 希望する暮らしの実現に必要なこと（3つまで〇）

「医療機関が近くにあること」の割合が24.2%と最も高く、次いで「収入が確保できること」の割合が23.0%、「経済的な負担が軽減されること」の割合が22.0%となっています。

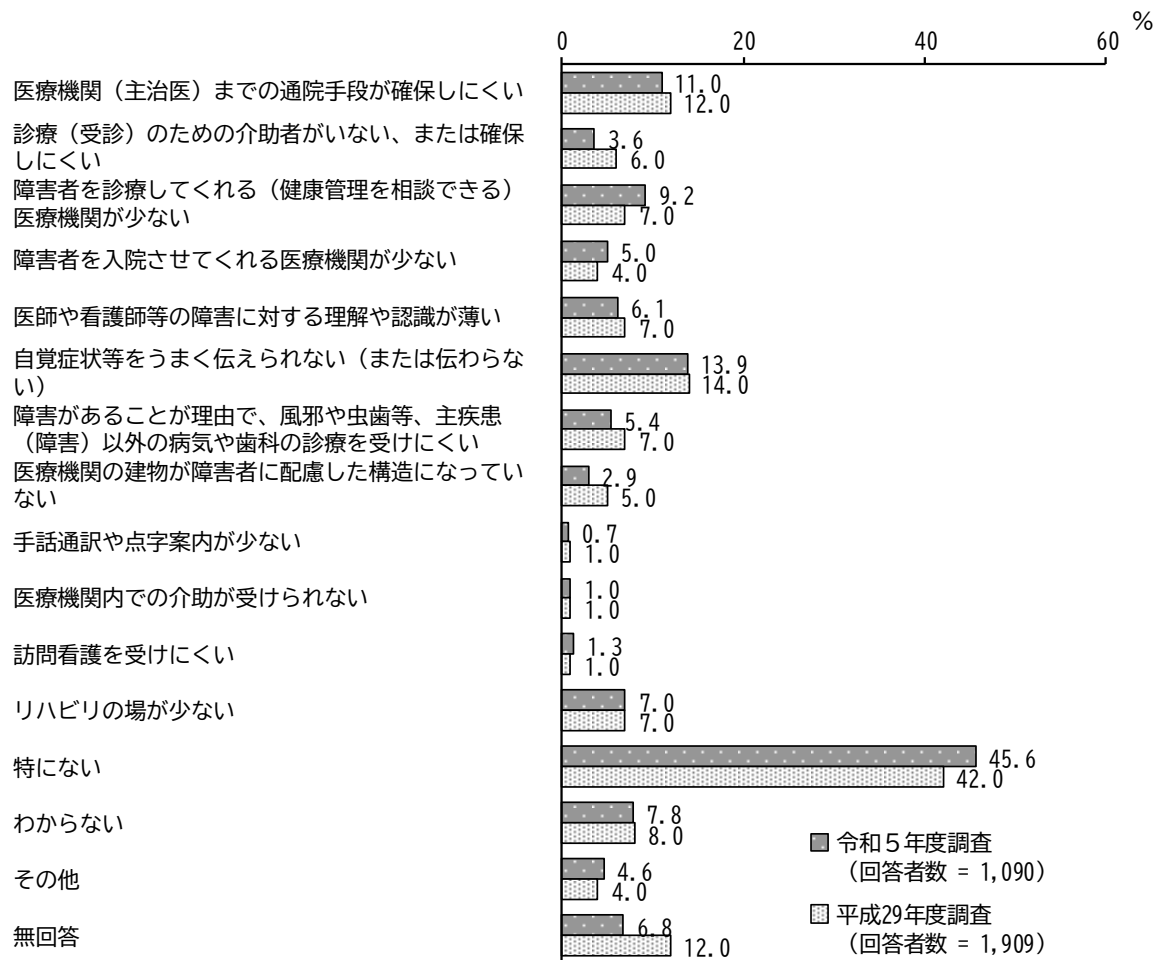


③ 通院や外出について

ア 医療・健康管理に関する困りごと（いくつでも○）

「特になし」の割合が45.6%と最も高く、次いで「自覚症状等をうまく伝えられない（または伝わらない）」の割合が13.9%、「医療機関（主治医）までの通院手段が確保しにくい」の割合が11.0%となっています。

平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

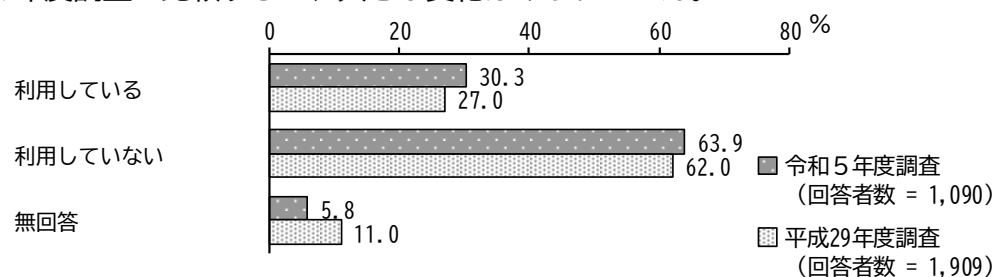


④ サービスの利用について

ア 障害福祉サービスの利用状況（1つに○）

「利用している」の割合が30.3%、「利用していない」の割合が63.9%となっています。

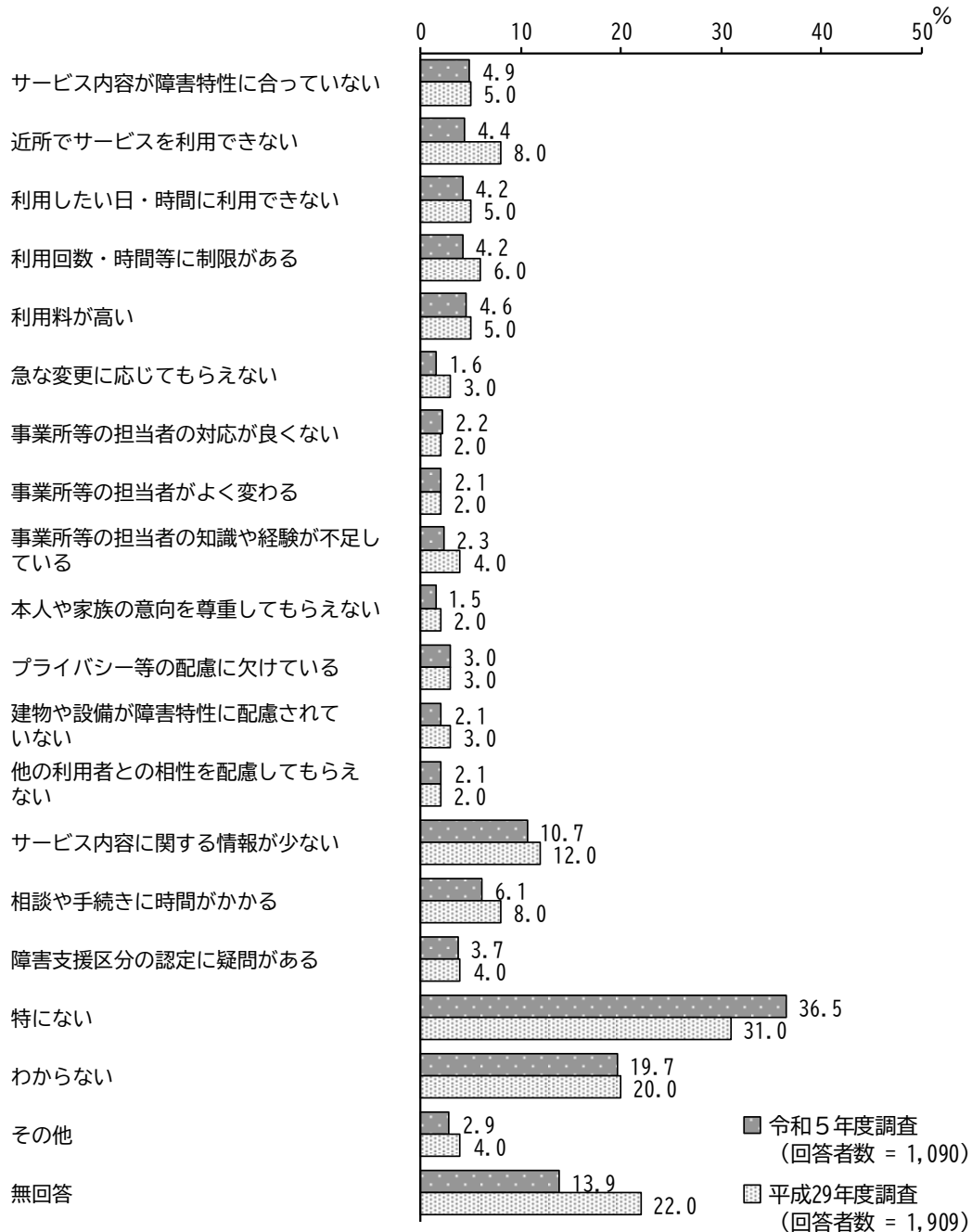
平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



イ 制度やサービス等の不満点（いくつでも○）

「特にない」の割合が36.5%と最も高く、次いで「わからない」の割合が19.7%、「サービス内容に関する情報が少ない」の割合が10.7%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「特にない」の割合が増加しています。

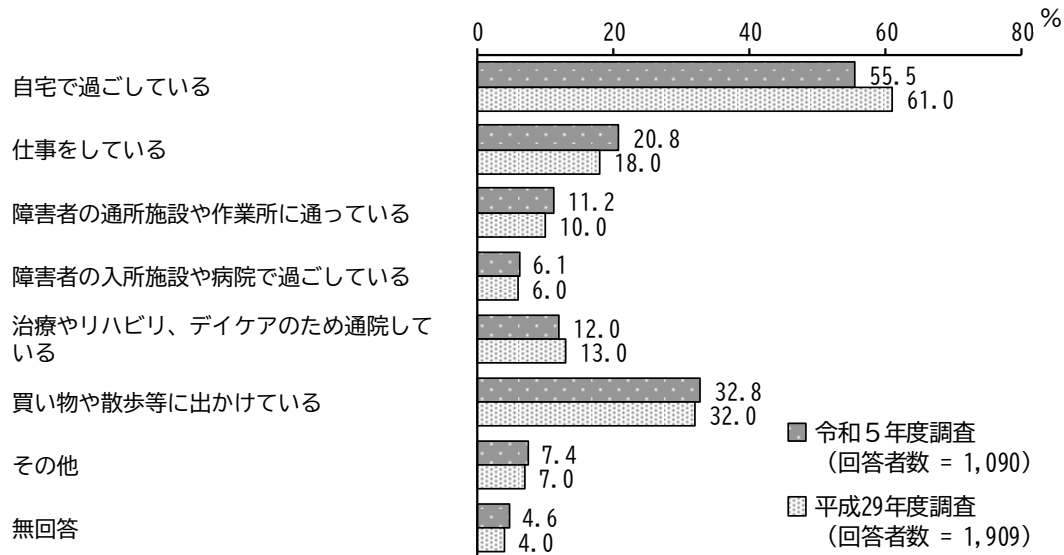


⑤ 収入や就労について

ア 平日の昼間の過ごし方（いくつでも○）

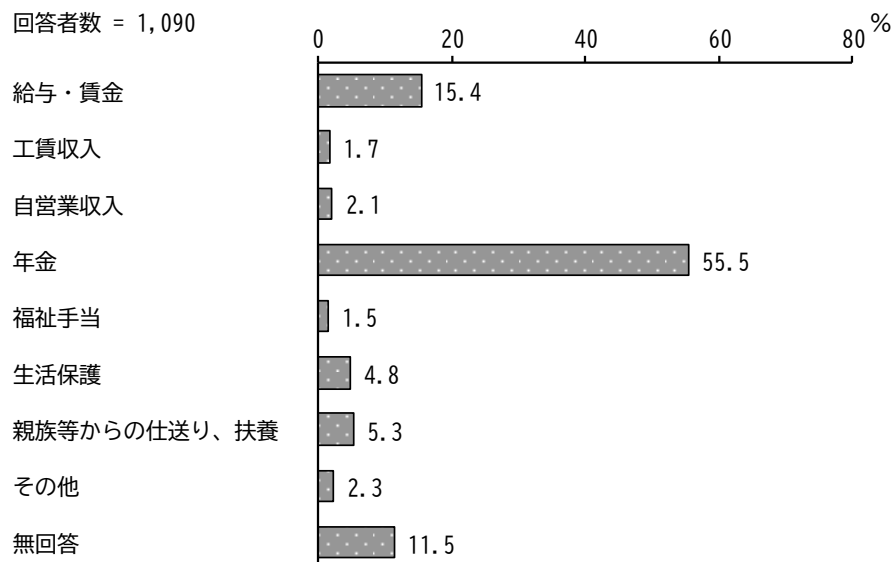
「自宅で過ごしている」の割合が55.5%と最も高く、次いで「買い物や散歩等に出かけている」の割合が32.8%、「仕事をしている」の割合が20.8%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「自宅で過ごしている」の割合が減少しています。



イ 主な収入源（一番多いもの1つに○）

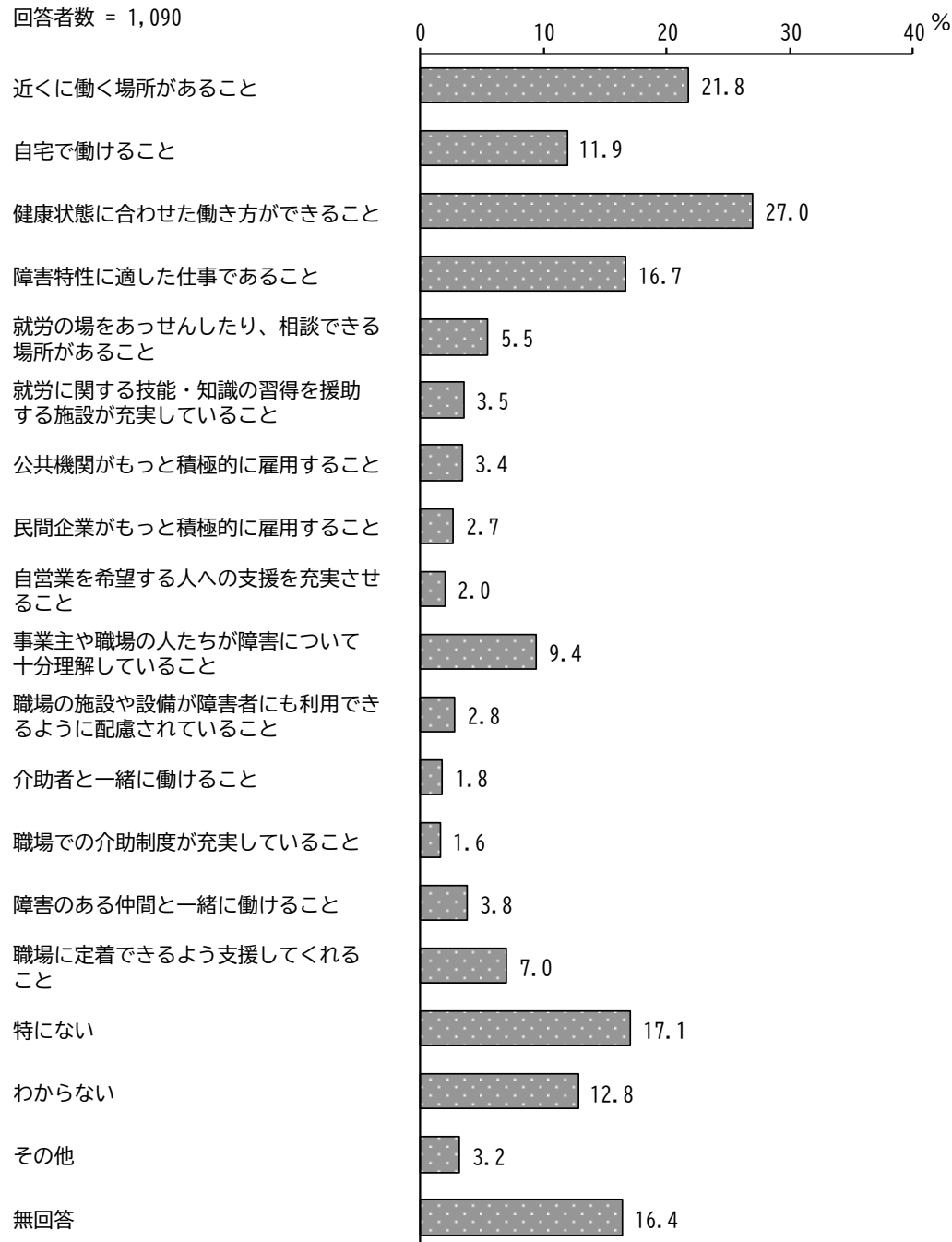
「年金」の割合が55.5%と最も高く、次いで「給与・賃金」の割合が15.4%となっています。



ウ 働くために必要なこと（3つまで○）

「健康状態に合わせた働き方ができること」の割合が27.0%と最も高く、次いで「近くに働く場所があること」の割合が21.8%、「特にない」の割合が17.1%となっています。

回答者数 = 1,090

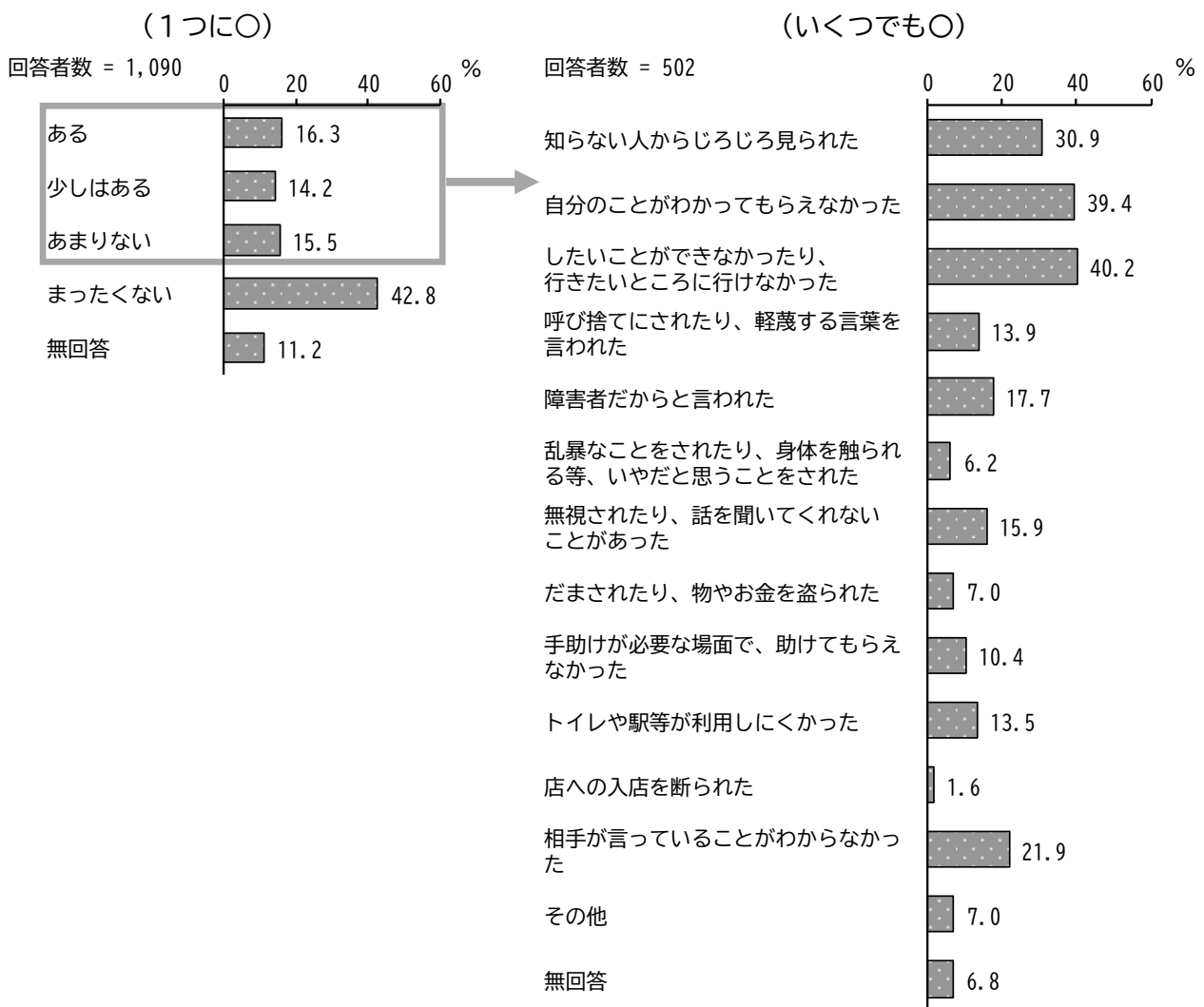


⑥ 権利擁護や災害時の避難等について

ア 障害があることで、されたことや感じたこと

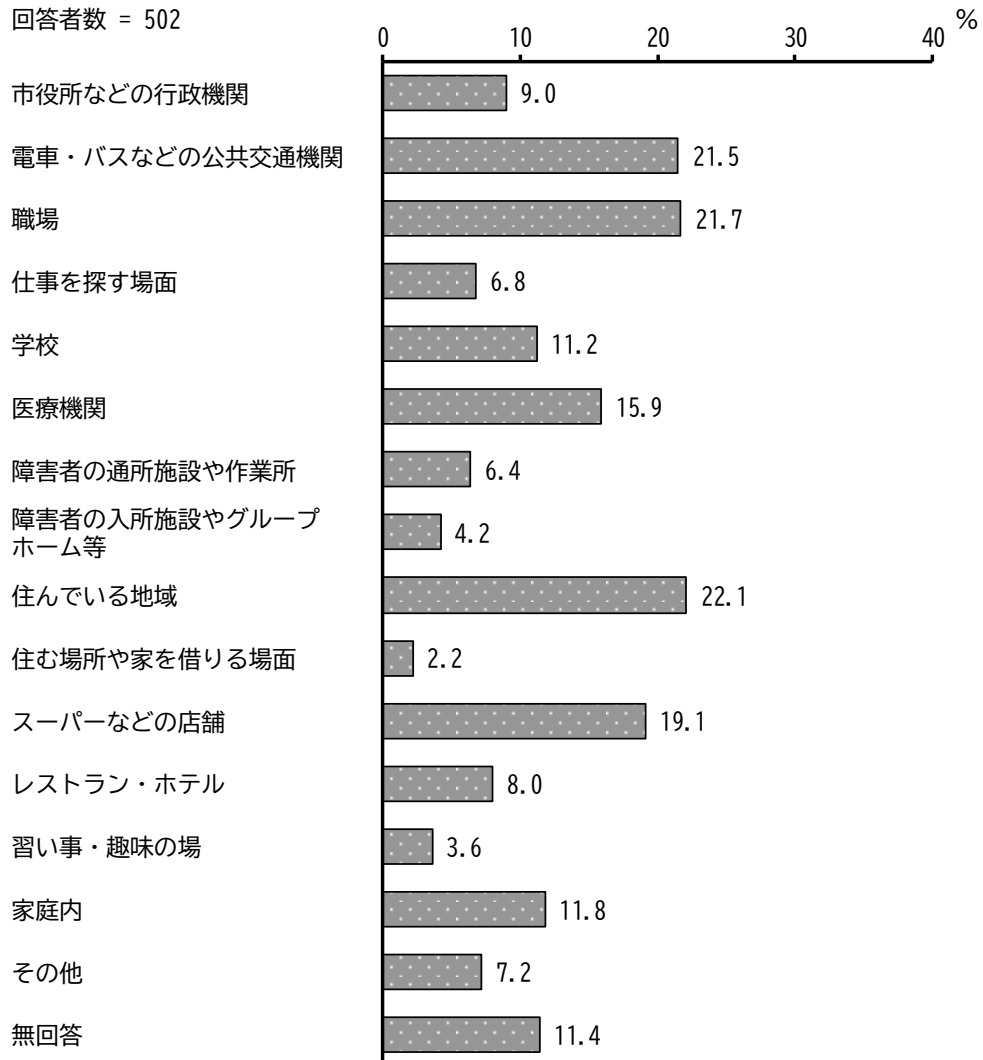
障害があることを理由に、差別を受けたり、いやな思いを感じたりしたことがある人は16.3%、少しはあるという人は14.2%となっています。

されたことや感じたことの内訳は、「したいことができなかつたり、行きたいところに行けなかつた」の割合が40.2%と最も高く、次いで「自分のことがわかってもらえなかつた」の割合が39.4%、「知らない人からじろじろ見られた」の割合が30.9%となっています。



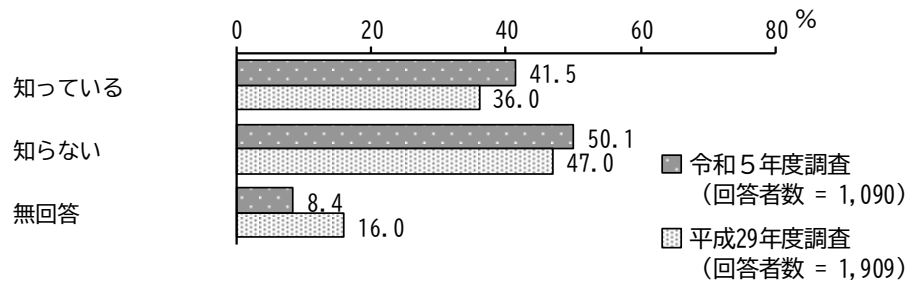
イ 差別やいやな思いを体験した場所や状況（いくつでも○）

「住んでいる地域」の割合が22.1%と最も高く、次いで「職場」の割合が21.7%、「電車・バスなどの公共交通機関」の割合が21.5%となっています。



ウ 成年後見制度についての認知度（1つに○）

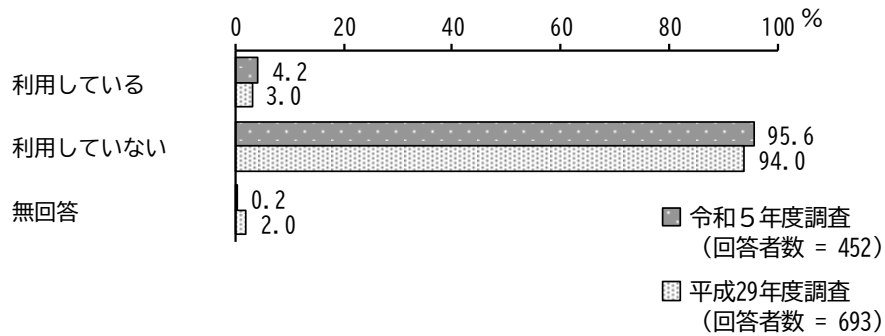
「知っている」の割合が41.5%、「知らない」の割合が50.1%となっています。
平成29年度調査と比較すると、「知っている」の割合が増加しています。



エ 成年後見制度の利用状況（1つに○）

成年後見制度を知っている人のうち、成年後見制度を「利用している」割合が4.2%、「利用していない」割合が95.6%となっています。

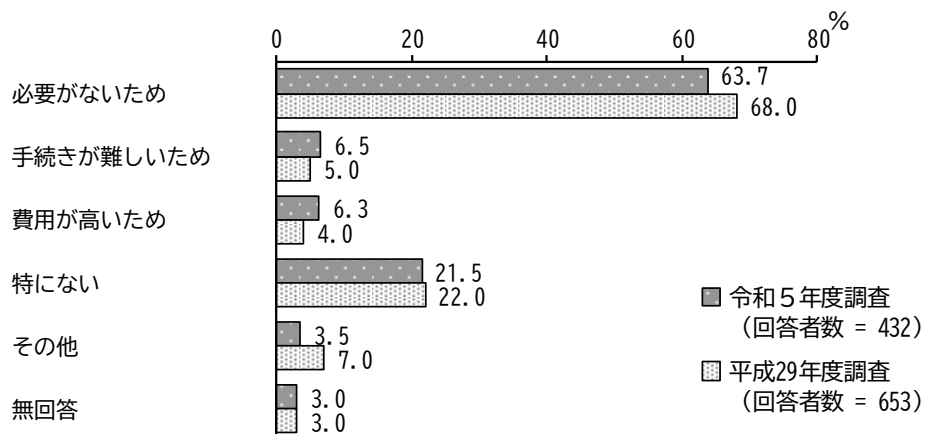
平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



オ 成年後見制度を利用していない理由（いくつでも○）

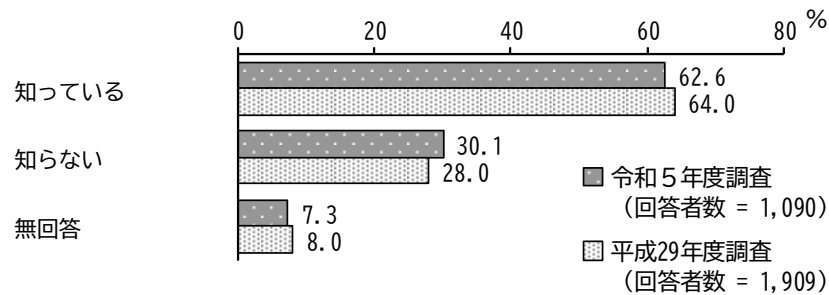
成年後見制度を知っているが、利用していない理由の内訳は、「必要がないため」の割合が63.7%と最も高く、次いで「特にない」の割合が21.5%となっています。

平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



カ 災害時の避難場所の認知度（1つに○）

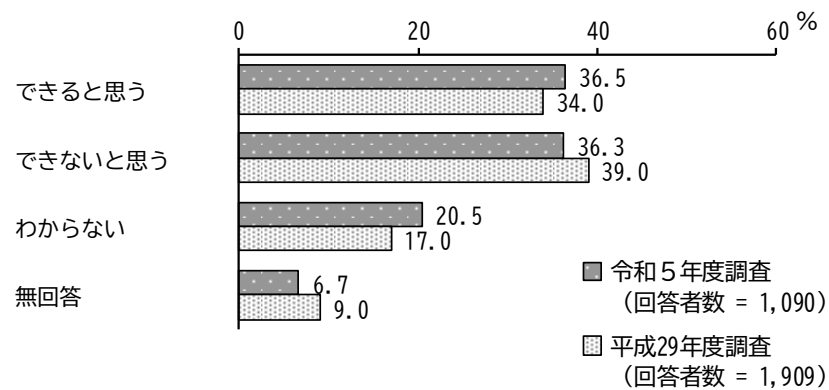
「知っている」の割合が62.6%、「知らない」の割合が30.1%となっています。
平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



キ 緊急時に一人で避難できる見込み（1つに○）

「できると思う」の割合が36.5%と最も高く、次いで「できないと思う」の割合が36.3%、「わからない」の割合が20.5%となっています。

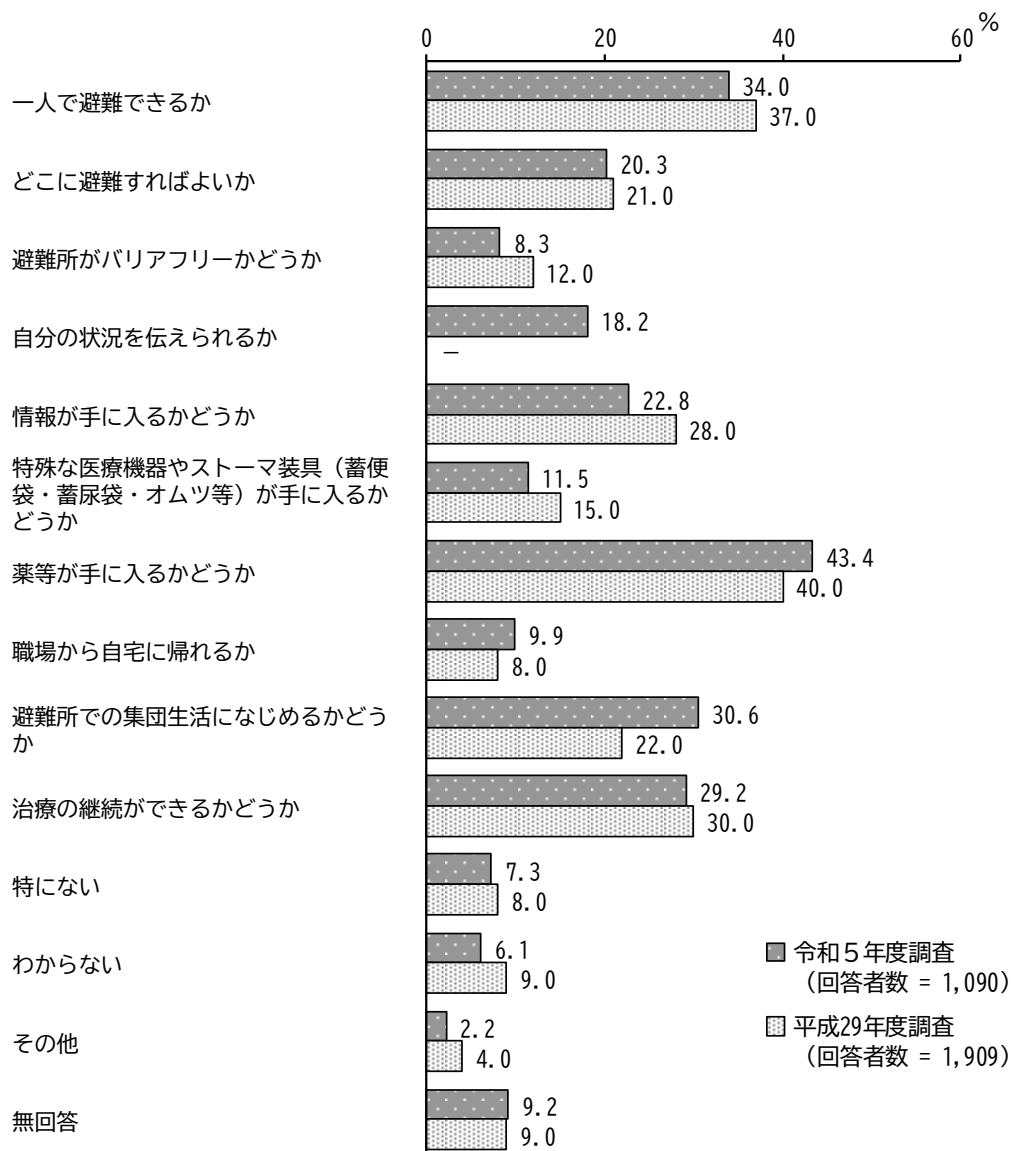
平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



ク 災害時の不安（いくつでも○）

「薬等が手に入るかどうか」の割合が43.4%と最も高く、次いで「一人で避難できるか」の割合が34.0%、「避難所での集団生活になじめるかどうか」の割合が30.6%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「避難所での集団生活になじめるかどうか」の割合が増加しています。一方、「情報が手に入るかどうか」の割合が減少しています。

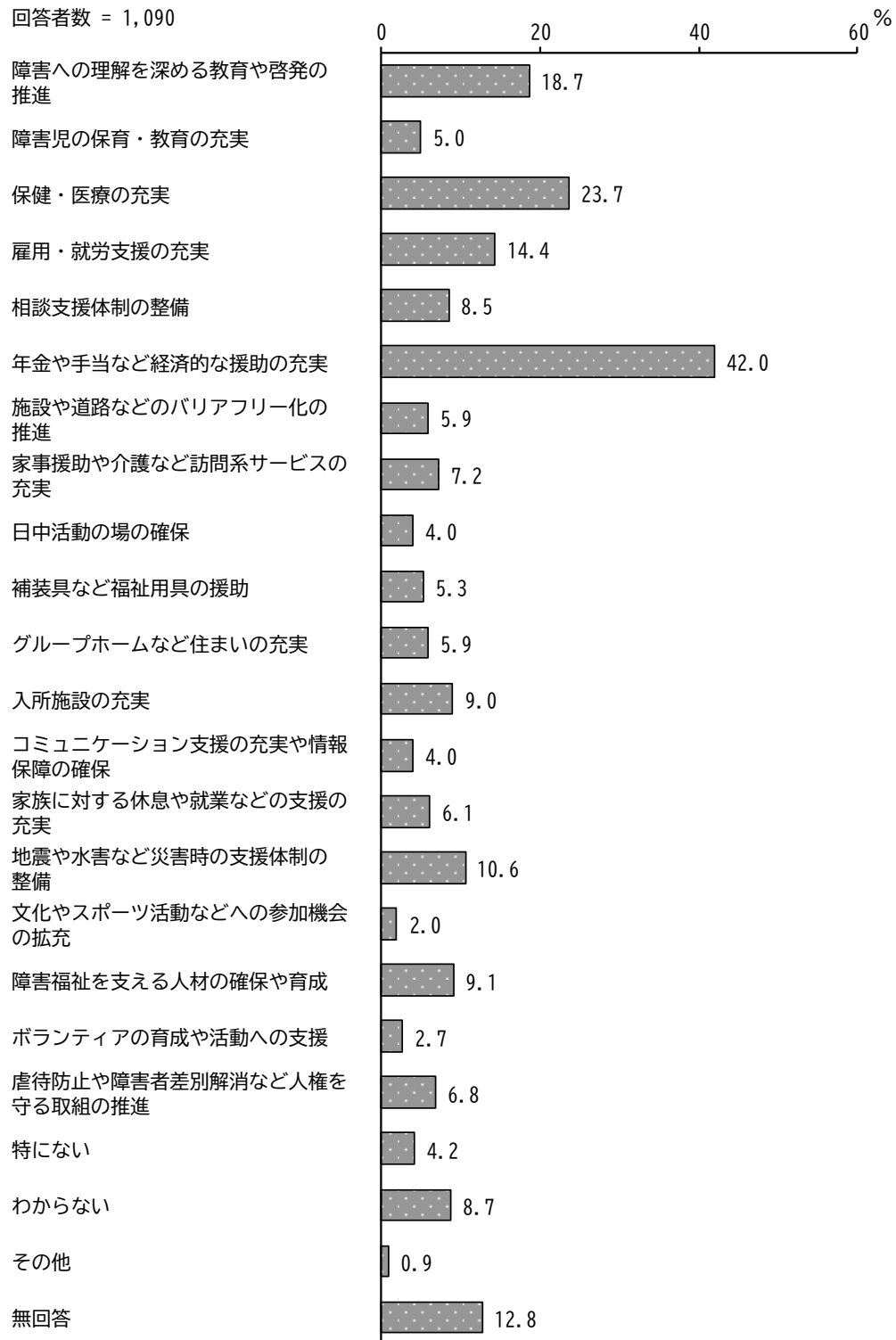


⑦ その他

ア 障害のある人のために進めて欲しいと考える施策（3つまで○）

「年金や手当など経済的な援助の充実」の割合が42.0%と最も高く、次いで「保健・医療の充実」の割合が23.7%、「障害への理解を深める教育や啓発の推進」の割合が18.7%となっています。

回答者数 = 1,090



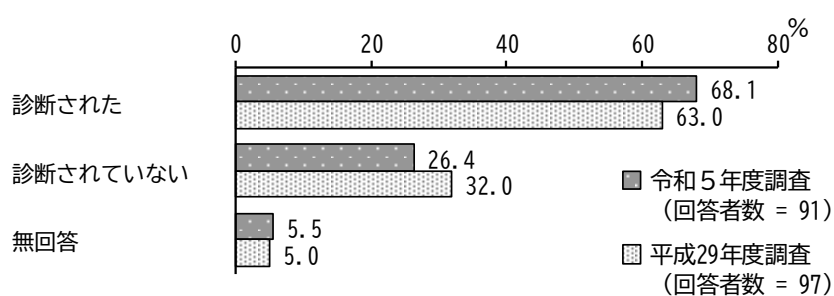
(3) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・ 精神通院医療受給者証・障害児通所支援受給者証所持者 (18歳未満)の結果

① 回答者属性

ア 発達障害(疑いも含む。)と診断されたかの有無(1つに○)

「診断された」の割合が68.1%、「診断されていない」の割合が26.4%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「診断された」の割合が増加しています。一方、「診断されていない」の割合が減少しています。

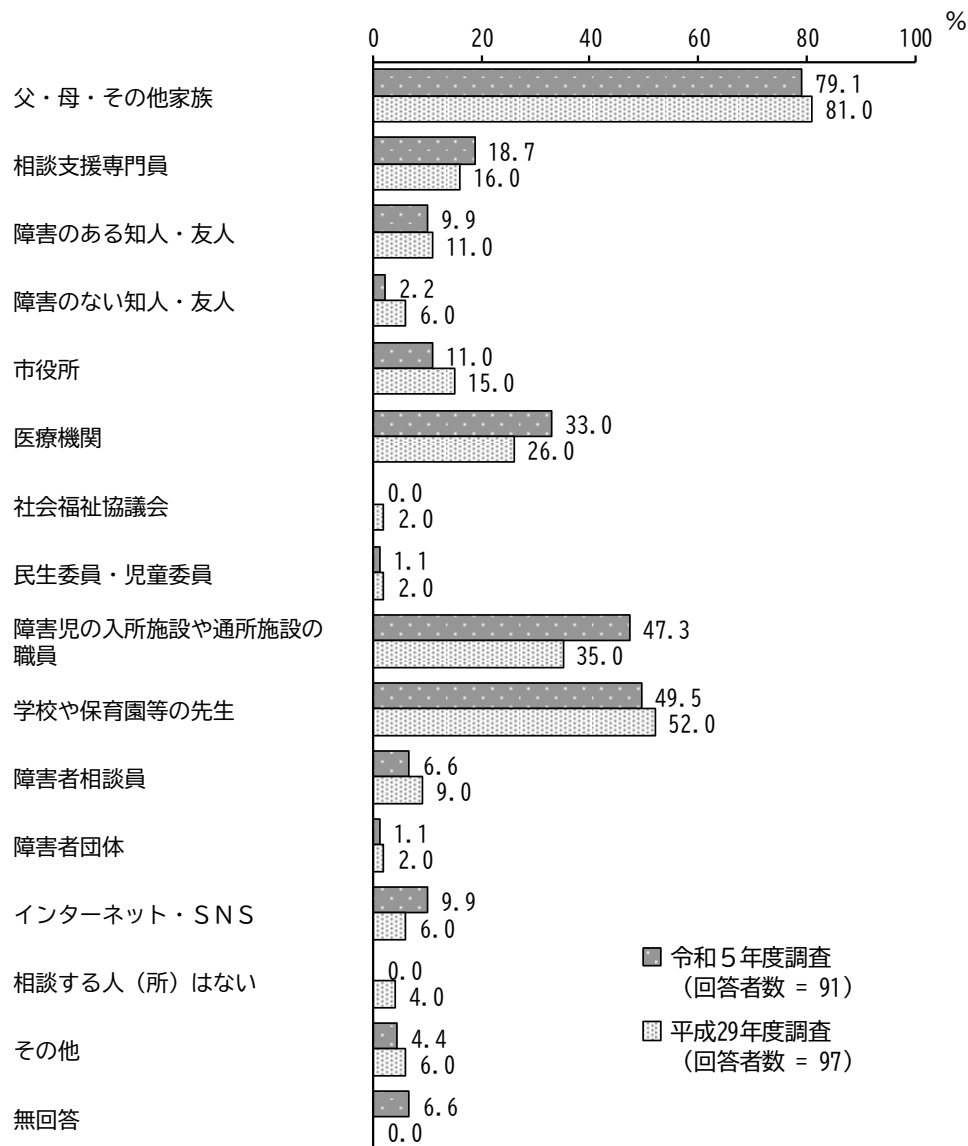


② 住まいや暮らしについて

ア 困ったとき、悩んでいるときの相談先（いくつでも○）

「父・母・その他家族」の割合が79.1%と最も高く、次いで「学校や保育園等の先生」の割合が49.5%、「障害児の入所施設や通所施設の職員」の割合が47.3%となっています。

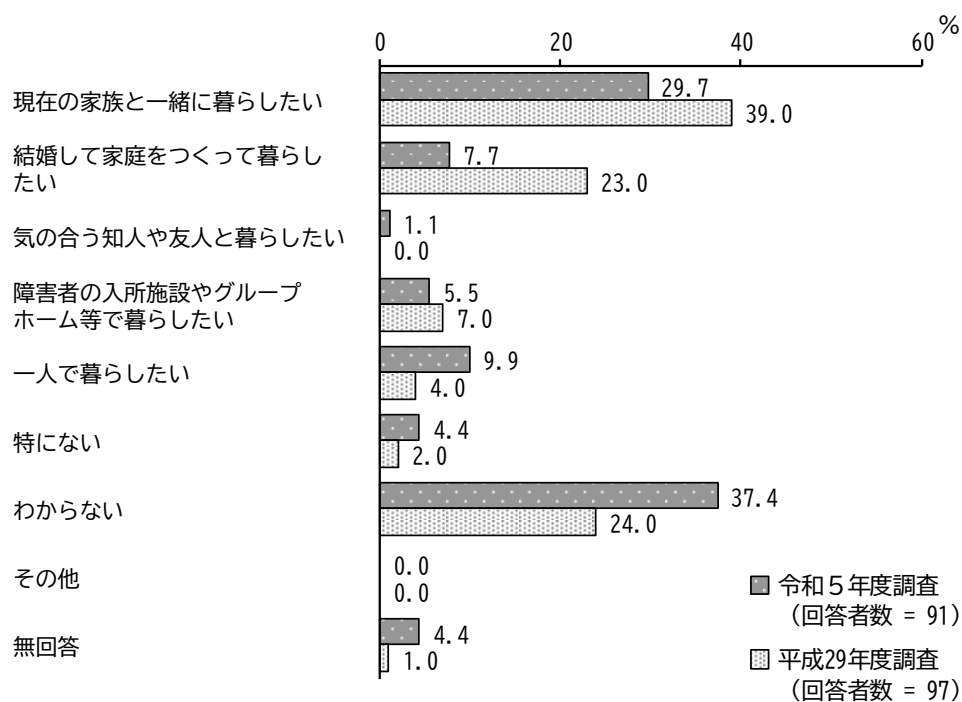
平成29年度調査と比較すると、「医療機関」「障害児の入所施設や通所施設の職員」の割合が増加しています。



イ 将来したい暮らし方（1つに○）

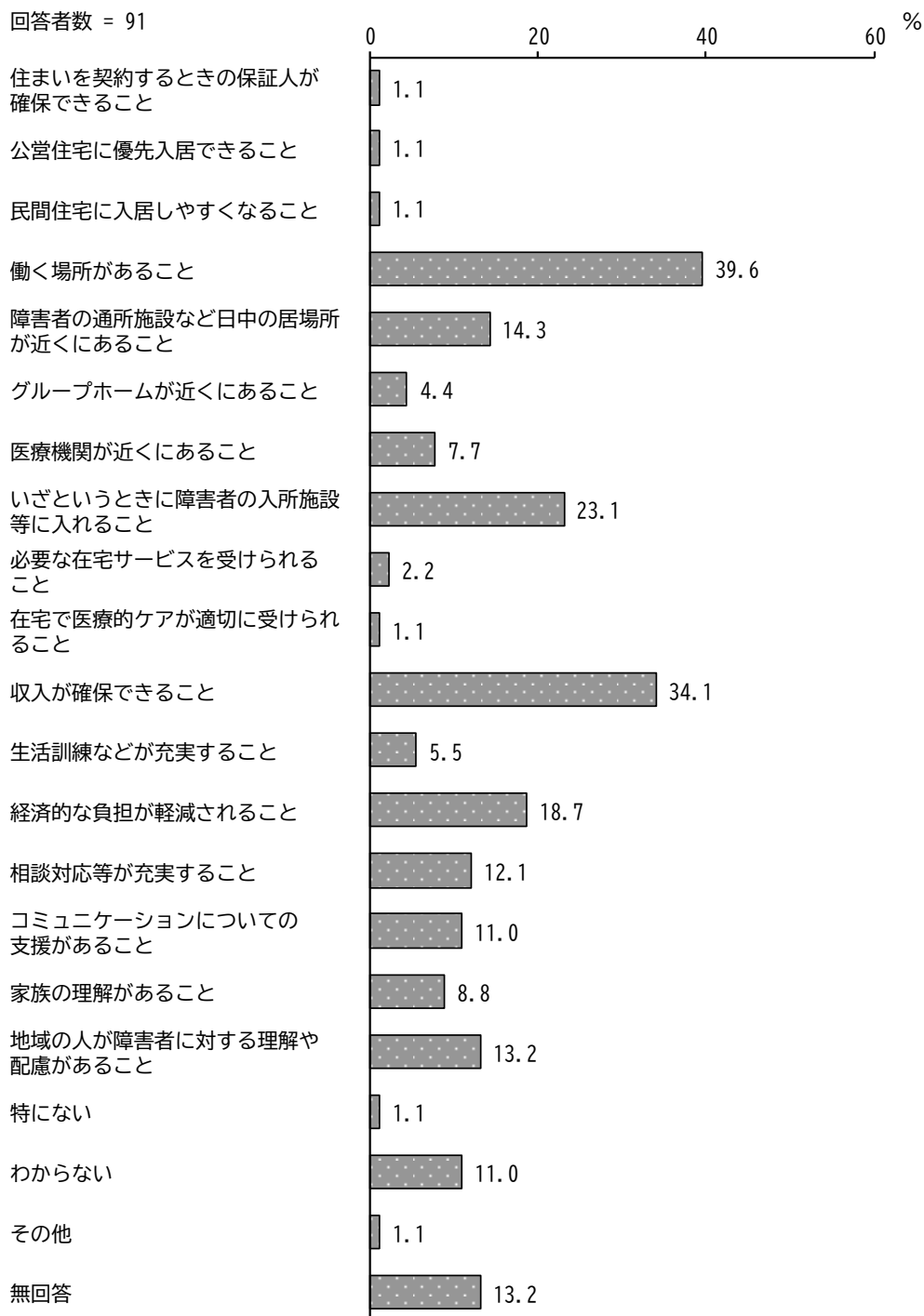
「わからない」の割合が37.4%と最も高く、次いで「現在の家族と一緒に暮らしたい」の割合が29.7%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「一人で暮らしたい」「わからない」の割合が増加しています。一方、「現在の家族と一緒に暮らしたい」「結婚して家庭をつくって暮らしたい」の割合が減少しています。



ウ 希望する暮らしの実現に必要なこと（3つまで〇）

「働く場所があること」の割合が39.6%と最も高く、次いで「収入が確保できること」の割合が34.1%、「いざというときに障害者の入所施設等に入れること」の割合が23.1%となっています。

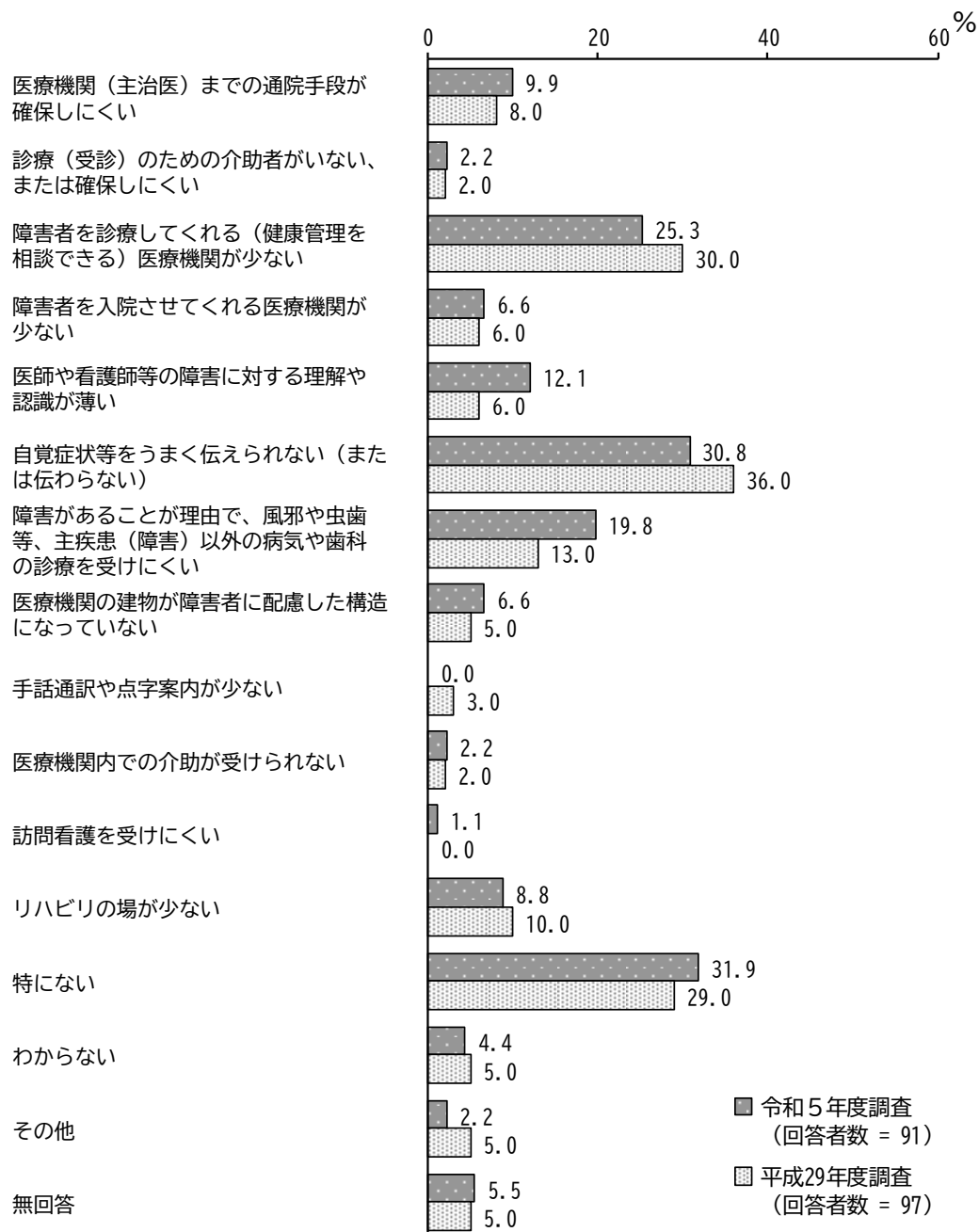


③ 通院や外出について

ア 医療・健康管理に関する困りごと（いくつでも○）

「特にない」の割合が31.9%と最も高く、次いで「自覚症状等をうまく伝えられない（または伝わらない）」の割合が30.8%、「障害者を診療してくれる（健康管理を相談できる）医療機関が少ない」の割合が25.3%となっています。

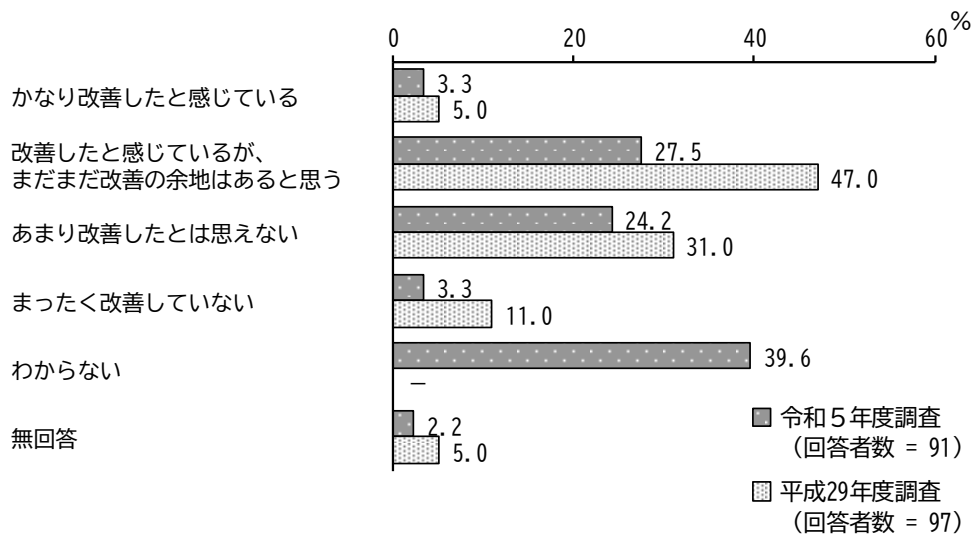
平成29年度調査と比較すると、「医師や看護師等の障害に対する理解や認識が薄い」「障害があることが理由で、風邪や虫歯等、主疾患（障害）以外の病気や歯科の診療を受けにくい」の割合が増加しています。一方、「自覚症状等をうまく伝えられない（または伝わらない）」の割合が減少しています。



イ 道路や交通機関のバリアフリー化について感じる事（1つに○）

「わからない」の割合が39.6%と最も高く、次いで「改善したと感じているが、まだまだ改善の余地はあると思う」の割合が27.5%、「あまり改善したとは思えない」の割合が24.2%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「改善したと感じているが、まだまだ改善の余地はあると思う」「あまり改善したとは思えない」「まったく改善していない」の割合が減少しています。

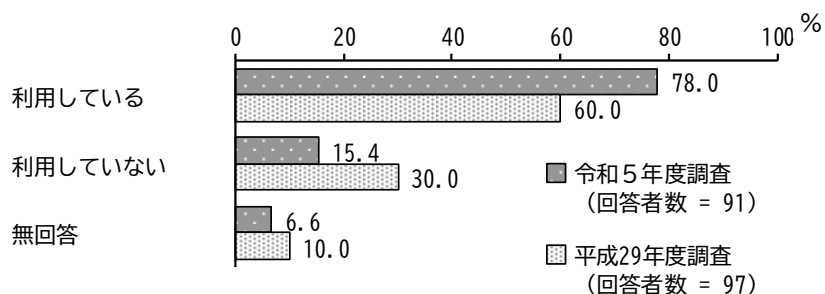


④ サービスの利用について

ア 障害福祉サービスの利用状況（1つに○）

「利用している」の割合が78.0%、「利用していない」の割合が15.4%となっています。

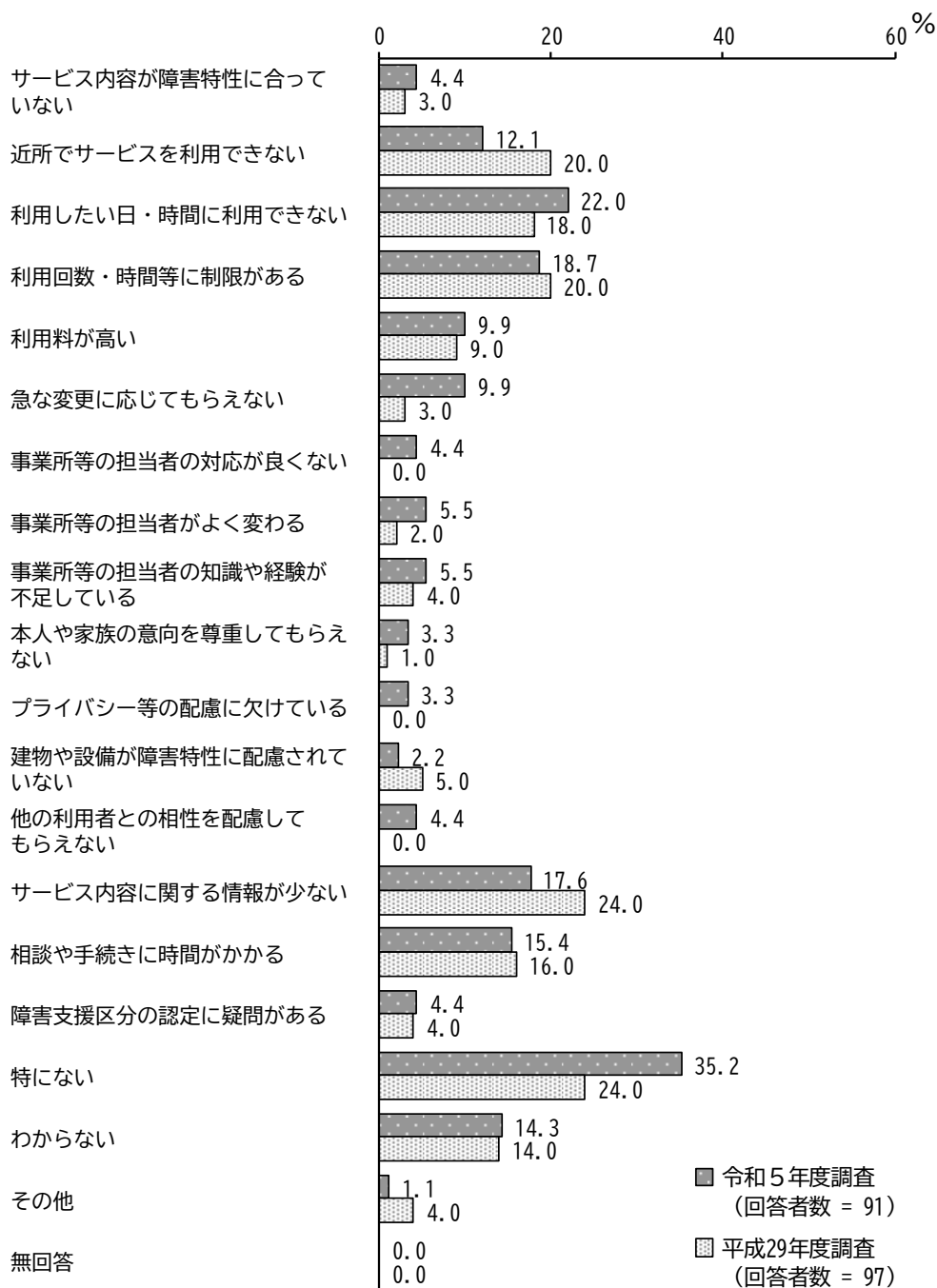
平成29年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。一方、「利用していない」の割合が減少しています。



イ 制度やサービス等の不満点（いくつでも○）

「特にない」の割合が35.2%と最も高く、次いで「利用したい日・時間に利用できない」の割合が22.0%、「利用回数・時間等に制限がある」の割合が18.7%となっています。

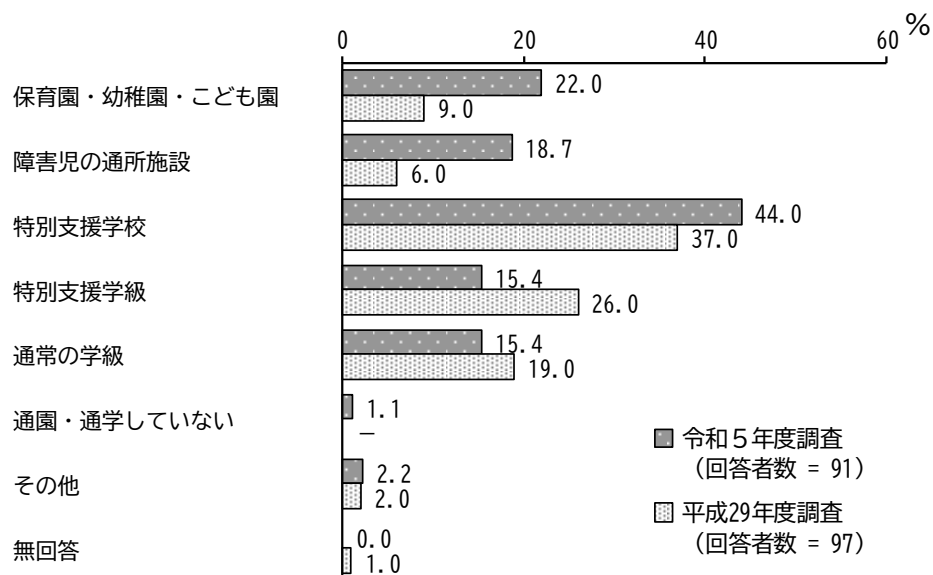
平成29年度調査と比較すると、「急な変更に応じてもらえない」「特にない」の割合が増加しています。一方、「近所でサービスを利用できない」「サービス内容に関する情報が少ない」の割合が減少しています。



⑤ 教育について

ア 現在の通園・通学先（あてはまるものすべてに○）

「特別支援学校」の割合が44.0%と最も高く、次いで「保育園・幼稚園・こども園」の割合が22.0%、「障害児の通所施設」の割合が18.7%となっています。

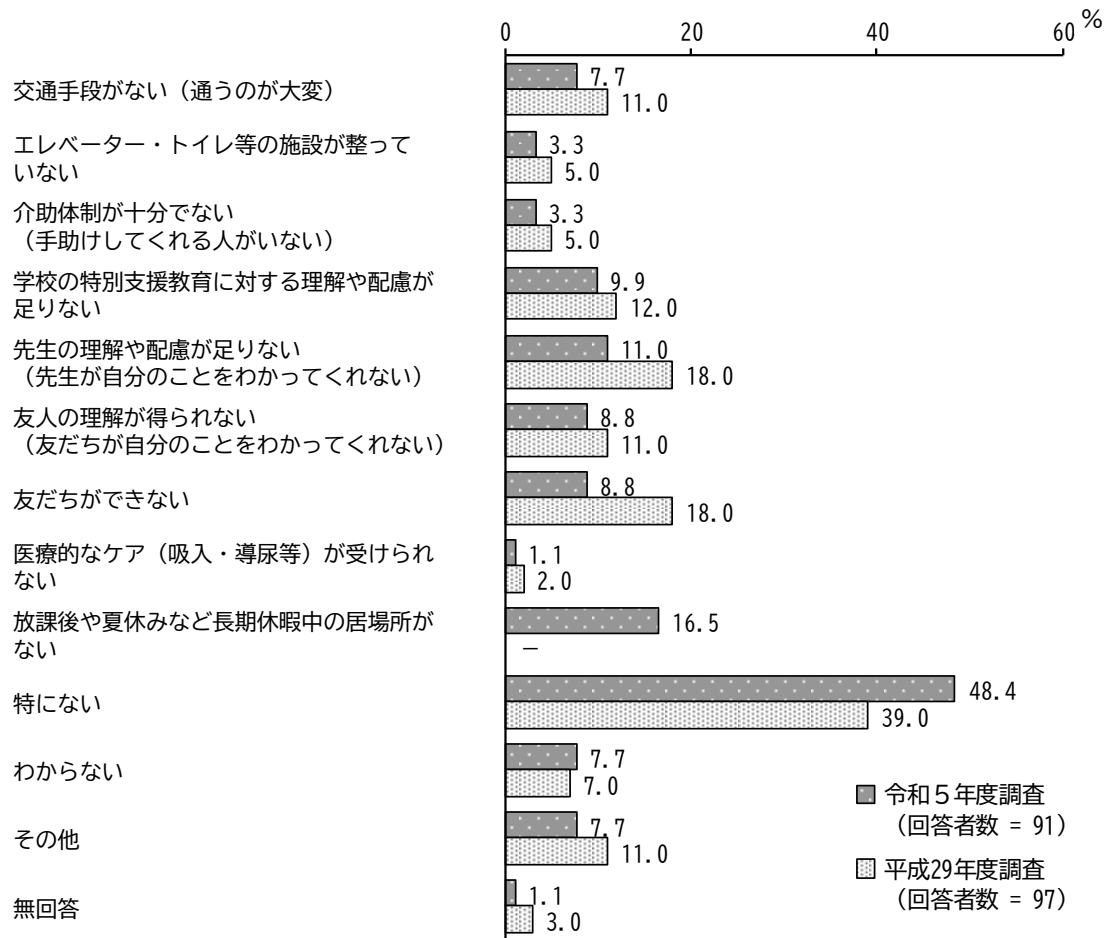


※平成29年度調査は（1つに○）としています。

イ 通っている上での困りごと（いくつでも○）

「特にない」の割合が48.4%と最も高く、次いで「放課後や夏休みなど長期休暇中の居場所がない」の割合が16.5%、「先生の理解や配慮が足りない（先生が自分のことをわかってくれない）」の割合が11.0%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「特にない」の割合が増加しています。一方、「先生の理解や配慮が足りない（先生が自分のことをわかってくれない）」「友だちができない」の割合が減少しています。

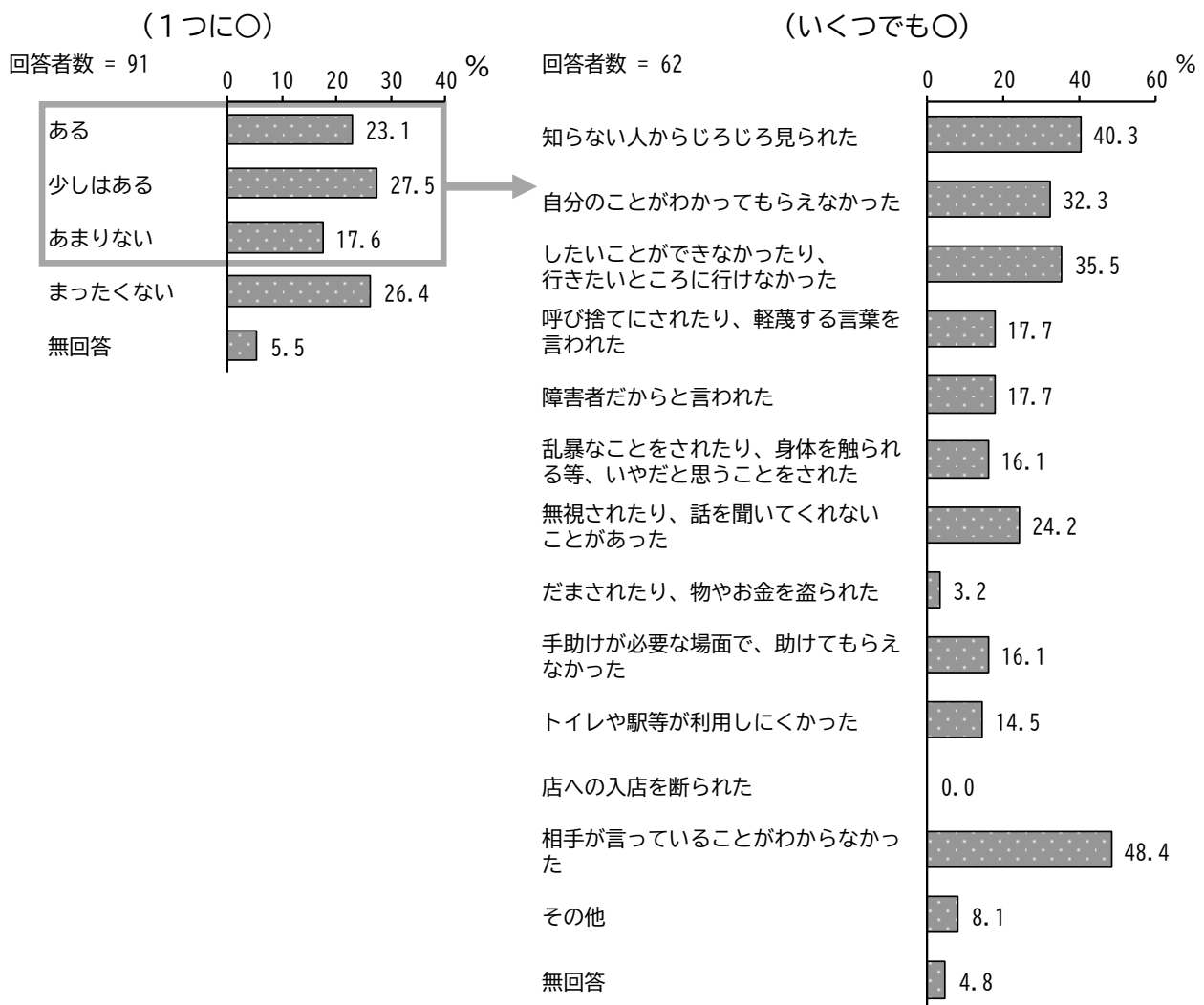


⑥ 権利擁護や災害時の避難等について

ア 障害があることで、されたことや感じたこと

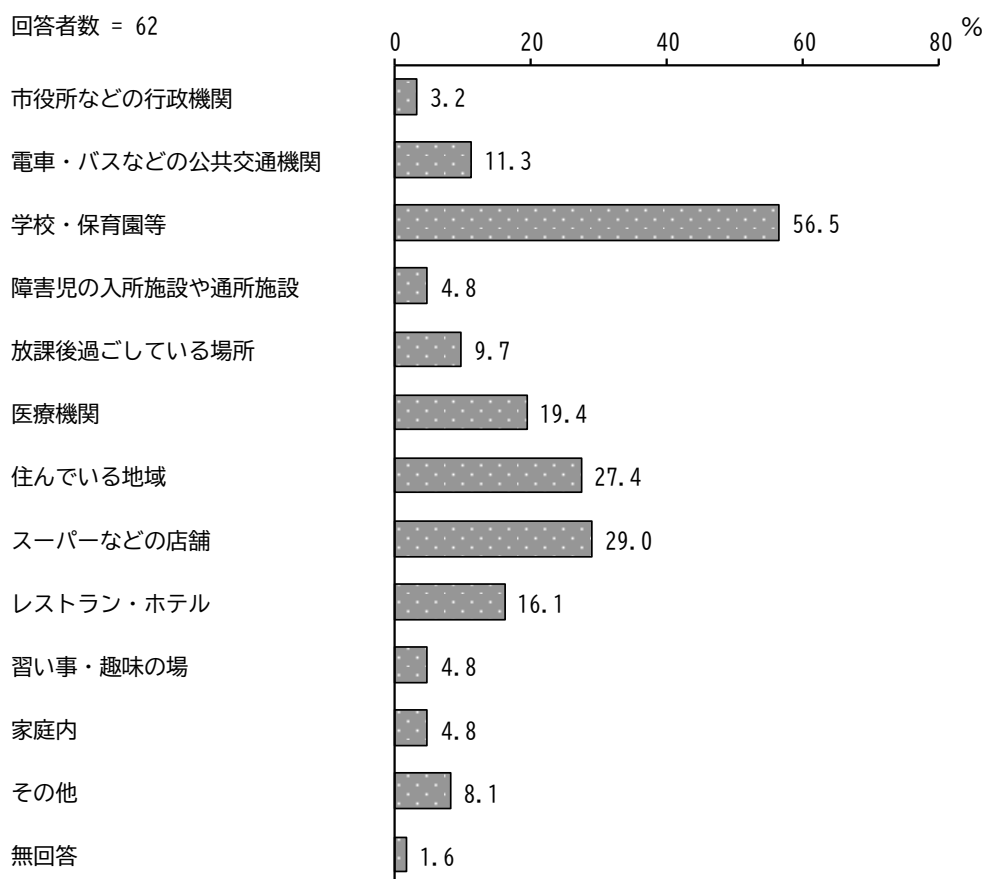
障害があることを理由に、差別を受けたり、いやな思いを感じたりしたことがある人は23.1%、少しはあるという人は27.5%となっています。

されたことや感じたことの内訳は、「相手が言っていることがわからなかった」の割合が48.4%と最も高く、次いで「知らない人からじろじろ見られた」の割合が40.3%、「したいことができなかつたり、行きたいところに行けなかつた」の割合が35.5%となっています。



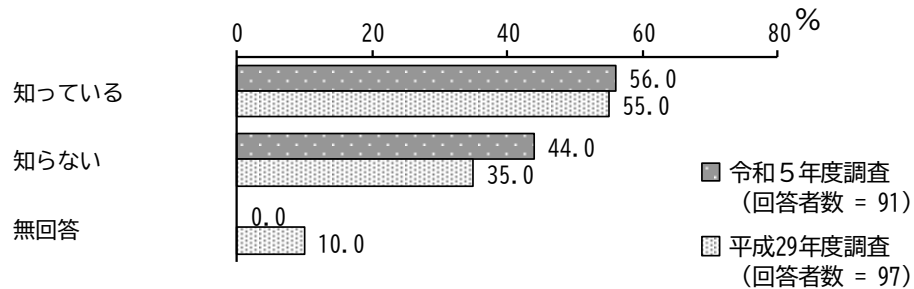
イ 差別やいやな思いを体験した場所や状況（いくつでも○）

「学校・保育園等」の割合が56.5%と最も高く、次いで「スーパーなどの店舗」の割合が29.0%、「住んでいる地域」の割合が27.4%となっています。



ウ 災害時の避難場所の認知度（1つに○）

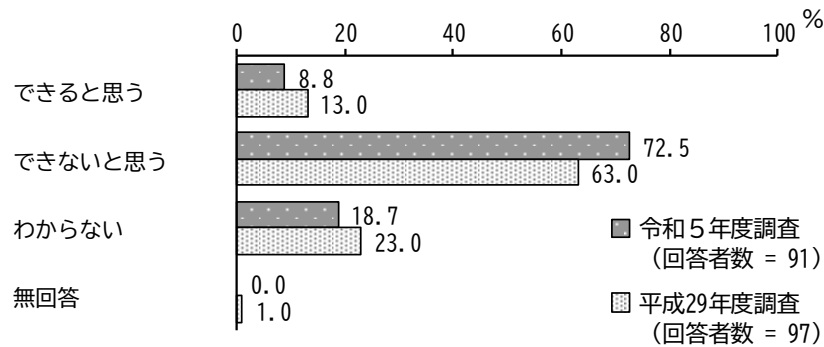
「知っている」の割合が56.0%、「知らない」の割合が44.0%となっています。
平成29年度調査と比較すると、「知らない」の割合が増加しています。



エ 緊急時に一人で避難できる見込み（1つに○）

「できないと思う」の割合が72.5%と最も高く、次いで「わからない」の割合が18.7%となっています。

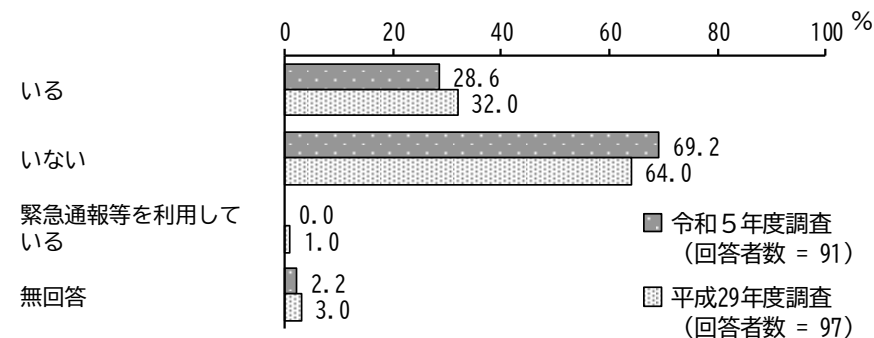
平成29年度調査と比較すると、「できないと思う」の割合が増加しています。



オ 家族の不在時、助けてくれる近所の人の有無（1つに○）

「いない」の割合が69.2%と最も高く、次いで「いる」の割合が28.6%となっています。

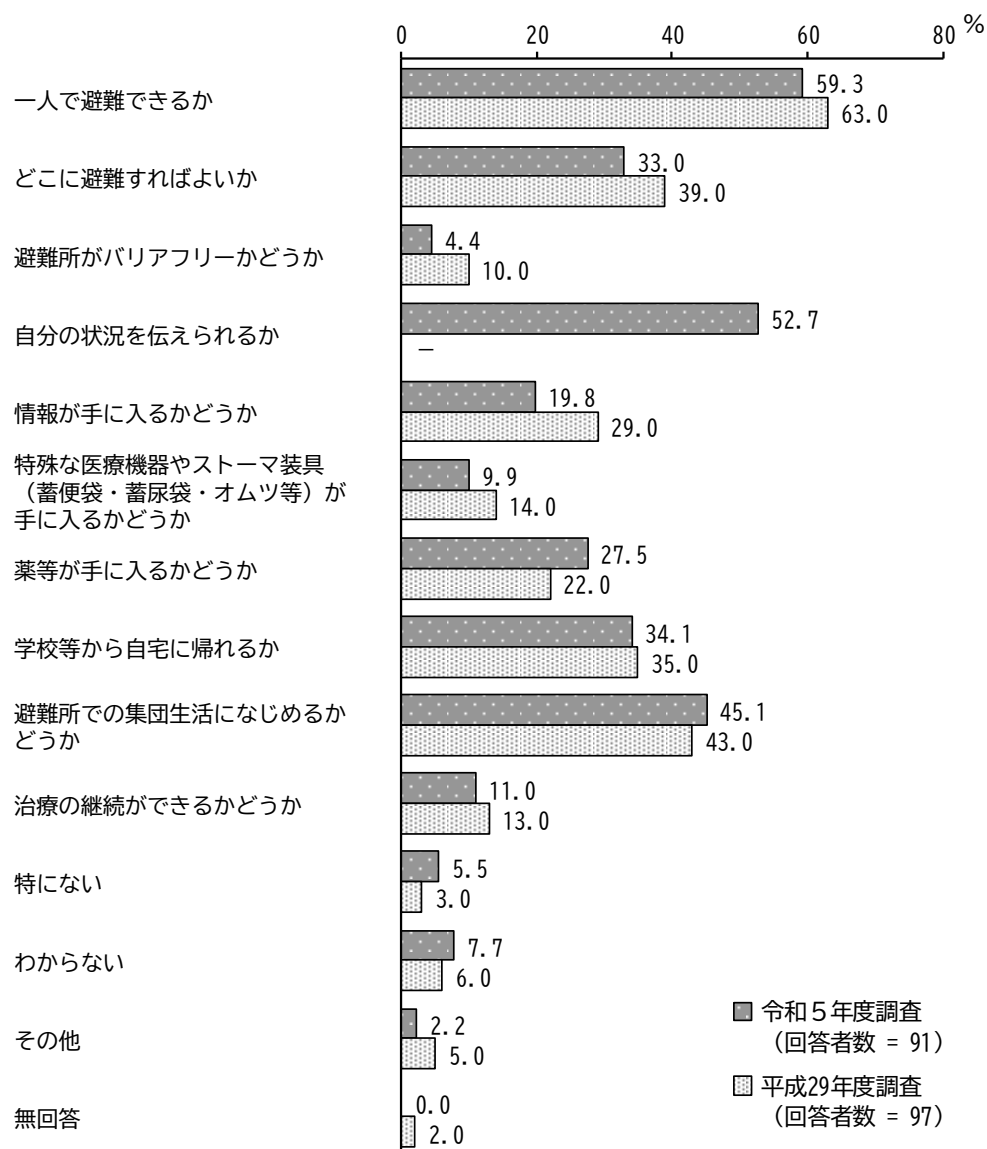
平成29年度調査と比較すると、「いない」の割合が増加しています。



カ 災害時の不安（いくつでも○）

「一人で避難できるか」の割合が59.3%と最も高く、次いで「自分の状況を伝えられるか」の割合が52.7%、「避難所での集団生活になじめるかどうか」の割合が45.1%となっています。

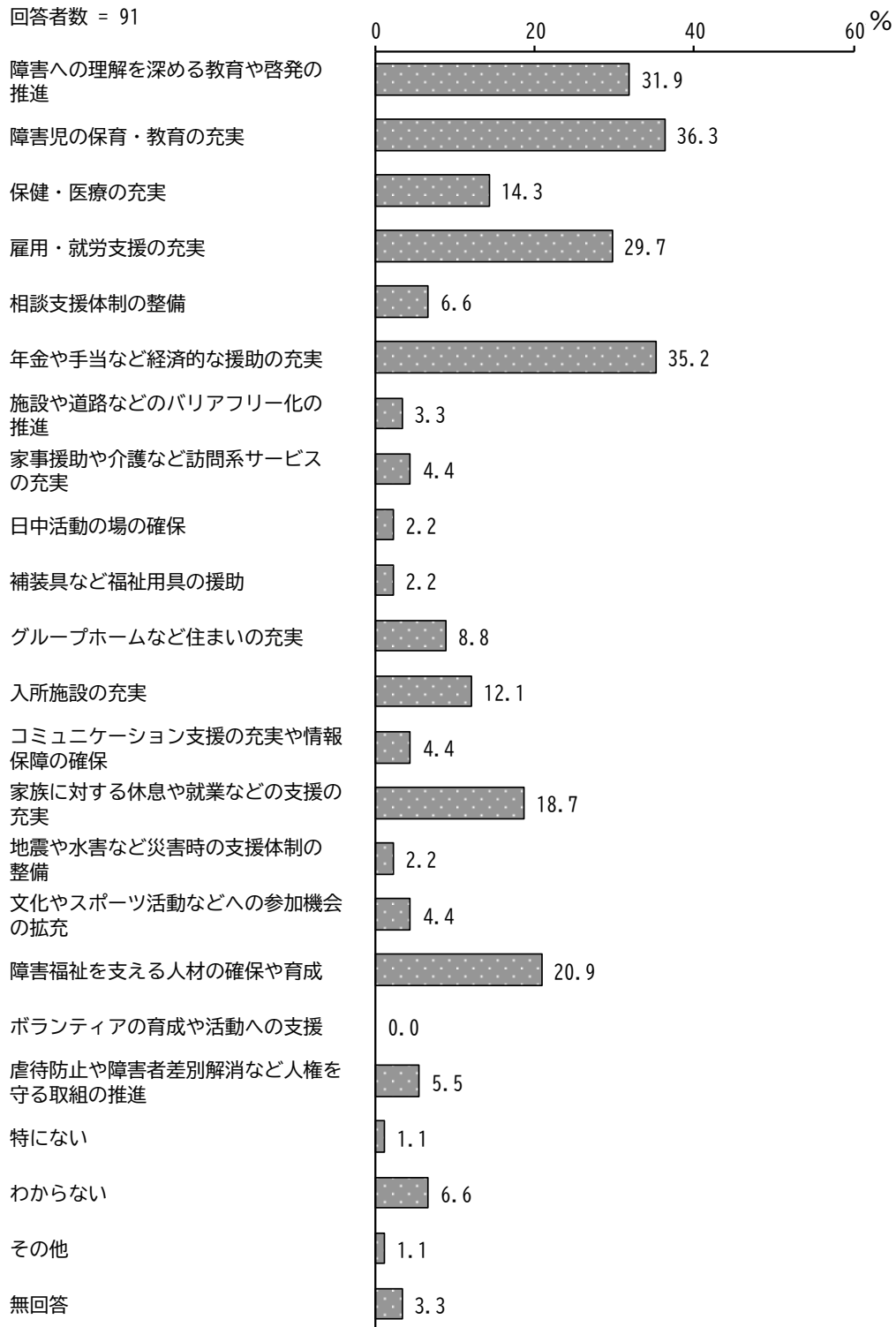
平成29年度調査と比較すると、「薬等が手に入るかどうか」の割合が増加しています。一方、「どこに避難すればよいか」「避難所がバリアフリーかどうか」「情報が手に入るかどうか」の割合が減少しています。



⑦ その他

ア 障害のある人のために進めて欲しいと考える施策（3つまで○）

「障害児の保育・教育の充実」の割合が36.3%と最も高く、次いで「年金や手当など経済的な援助の充実」の割合が35.2%、「障害への理解を深める教育や啓発の推進」の割合が31.9%となっています。



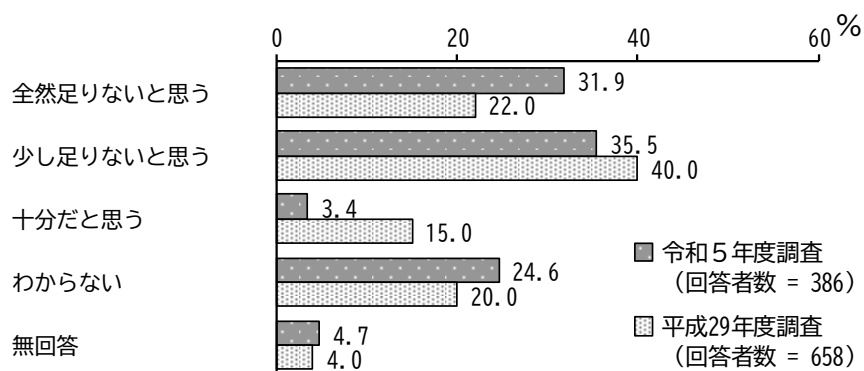
(4) 一般市民

① 障害や障害のある方に対する意識等について

ア 障害のある方への対応や理解の度合い（1つに○）

「少し足りないと思う」の割合が35.5%と最も高く、次いで「全然足りないと思う」の割合が31.9%、「わからない」の割合が24.6%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「全然足りないと思う」の割合が増加しています。一方、「十分だと思う」の割合が減少しています。

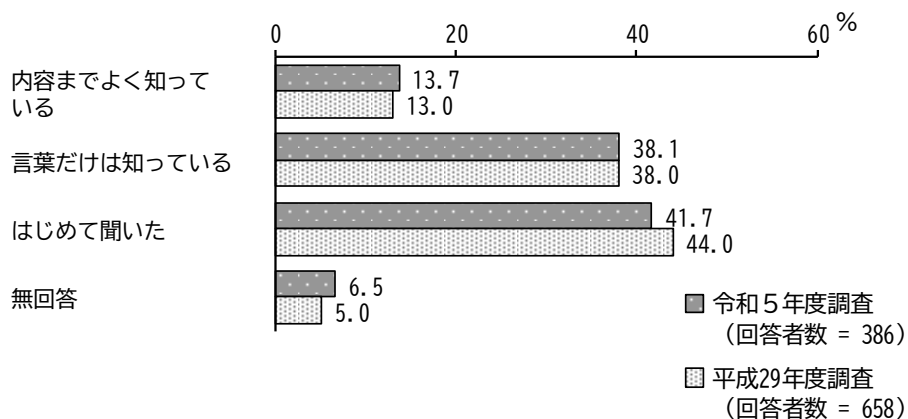


② 障害児教育や障害のある方の仕事について

ア 法定雇用率という言葉の認知度（1つに○）

「はじめて聞いた」の割合が41.7%と最も高く、次いで「言葉だけは知っている」の割合が38.1%、「内容までよく知っている」の割合が13.7%となっています。

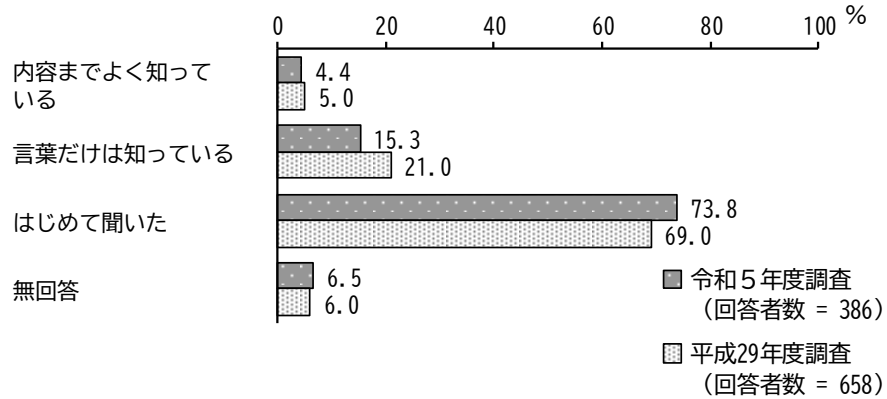
平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



イ 「ジョブコーチ（職業適応援助者）」という言葉の認知度（1つに○）

「はじめて聞いた」の割合が73.8%と最も高く、次いで「言葉だけは知っている」の割合が15.3%となっています。

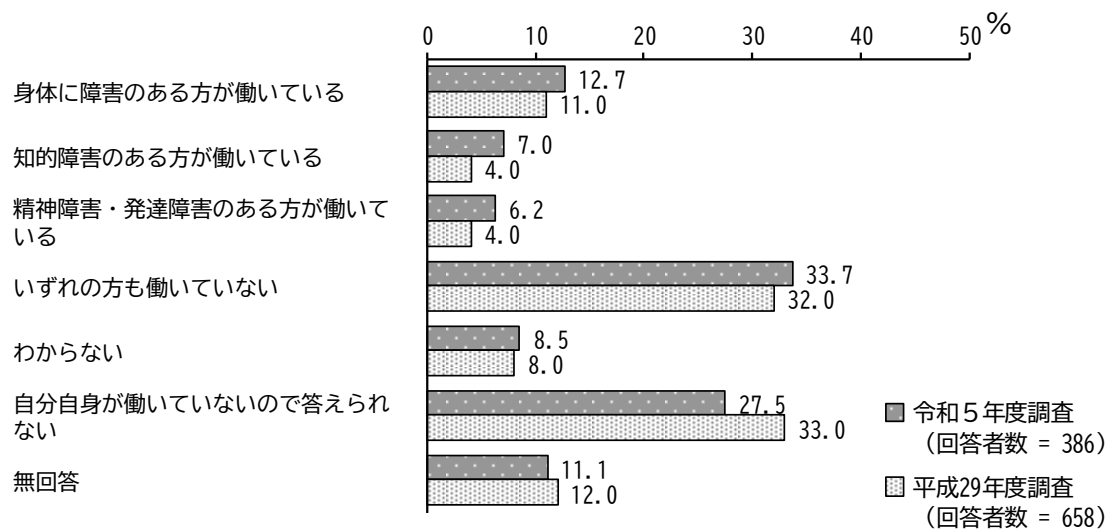
平成29年度調査と比較すると、「言葉だけは知っている」の割合が減少しています。



ウ 職場で障害のある方が働いているか（いくつでも○）

「いずれの方も働いていない」の割合が33.7%と最も高く、次いで「自分自身が働いていないので答えられない」の割合が27.5%、「身体に障害のある方が働いている」の割合が12.7%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「自分自身が働いていないので答えられない」の割合が減少しています。

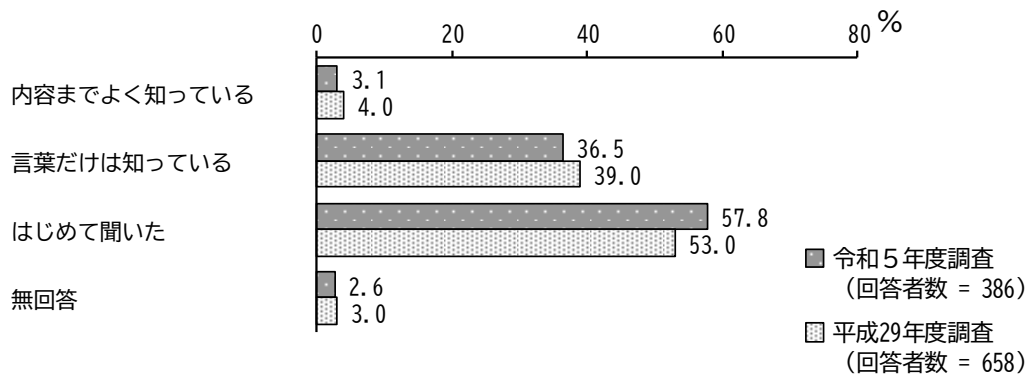


③ 差別解消について

ア 「障害者差別解消法」という言葉の認知度（1つに○）

「はじめて聞いた」の割合が57.8%と最も高く、次いで「言葉だけは知っている」の割合が36.5%となっています。

平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

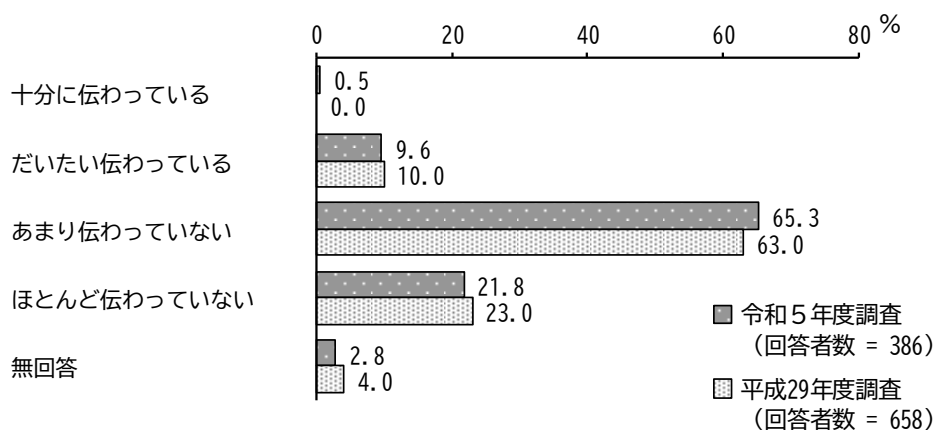


④ 障害のある人と共生できるまちづくりについて

ア 障害福祉に関する情報の伝達度合い（1つに○）

「あまり伝わっていない」の割合が65.3%と最も高く、次いで「ほとんど伝わっていない」の割合が21.8%となっています。

平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



(5) 障害関係団体

障害のある方の生活環境について、5年前と比較して変化したと感じていることや、現在の問題点・課題などについて次のような意見がありました。

(原文のまま一部抜粋して掲載しています。)

- ・障害に関する理解の促進について、コロナ禍等あり、活動が制限され理解が深まったとは言い難く、まだまだ重い障害の人達への理解は難しい。
- ・コロナの影響もあってか、ボランティア活動や、地域との交流の場が少なくなってきたように思われ、ボランティアに参加する人の高齢化で、先細りの感じがあります。
- ・相談支援サービスが必要です。
- ・聴覚障がいのある方が、市役所に相談に行くとき、対応できる設置通訳が週1回、半日だけとは少なすぎます。
- ・障害児の療育の場は限られており定員数もあるので十分ではないと思われる。
- ・障害児、健常者を分けないで教育に取り入れてほしい。
- ・一部何かしら就労につながりたいと思っている方はいますが、車イスだと何かとハード面もきつく困難多難がつきまっています。
- ・コミュニケーションについて、ツールがなく難しい。
- ・情報提供が行き届いていないような気がします。
- ・遠隔手話サービス（電話リレーサービス）などが拡充され、情報提供やコミュニケーション支援の体制が整ってきたと思います。

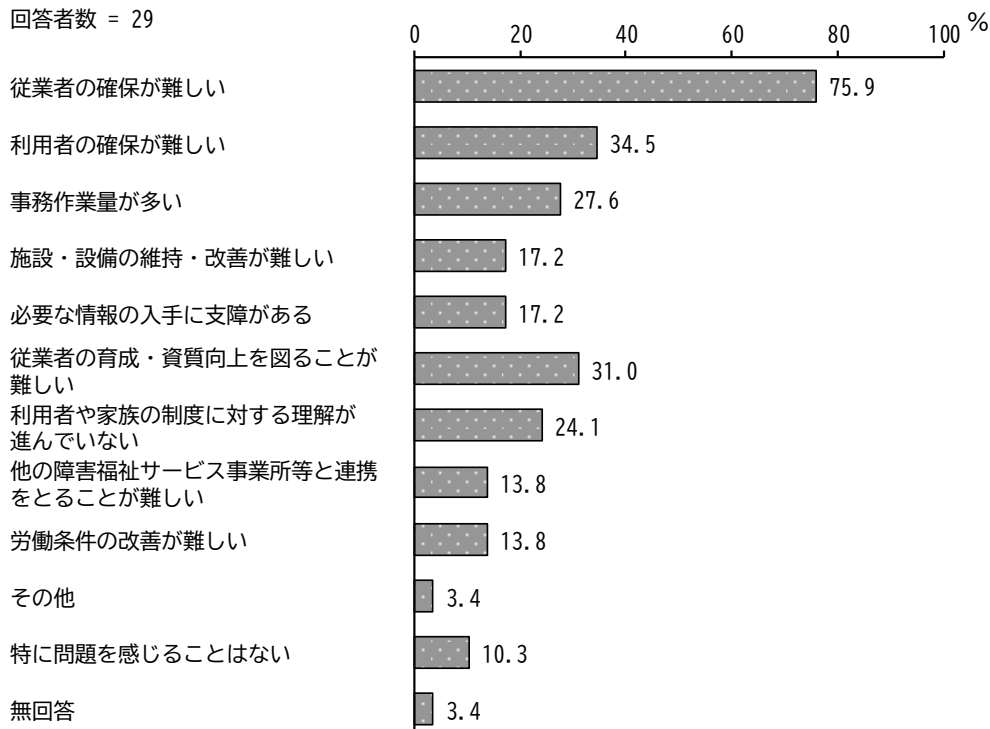
(6) 障害福祉サービス事業所

① サービス利用について

ア 事業運営上での問題点（あてはまるものすべてに○）

「従業員の確保が難しい」の割合が75.9%と最も高く、次いで「利用者の確保が難しい」の割合が34.5%、「従業員の育成・資質向上を図ることが難しい」の割合が31.0%となっています。

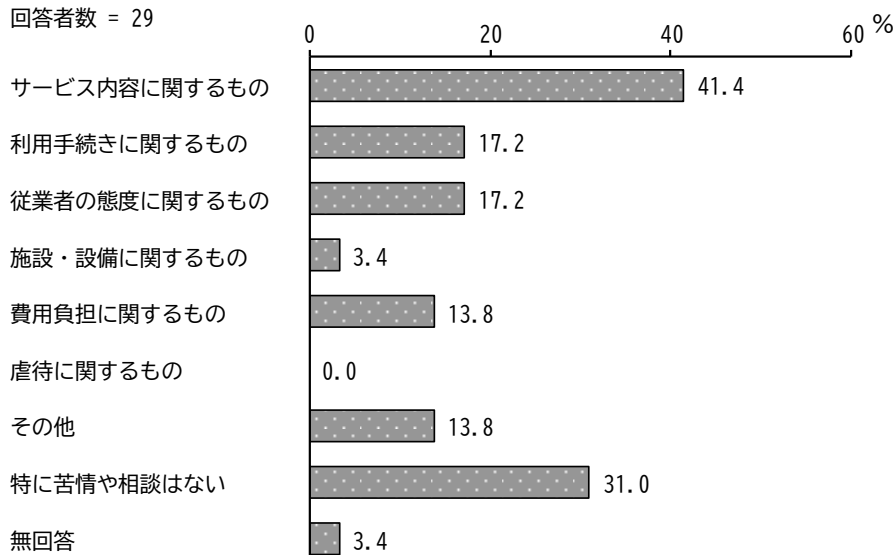
回答者数 = 29



イ 寄せられる苦情や相談内容（3つまで○）

「サービス内容に関するもの」の割合が41.4%と最も高く、次いで「特に苦情や相談はない」の割合が31.0%、「利用手続きに関するもの」、「従業員の態度に関するもの」の割合が17.2%となっています。

回答者数 = 29



ウ 障害者施策の現状についての意見・要望

(原文のまま一部抜粋して掲載しています。)

- ・「病気の医療面」と「障害の福祉面」は互いに連携し合って、利用者の理解を深めていた方がよい。
- ・児童虐待の早期発見に向けて、保健、医療の関係者の更なる連携や協力関係をお願いしたい。
- ・障害者グループホームに対しての近隣の方の理解がなかなか得られない。自治会がないので地域交流の場がない。
- ・グループホームは増えているが難しい人を受け入れてくれる所、安心してあずけられる所は少ない。
- ・以前に比べてグループホーム等の数は増えてはきたが、生活の質や、職員の力量の問題、ホーム自体の運営のあり方等、新たな課題が浮き彫りになってきている。
- ・周辺同事業所からの情報提供が得られにくい。
- ・相談支援の多くのケースを抱えてパンク状態である。
- ・就労してみたい、バイトでもいいから外で働いてみたい、が一步踏み出せない人が多い。障害福祉サービス事業所に通いながら、試しに働けるようになると良いかも。また、働かせてもらえる場所が欲しい。
- ・企業との連携を深められたらと思う。
- ・教員の障害児への対応や特性の理解不足で、心を痛めている児童や家族が多い。
- ・当地域では、当事者の交流会、映画会など交流はよく行われていると思う。

5 障害のある人を取り巻く課題

1 共生・協働による体制への取組について

本市では、市民の障害に対する理解や意識啓発を通じ、地域に暮らす人がともに人権を尊重し、差別や偏見を取り除いてお互いに理解を深めながら支え合い、助け合える地域の活動を支援しています。

障害のある人のアンケート調査では、依然として、障害のある人々が体験する差別や困難がみられる傾向にあり、主に住んでいる地域、職場、公共交通機関で経験しているとの回答がありました。障害のある子どもの多くは、学校や保育園で経験したとの回答がありました。また、一般市民の障害のある人に対する理解が不足しており、法律の認知度も十分とは言えず、地域全体での啓発や教育が求められます。

今後、差別解消に向けた具体的な行動につながるよう、障害に関する正しい知識を市民の中に広げていくため、法の趣旨や障害のある人に対する理解を深める啓発活動を進めることが重要です。また、障害に対する理解を促進するために、幼いころからの福祉教育等の充実に加え、各種団体等と連携・協力し、障害のある人の理解を目的とした、子どもから大人まで多くの市民を対象にした福祉教育の充実を図ることが必要です。

2 安心して暮らせる保健・医療の充実への取組について

本市では、医療ニーズのある障害のある人に対しては、かかりつけ医による日常的な医療体制から、状態の変化に対しても専門的な医療が提供できるような連携体制の構築を進めています。

アンケート調査では、医療・健康管理で困っていることとして、「自覚症状等をうまく伝えられない（または伝わらない）」、「医療機関（主治医）までの通院手段が確保しにくい」との意見があり、特にコミュニケーションやアクセスの課題があがっています。一方で、障害のある子どもにおいては、「障害者を診療してくれる（健康管理を相談できる）医療機関が少ない」、「自覚症状等をうまく伝えられない（または伝わらない）」、「リハビリの場が少ない」と回答した割合が前回調査と比べて減少しており、医療・健康管理の課題は改善されている傾向がみられます。

障害を軽減し、障害のある人の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、身近な地域でいつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要です。障害のある人の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な人が増えることが予測されるため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要です。

3 保育・児童育成・教育への取組について

アンケート調査では、障害のある子どものうち、発達障害の診断を受けたり、その疑いがあると答えた割合は増加しています。また、通園・通学における課題は減少傾向にありますが、「放課後や長期休暇中の居場所がない」など依然として困っている意見はあります。

今後も、障害のある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供することが必要となります。また、子どもの発達に対する家族の不安を丁寧に受け止め、適切な支援につなげることも必要です。支援ニーズや地域資源の現状を踏まえ、障害の特性に応じて必要な支援を受けながら、教育、保育や子育て支援の場で、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学び成長する機会の推進が求められます。

4 相談支援体制への取組について

住み慣れた地域で自立した暮らしを続けていくためには障害福祉サービスの利用だけでなく、将来への不安や困っていることなどに対しても相談を受ける、総合相談支援体制の充実が重要です。

アンケート調査では、困ったとき、悩んでいるときの相談先について、前回調査と比較すると、「市役所」の割合が減少しています。障害のある子どもでは、前回調査と比較すると、「障害児の入所施設や通所施設の職員」が12.3ポイント、「医療機関」が7ポイント増加しています。

障害のある人が住み慣れた地域や家庭で自立して暮らしていこうとするとき、身近に相談できる体制が整っていることが重要です。個々の障害のある人のニーズや実態に応じた適切な支援が行えるよう、相談の場の充実、相談機関の周知、支援につなぐための連携体制の強化に取り組み、相談支援体制を充実していくことが必要です。

5 権利が保障される体制への取組について

障害のある人が、社会的な生活においても、不利益となるようなことがなく、自立した生活が継続できるよう権利擁護の推進が重要です。

アンケート調査では、成年後見制度の認知度は向上しているものの、利用率は低い状況です。利用していない理由には「必要がない」という回答が最も多くなっており、制度のメリットや具体的なケースでの利用事例の周知が求められます。

今後も、判断能力が不十分な知的や精神に障害のある人等に対して、本人の意思をできる限り尊重しながら、安全・安心な暮らしができるよう、各種制度の周知と利用の促進を図ることが重要です。また、成年後見制度等の権利擁護に関わる制度を活用しながら、本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限活かして生活を送ることができるよう支援することが必要です。

6 責任と義務を伴う自立への取組について

自立した生活への目標やその達成に当たっては、障害のある人へのケアマネジメントによる継続した支援が求められます。また、障害のある人の地域活動への参画など、自立への取組を支援していくことが重要です。

アンケート調査では、障害福祉サービス事業所の問題として労働力の確保が最も深刻であり、サービス提供にも影響を与えていることがうかがえます。また、利用者や家族からの苦情や相談においては、サービス内容や手続き、従業員の態度に関する問題があがっています。

今後も、障害のある人が生活のニーズに合った、適切なサービスを利用できるよう、障害者ケアマネジメント体制や、それらを担う人材の確保等を支援していく必要があります。また、身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障害者団体や事業所等との連携・協力により、様々な機会を通じて地域住民とふれあい、障害のある人が積極的に社会活動に参画できるよう支援していく必要があります。

7 一人ひとりが自己実現できる体制への取組について

いつまでも地域で安心して暮らしていくためには、自身の成長や障害の状況に合わせた住まいの場を確保することやその家族が安心して地域で生活ができるよう、行政や事業者、関係機関、団体などが連携を図りながら総合的に支援していくことが必要です。

アンケート調査では、障害福祉サービスの利用率は増加傾向にあります。不満に思う要因としては「利用回数や時間の制限」の割合は減少していますが、未だ利用していない割合が高いことや、障害のある子どもにおいては、利用したい日・時間に利用できないという課題が残っていることがうかがえます。

福祉サービスに対する多様なニーズが見られる中、地域移行も踏まえた、障害のある人の個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスの量的・質的な充実が求められています。また、サービスの提供に当たっては、障害がある人の人権を尊重し、一人ひとりの状況や障害特性に応じた専門性の高い支援が提供できる人材の育成が必要です。

さらに、生涯学習、文化・スポーツ活動などの機会を充実することは、障害のある人の生きがいや社会参加の促進につながります。障害のある人とない人が相互の理解を深めるとともに、障害のある人の生活の質の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。

8 雇用・就労・居場所づくり促進への取組について

本市では、障害のある人の自立した生活のために、就労支援に関する情報提供や就労先となる事業者との情報交換の機会の創出など、ハローワーク等と連携し推進しています。

アンケート調査では、働くために必要な条件について、「健康状態に合わせた働き方ができること」の割合が最も高く、次いで「近くに働く場所があること」となっています。

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く意欲のある人がその能力や適性に応じて、より力を発揮できるよう取り組むことが必要です。また、一般企業による雇用の促進や就労定着に向け、就労環境の改善や企業内での障害への理解の促進に積極的に取り組んでいく必要があります。

9 情報提供と意思疎通支援への取組について

障害のある人が、地域の中で自立した生活を送り、様々な活動に主体的に参加しやすくなるよう、情報提供体制の充実が重要です。

アンケート調査では、障害のある人のために積極的に進めるべき施策として、コミュニケーションについての支援や情報保障に対する要望があることがうかがえます。

それぞれの障害によって情報収集先が異なることに配慮し、情報発信においてもこれら関係機関との連携が必要と考えられ、障害のある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるような体制を整備することが重要です。また、日常生活における必要な意思疎通や情報入手が円滑に行われ、社会参加などが促進されるよう、障害の特性に応じた情報提供方法の充実が必要です。

10 安全・安心対策への取組について

本市では、「ユニバーサルデザイン」の視点から、道路・公園・公共交通機関・住宅・建築物などのバリアフリー化に取り組んでいます。また、地域ぐるみの防災・防犯体制の充実を図り、避難行動要支援者も考慮した安全・安心なまちづくりを推進しています。

アンケート調査では、障害のある人の約4割が、「緊急時に一人で避難できないと思う」と回答しており、障害のある子どもにおいては7割を超えています。また、障害のある子どもへの調査では、「近所に助けてくれる人がいない」割合が約7割となっています。障害のある人にとって、災害時の不安なこととして「薬等が手に入るかどうか」が最も高く、「避難所での集団生活になじめるかどうか」も不安とされています。

今後も、障害のある人を含む、すべての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存施設のバリアフリー化や、生活道路や歩道の整備に努めることが必要であるとともに、障害のある人のニーズを把握し、公共交通機関等の移動手段をより利用しやすくする必要があります。また、災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むこととともに、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。

第2編

第4次障害者基本計画



計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市の将来像は「未来へつながる「交流拠点都市」もばら」を掲げ、市民が主役の持続可能なまちを目指しています。

この将来像の実現に向けて、障害者福祉分野では、障害のある人が住み慣れた地域で主体的に生活できるよう、個人の状況や適性に応じて生活全般を支援する体制を整備するとともに、障害に対する理解を醸成し、地域の活動への参加を促進するまちづくりを進めています。

第4次茂原市障害者基本計画の基本理念については、これまでの障害者福祉の取組との連続性、整合性から第3次茂原市障害者基本計画の理念「お互いが思いやりの気持ちを育む地域を目指して ～ともに ささえあい つながるまちへ～」を引き継ぐものとしします。

この基本理念に基づき、すべての市民が、障害の有無に関わらず、お互いの個性と人格を尊重し、ともに協力し合い、支え合いながら、つながりを持った地域生活を実現できるまちづくりを目指します。

【 基 本 理 念 】

**お互いが思いやりの気持ちを育む地域を目指して
～ともに ささえあい つながるまちへ～**

2 基本目標

基本目標1 ともに、自立した生活ができる仕組みづくり

障害のある人が自立して生活することができるよう、市民に対する啓発活動や福祉教育を推進するとともに、様々な交流の機会を通じて、障害のある人とない人がお互いに理解を深め支え合う「心のバリアフリー」を促進します。

障害の原因となる疾病等の予防、早期発見、早期治療を促進し、健やかで安心した暮らしができるよう、関係機関と連携を図るとともに、障害のある人が心身ともに健康で過ごすことのできる体制の充実を図ります。

また、障害のある子どもが、学校や地域において当たり前で過ごしていくため、一人ひとりの個性や特性などを活かした支援体制の構築を図ります。

基本目標2 ともに、人として尊重される仕組みづくり

障害のある人が自分らしく生活することができるよう、障害のある人自身による自己選択や意思決定を支援するとともに、様々な障害種別、年齢、性別、状態等に対応した総合的な相談支援体制の構築を図ります。

また、障害のある人が、社会的な生活においても、不利益となるようなことがなく、自立した生活が継続できるよう、権利擁護の充実を図るとともに、市民に対する障害を理由とする差別の解消や虐待防止への啓発活動を強化します。

基本目標3 ともに、地域の中で暮らせる仕組みづくり

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、一人ひとりに応じた質・量ともに充実したサービスを受けることができる体制を整備するとともに、豊かで充実した生活を送れるよう、障害のある人の社会参加を促進します。

また、障害のある人が質の高い自立した生活を送れるよう、関係機関と連携し、多様な就労の機会を確保することで、経済的自立や生きがいづくりにつなげるとともに、介助者である障害のある人の家族を含めた支援を充実させ、障害のある人の地域生活を推進します。

基本目標4 ともに、安全・安心を享受できる仕組みづくり

障害のある人が必要としている情報を必要な時に入手し、安心して生活することができるよう、障害の特性やニーズに応じた情報提供体制の整備に努め、情報アクセシビリティの向上を図ります。

障害のある人が安心して外出できるよう、移動手段や交通手段の確保に努めるとともに、公共施設、道路のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を促進し、安全面に配慮した環境整備を推進します。

また、障害のある人の災害時の安全を確保するため、平時における防災知識の普及や災害時の情報提供等の防災対策に努めるとともに、個々の支援の仕組みづくりについての検討を進めます。

3 SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における、令和12年までの国際社会共通の目標です。

SDGsは、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。

すべての関係者が、「誰一人取り残さない」ために、経済・社会・環境などの広範な課題に、同時解決的に取り組むことを目指しています。

SDGsの17のゴールは、全世界に共通した普遍的な課題であり、「誰一人取り残さない」という理念は、障害のある人々を含めた本市に住むすべての人々が、相互に尊重し支え合う「共生社会」を目指すという本計画の方針にも当てはまるものです。

また、「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「8 働きがいも経済成長も」「10 人や国の不平等をなくそう」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」などが、障害者施策に大きく関わっています。

そのため、障害福祉施策を推進するに当たっては、SDGsを意識して取り組むことで、社会における様々な主体と連携しながら、障害のある人々の人格と個性が尊重され、その最善の利益が実現される社会を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3. すべての人に健康と福祉をあらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4. 質の高い教育をみんなにすべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8. 働きがいも経済成長もすべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10. 人や国の不平等をなくそう人や国の不平等をなくそう</p>
<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>17. パートナーシップで目標を達成しよう持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		

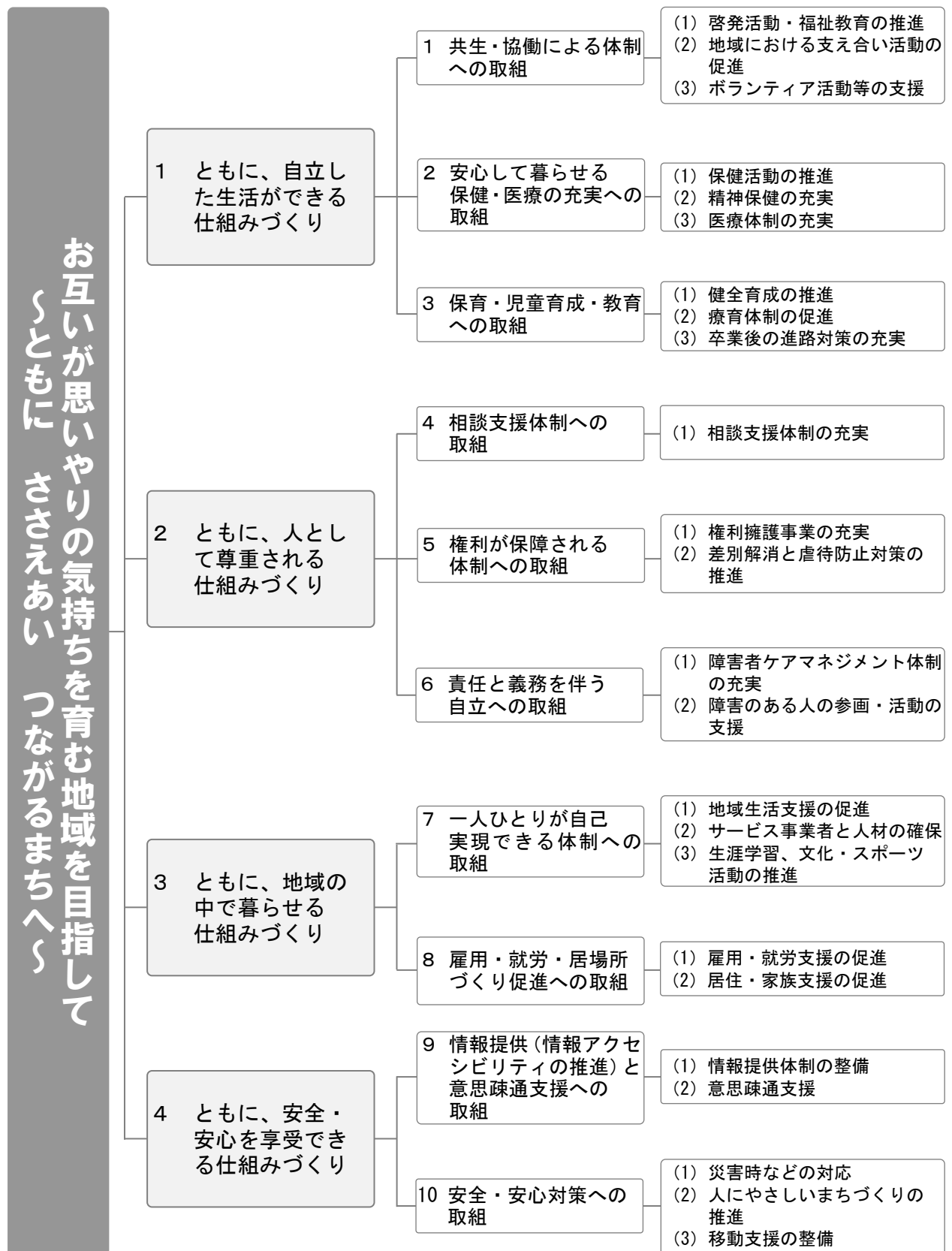
4 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本方針]

[施策展開]





第 2 章 施策の展開

基本目標 1 ともに、自立した生活ができる仕組みづくり

基本方針 1 共生・協働による体制への取組

(1) 啓発活動・福祉教育の推進【施策番号 1- (1)】

障害の有無に関わらず、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けて、すべての市民に対して、障害に対する理解を深めるための情報や福祉サービス等についての広報・啓発を強化します。

また、障害のある人とない人が地域でともに暮らす中で、互いに尊重し合う心を育むため、地域交流、ボランティア活動等を通じた様々な人との交流や、将来の地域を担う子どもたちへの福祉教育を充実させることで、すべての市民における心のバリアフリーを推進します。

(2) 地域における支え合い活動の促進【施策番号 1- (2)】

市民が実際に障害のある人と関わりながら、障害への理解を深め、地域の支え合いの活動に参加するきっかけとなる交流事業が必要なことから、活動を行う人材を引き続き育成し、障害のある人やその家族に対する支援が自然と育まれるような地域共生社会の実現に向けた地域づくりを促進します。

(3) ボランティア活動等の支援【施策番号 1- (3)】

地域福祉において、ボランティア活動や市民活動は大きな役割を果たしていますが、障害のある人やその家族の生活支援に対するニーズは多様化しており、今後その重要性がさらに高まっていくことが考えられるため、ボランティア活動や市民活動を行う団体への支援を一層充実していくとともに、関係機関・団体との連携強化を促進します。

基本方針2 安心して暮らせる保健・医療の充実への取組

(1) 保健活動の推進【施策番号 2- (1)】

妊娠期からの母子の健康増進に向けた母子保健対策をはじめ、様々な健康診査・検診体制を充実させ、疾病を予防し、障害を早期に発見できる体制づくりを目指します。

また、がん、心疾患、脳血管疾患や糖尿病といった生活習慣病が原因で起こる障害の発生は、その疾病の予防や早期発見、早期治療が可能であるため、総合的な生活習慣病予防対策を推進していきます。

さらに、障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、障害の初期の段階で、本人及び家族に対しての相談・指導体制を充実します。

(2) 精神保健の充実【施策番号 2- (2)】

精神に障害のある人の地域移行や地域定着を図るため、長生都市総合支援協議会に設置した保健、医療、福祉等関係者による精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場を通じて、関係機関が連携、協力しながら、精神に障害のある人とその家族が地域で安心して暮らし続けていくための支援を充実します。

(3) 医療体制の充実【施策番号 2- (3)】

障害のある人が地域で安心して医療サービスを受けられる体制づくりに努めるとともに、保健、医療、福祉などの関係機関の連携による医療体制の整備、充実を図ります。

また、医療的ケアが必要な人やその家族が医療や福祉のサービスを利用して地域で安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉等関係者の協議の場を通じて連携強化を図ることで、専門的支援の提供体制を整備します。

基本方針3 保育・児童育成・教育への取組

(1) 健全育成の推進【施策番号 3- (1)】

幼稚園や保育園等における集団保育や統合保育の中で、障害のある乳幼児や発達に支援が必要な乳幼児の生きる力を最大限に伸ばし、充実した日常生活や社会生活を送ることができるよう、関係機関の連携を図るとともに、障害の理解や障害児保育に関する研修等により、連続性のある保育、教育を推進します。

また、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を確保するとともに、インクルーシブ教育の推進に向けた体制の整備を図ります。

(2) 療育体制の促進【施策番号 3- (2)】

保健・医療・福祉が連携して相談体制を整備し、妊娠期からの母子の健康増進に向けた母子保健対策や、障害の早期発見や早期療育に取り組めます。

また、各種乳幼児健診などが十分活用されるよう周知するとともに、発達障害等に関する情報提供を行うことで、子どもの発達に対する正しい知識の普及・啓発を図ります。

さらに、発達障害のある人の心理機能の発達及び円滑な社会生活、自立及び社会活動を促進するため、関係機関の連携によるライフステージに沿った支援を推進します。

(3) 卒業後の進路対策の充実【施策番号 3- (3)】

障害のある子どもの学校卒業後から新しい生活への移行期以降の自立した日常生活を促進するため、個々の能力や適性を考慮し、就労体験や日中活動の場での実習により就労の場を確保するとともに、就職の意向確認から就労後まで就労支援のための総合的な支援を行います。

基本目標 2 ともに、人として尊重される仕組みづくり

基本方針 4 相談支援体制への取組

(1) 相談支援体制の充実【施策番号 4- (1)】

障害のある人やその家族が抱えている様々な問題について、生活を支援する上で求められる相談内容の把握に努めます。

また、障害のある人の多様なニーズに対応するため、情報の提供や助言など、福祉サービスの利用に必要な支援を行うとともに、長生郡市総合支援協議会と連携して困難事例にも対応する専門的な相談支援体制の充実を図ります。

さらに、相談支援体制を強化するため、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置に向けた取組を進めます。

基本方針 5 権利が保障される体制への取組

(1) 権利擁護事業の充実【施策番号 5- (1)】

誰もが地域で安心して暮らしていくためには、一人ひとりの人権を尊重し、権利を擁護する必要があります。

障害のある人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重するとともに、成年後見制度の適切な利用を促進します。

また、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の援助について、県や社会福祉協議会などの関係機関と連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの制度の周知・普及に努めるとともに、積極的に利用されるように推進します。

(2) 差別解消と虐待防止対策の推進【施策番号 5- (2)】

障害を理由とする差別の解消に向け、長生郡市障害者差別解消支援地域協議会を活用するなど、市民の障害に対する理解不足の解消を進めるとともに、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止の徹底に取り組みます。

また、障害のある人への虐待については、未然の防止はもとより発生の初期段階で早急に対応することが重要です。県及び関係機関・事業所との連携により、虐待防止の啓発を充実し、予防を図るとともに、虐待の早期発見から適切な早期対応までの一貫した支援体制の一層の充実を図ります。

基本方針6 責任と義務を伴う自立への取組

(1) 障害者ケアマネジメント体制の充実【施策番号 6- (1)】

障害の程度や生活の状況に応じたサービスを自らが適切に選択し利用できるよう、相談や支援を行い、障害のある人に寄り添ったケアマネジメントを推進します。

また、権利擁護の視点に立ったケアマネジメントを促進するとともに、相談支援事業所等の関係機関と連携し、権利侵害への予防や解決に努めます。

(2) 障害のある人の参画・活動の支援【施策番号 6- (2)】

ボランティア活動の促進、当事者団体への支援などを通じ、障害のある人の社会参画・活動を支援します。

また、家庭内に閉じこもりがちな人や社会活動への参加の機会が少ない人に対しても、ボランティア団体や地域住民などの協力により、生きがいづくりや社会活動参加へのきっかけづくりを図ります。

基本目標3 ともに、地域の中で暮らせる仕組みづくり

基本方針7 一人ひとりが自己実現できる体制への取組

(1) 地域生活支援の促進【施策番号7-(1)】

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、サービス提供の基盤整備を進め、障害福祉サービスの質・量の充実を図るとともに、移動支援や意思疎通支援等の地域生活支援事業、生活にかかる費用や物品の助成を充実します。

また、「親亡き後」や精神に障害のある人の地域移行など多様なニーズに対応するため、在宅サービスの充実を図ります。

さらに、長生郡市総合支援協議会を活用するなど、関係機関と連携、協働しながら、地域ネットワークの構築について検討を進めます。

(2) サービス事業者と人材の確保【施策番号7-(2)】

障害福祉サービスの質の向上を図るとともに、必要なサービスを受けられるよう、ニーズの把握を行い、サービス提供の基盤整備を充実します。

また、質の高い障害福祉サービスを提供していくためには、サービスを提供する福祉人材の育成・確保が重要です。必要となる専門的な人材を確保し、サービス事業者が行う人材の育成及び資質の向上を支援します。

(3) 生涯学習、文化・スポーツ活動の推進【施策番号7-(3)】

生涯学習を通じて障害のある人が豊かで充実した生活を地域で送ることができるよう、多様な活動の場を提供するとともに、社会参加のために必要な環境を整備します。

また、健康的な生活を送ることができるよう、文化・スポーツ活動に親しむ機会を充実し、これらを通じて障害のある人もない人も関わる仲間づくりを支援します。特に、関係団体や関係機関と連携し、パラスポーツの普及に取り組みます。

基本方針8 雇用・就労・居場所づくり促進への取組

(1) 雇用・就労支援の促進【施策番号 8- (1)】

就労は、生きがいや社会参加の面で特に大きな位置を占めるものであることから、日中活動、社会参加、就労訓練の機会を提供する関係機関を通じて障害のある人の適性や能力に応じた就労の場の確保、就労後のフォローなど、就労を支援する体制を整備します。

また、一般就労による雇用の促進や就労の定着に向けて、就労環境の改善や企業内での障害に対する理解への取組を支援します。

(2) 居住・家族支援の促進【施策番号 8- (2)】

障害がある人が地域で自立した生活を送るために、ニーズに応じた在宅サービスを充実させ、地域生活への移行を支援します。

また、障害のある人の家族やヤングケアラーをはじめとする介助者の支援に取り組めます。

基本目標4 ともに、安全・安心を享受できる仕組みづくり

基本方針9 情報提供（情報アクセシビリティの推進）と 意思疎通支援への取組

（1）情報提供体制の整備【施策番号9-（1）】

障害のある人が住み慣れた地域で生活していく上で必要な情報を得ることができるよう、障害のある人の多様なニーズに応じたわかりやすい情報提供方法の充実と障害特性を踏まえた適切な情報提供体制の強化に努め、情報アクセシビリティの向上を推進します。

（2）意思疎通支援【施策番号9-（2）】

障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、障害の特性に応じた情報提供やコミュニケーション支援の充実を図ります。

また、意思疎通支援を担う人材の育成・確保に取り組めます。

基本方針10 安全・安心対策への取組

(1) 災害時などの対応【施策番号 10- (1)】

障害のある人が地域で安全・安心に生活できるよう、避難所の周知・充実、防災知識の普及や災害時の情報提供など、支援が必要な人に配慮したきめ細やかな防災対策に努めます。

また、災害時などに配慮を必要とする人に対する支援の仕組みづくりについて、民生委員や関係機関などの協力を得る一方で、プライバシーへの配慮や個人情報を地域で共有することについて理解をいただき、災害時などにおいて迅速に対応できる仕組みづくりを進めます。

(2) 人にやさしいまちづくりの推進【施策番号 10- (2)】

すべての人々が不自由なく日常生活を過ごすことができ、平等に社会参加ができるよう、市民、企業などと連携してバリアフリーのまちづくりを総合的に推進します。

また、誰もが安全に快適で暮らしやすい生活環境を整備するため、関係機関が連携して、公共施設等のユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進に取り組みます。

(3) 移動支援の整備【施策番号 10- (3)】

障害のある人が外出しやすくなるよう、移送サービスの充実、サービス提供事業者の掘り起こし、ボランティアの養成・確保など、外出移動支援の推進に努めます。

また、市民バスやデマンド交通・福祉タクシーなどの外出を支える事業の充実を図ります。

|| 関連施策・事業一覧

障害福祉課及び関係各課・関係機関において実施されている、障害者基本計画に関連する施策・事業については以下のとおりです。

(1) 障害福祉課における関連施策・事業

事業番号	事業名称	事業概要	施策番号
1	障害者手帳の発行	身体、知的、精神に障害のある人に、各種の援護を受けるために必要な各種障害者手帳の発行の手続きを行います。	2- (2) 3- (2) 7- (1)
2	身体障害者相談員	身体障害者相談員が、障害のある人や障害のある人の家族からの相談に応じて必要な助言や援助などを行います。	4- (1)
3	知的障害者相談員	知的障害者相談員が、障害のある人や障害のある人の家族からの相談に応じて必要な助言や援助などを行います。	4- (1)
4	障害者福祉情報の提供	広報もばら、市ウェブサイト、障害者福祉の手引き等により、障害のある人に必要な情報を提供します。	1- (1) 9- (1)
5	自立支援給付	障害のある人の自立した生活を支援するための各種障害福祉サービスを提供します。	7- (1)
	①居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介護を行います。	8- (2)
	②重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動の補助を行います。	8- (2)
	③同行援護	視覚に障害があることにより移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や外出支援などを行います。	10- (3)
	④就労移行支援	就労を希望する障害のある人に、一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。	3- (3) 8- (1)
	⑤就労継続支援 【A型】・【B型】	【A型】 一般企業などでの就労が困難な障害のある人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。 【B型】 一般企業などでの就労が困難な障害のある人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。	3- (3) 8- (1)
	⑥就労定着支援	就労移行支援などの利用を経て一般就労へ移行した障害のある人に、相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関との連絡調整など、課題解決に向けて必要となる支援を行います。	3- (3) 8- (1)
⑦福祉型短期入所	自宅で介護を行う人が病気などの場合に、障害のある人を短期間障害者支援施設などへ入所させ、施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。	8- (2)	

事業番号	事業名称	事業概要	施策番号
5	⑧共同生活援助	地域で共同生活を営む障害のある人に、主に夜間に住居において相談や日常生活上の援助を行います。	8- (2)
	⑨施設入所支援	施設に入所する障害のある人に、夜間や休日に入浴や排せつ、食事の介護などを行います。	8- (2)
	⑩計画相談支援	障害のある人の心身の状況や環境、サービス利用などの意向を聞き取り、その人に合ったサービス利用の計画を作成し、作成した計画が適正かどうかモニタリング等の支援を行います。	4- (1) 6- (1)
	⑪地域移行支援	施設入所者または精神科病棟に入院している障害のある人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための相談などの支援を行います。	4- (1) 6- (1)
	⑫地域定着支援	単身などで生活する障害のある人に対する連絡体制の確保や緊急の事態における相談などの支援を行います。	4- (1) 6- (1)
6	自立支援医療 【精神通院医療】	精神に障害のある人の、指定医療機関での精神医療（通院に限る）の治療に係る費用の一部を公費で負担します。	2- (2)
7	自立支援医療 【更正医療（18歳～）】 【育成医療（～17歳）】	身体に障害のある人が、障害の除去や軽減をするために受けた指定医療機関での医療費について、その費用の一部を公費で負担します。	2- (3)
8	補装具費の支給	身体上の障害を補うため、義肢、義眼、車いす、補聴器などの交付・貸与及び修理費の支給を行います。	7- (1)
9	地域生活支援事業	地域で生活する障害のある人及びその家族の日常生活を支えるため、ニーズに応じた市独自のサービスを提供します。 地域活動支援センター、訪問入浴、日中一時支援、移動支援、日常生活用具給付、意思疎通支援、相談支援などがあります。	7- (1)
	①理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修や啓発活動などを実施します。	1- (1) 5- (2)
	②自発的活動支援事業	障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人やその家族、地域住民などにより地域において自発的に行う活動を支援します。	1- (3) 6- (2)
	③相談支援事業	障害のある人の相談に対し、情報の提供及び助言、サービスの利用等の支援のほか、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他権利擁護のために必要な援助を行います。 また、相談支援体制の強化のため、基幹相談支援センターの早期設置に取り組みます。	4- (1) 5- (2) 6- (1) 7- (2)
	④成年後見制度利用支援事業	知的に障害のある人または精神に障害のある人で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対して、必要となる費用のすべてまたは一部を補助します。	5- (1)
	⑤意思疎通支援事業	【手話通訳者派遣事業】 聴覚等に障害のある人とその他の者の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者を派遣します。	9- (2)

事業番号	事業名称	事業概要	施策番号
9	⑤意思疎通支援事業	【要約筆記者派遣事業】 聴覚等に障害のある人に、話の内容をその場で文字にして伝えるため、要約筆記者を派遣します。 【手話通訳者設置事業】 手話通訳者を市役所に設置して、聴覚等に障害のある人とその他の者の意思疎通を円滑にします。	9- (2)
	⑥日常生活用具給付事業	障害のある人に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。	8- (2) 9- (2)
	⑦手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障害のある人の活動への支援者として期待される手話奉仕員の養成研修を開催します。	9- (2)
	⑧移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に対して、地域における自立生活や社会参加の促進を図るための外出を支援します。	10- (3)
	⑨自動車運転免許取得・改造助成事業	就労機会の拡大や社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許を取得するための費用や、自動車の改造をする費用の一部を助成します。	10- (3)
10	重度心身障害者医療費助成	重度の障害のある人の医療費（保険診療分）の一部を助成します。	2- (3)
11	特別障害者手当	日常生活に常時特別の介護を必要とする著しく重度の障害の状態にある 20 歳以上の在宅の人に対して手当を支給します。	7- (1)
12	障害児福祉手当	日常生活に常時の介護を必要とする 20 歳未満の在宅の人に対して手当を支給します。	7- (1)
13	重度心身障害者福祉手当	在宅で、知的に重度の障害のある 20 歳以上の人に対して手当を支給します。	7- (1)
14	特別児童扶養手当	重度または中度の障害の状態にあるため、日常生活において介護を必要とする 20 歳未満の人を監護する父母、または養育者に対して手当を支給します。	7- (1)
15	障害児支援	地域で生活する障害のある子どもや家族の自立を促進・支援するため、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの福祉サービスを提供します。	3- (2) 7- (1)
16	福祉タクシー	身体や知的に重度の障害のある人が、通院等のためにタクシーを利用した場合に運賃の一部を助成します。	10- (3)
17	リフト付福祉カーの貸出	車いすを利用する障害のある人及び高齢者が、通院等の外出をする際にリフト付の自動車を貸し出します。	10- (3)
18	車いすの貸出	車いすが必要な障害のある人や高齢者等に、無料で車いすを貸し出します。	10- (3)

(2) 関係各課・関係機関における関連施策・事業

事業番号	事業名称	事業概要	担当課等	施策番号
1	広報発信事業	毎月の広報紙発行のほか、パソコンやスマートフォン、新聞・放送メディアといった情報通信技術の活用により、市政情報等の発信を行います。	秘書広報課	1- (1)
2	ウェブサイト運営事業	誰もが使いやすく、情報にアクセスしやすいように、アクセシビリティに配慮した、市公式ウェブサイトによる情報発信及びPRを行います。	秘書広報課	1- (1)
3	広報紙朗読サービス	みずすまし会と連携し、視覚に障害のある人のために、広報の音声化を実施します。	秘書広報課	9- (1)
4	市職員への採用	「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、障害のある人を雇用します。	職員課	8- (1)
5	庁舎維持管理事業	障害のある人にやさしい庁舎を目指し、適正な維持管理に努めます。	管財課	10- (2)
6	福祉避難所の指定・充実	要配慮者の避難所での生活において、バリアフリー化や施設・設備等を含めたスペースの確保を図ります。	防災対策課 福祉部関係課	10- (1)
7	市民活動支援事業	自主的、主体的に公益性の高い事業を実施する市民活動団体を支援します。	生活課	1- (3)
8	特定健康診査・特定保健指導	メタボリックシンドロームに注目した健診(集団・個別)及び指導対象者への支援を行います。	国保年金課 健康管理課 保健センター	2- (1)
9	健康手帳の交付	特定健診・保健指導、各種検診等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、健康管理と適切な医療に寄与します。	健康管理課	2- (1)
10	産後ケア事業	母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育めるように、産科での宿泊型・日帰り型、助産師による訪問型を行います。	保健センター	2- (1) 3- (2)
11	産前産後サポート訪問	妊娠中は安全・安心な出産及び育児環境の準備支援、産後は育児不安を持つ産婦に対して、保健師や助産師等による相談支援を訪問にて行います。	保健センター	2- (1) 3- (2)
12	母子健康手帳交付	妊娠届出時に保健師等による全数面接を実施することで、より細やかな相談を行い、妊娠・出産等に対する不安の軽減を図ります。	保健センター	2- (1) 3- (2)
13	ママ・パパ教室	妊婦とその家族を対象とし、妊娠・出産・育児期に関する知識の伝達と仲間作りを促進し、安心して子どもを産み育てられるようにします。	保健センター	2- (1) 3- (2)

事業番号	事業名称	事業概要	担当課等	施策番号
14	伴走型相談支援 (妊娠後期面談)	妊娠初期、妊娠後期、出生後にアンケートを用いて面談し、妊娠・出産・子育てに関する不安や悩みを聞き取り、早期に必要な支援につなげます。	保健センター	2- (1) 3- (2)
15	赤ちゃん訪問 事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	保健センター	2- (1) 3- (2)
16	6か月乳児相談	月齢に応じた保育、歯科、栄養指導を行います。 また、6か月児に対しボランティアによる絵本の紹介及び読み聞かせを実施します。	保健センター	2- (1) 3- (2)
17	1歳6か月児 健康診査、 3歳児健康診査	疾病や発育・発達の遅延等の早期発見・治療に努めるため、内科・歯科診察、心理相談を行います。	保健センター	2- (1) 3- (2)
18	2歳児歯科健康 診査	食事、歯口清掃等により、より良い生活習慣の確立と口腔の健康保持・歯科疾患の予防を図ります。 また、1歳6か月児健康診査後のフォローの場として保健・心理・栄養指導等を実施します。	保健センター	2- (1) 3- (2)
19	4歳児視力検査	市内の公立保育所・幼稚園・こども園等に通う子どもに対して、視力検査を家庭で実施した結果を把握し、精密検査が必要な子どもに対し受診勧奨を行います。	保健センター	2- (1) 3- (2)
20	巡回歯科指導	歯科衛生士が保育所、幼稚園、小中学校に巡回し、親子・保護者に対してむし歯予防等の講話・実技を実施します。	保健センター	2- (1)
21	各種検診	肺がん・結核・胃がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん・前立腺がん・口腔がん検診、喀痰検査、胃ピロリ菌検査、骨粗しょう症予防検診、肝炎ウィルス検診、歯周病検診、妊婦歯科検診を実施します。	健康管理課 保健センター	2- (1)
22	健康教育	生活習慣病の予防その他健康づくりに関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより健康の保持増進を図ります。	健康管理課 保健センター	2- (1) 3- (2)
23	在宅寝たきり者 等訪問歯科事業	寝たきりの高齢者、障害等により外出困難な方に対して、訪問して口腔内の歯科診査を行い、必要に応じて応急処置をし、口腔内の衛生状態を改善します。	保健センター	2- (1)
24	健康相談	心身の健康や歯科、栄養等に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に寄与します。	健康管理課 保健センター	2- (1) 3- (2)

事業番号	事業名称	事業概要	担当課等	施策番号
25	訪問指導	地区担当保健師、歯科衛生士及び栄養士等が、地域で生活する障害のある人の自宅での療養状況や健康状況を確認します。その結果に応じ、関係機関と連携してさらなる生活支援につなげます。	健康管理課 保健センター	2- (1) 3- (2)
26	地区組織活動	健康生活推進委員会の運営を行います。	健康管理課 保健センター	2- (1) 3- (2)
27	助産師相談・ ままのわ・ ままのわミニセ ミナー	妊娠前から産後育児に関する相談や、乳幼児の計測、母親同士の交流の場として運営していきます。	保健センター	2- (1) 3- (2)
28	個別避難計画の 作成	避難行動要支援者名簿に登録されている人の個別避難計画を作成します。	社会福祉課	10- (1)
29	あんしん電話 事業	緊急通報装置を貸与し、急病等の緊急時に外部と連絡が取れる体制を整えます。	高齢者支援課 (地域包括支援室)	7- (1)
30	在宅介護機器 リサイクル事業	市に寄贈された介護用ベッドを貸与します。	高齢者支援課	7- (1)
31	子ども医療費 助成制度	高校生等までの子どもが、通院・入院した場合、医療費を助成します。(所得制限なし) 中学生までは受給券による現物給付、高校生等は償還方式で助成します。	子育て支援課	2- (3)
32	保育士配置改善 事業	私立保育園において障害のある子どもを受け入れた場合1施設あたり月163,200円を補助します。	子育て支援課	3- (1)
33	障害児保育事業	市立保育所において障害のある子どもを受け入れます。	子育て支援課	3- (1)
34	学童保育事業 補助金(障害児 保育事業)	療育手帳もしくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当の受給対象児童または、医師、児童相談所等の公的機関からこれらと同等の障害を有していると認められた児童を受け入れるために放課後児童支援員等を増員した場合、その経費の一部を補助します。(月額5万円以内)	子育て支援課	3- (1)
35	ひまわりっこ 教室	幼児健診で育児支援の必要な親子に対して、集団遊びを通し子どもの成長に応じた支援を行います。	子育て支援課	3- (2)
36	子育て相談	臨床心理士が就学前の子育てに関する相談を行います。	子育て支援課	3- (2)
37	ことばの相談	言語相談員が就学前の言葉に関する相談を行います。	子育て支援課	3- (2)
38	雇用・就労支援 の促進	市内事業所や住民の啓発に向け、関連法令や計画に関する広報・周知を図ります。 また、就労支援として、他の支援機関と連携し、セミナーや面接会などを開催します。	商工観光課	8- (1)

事業番号	事業名称	事業概要	担当課等	施策番号
39	街路整備事業	歩道における視覚に障害がある人への配慮を考え、誘導ブロック等の設置・歩車道境界ブロックの高低差を考慮した道路を整備します。	土木建設課	10- (2)
40	道路整備事業	誰もが安全で利用しやすい道路環境となるようバリアフリー化など必要な改善を図ります。	土木建設課	10- (2)
41	デマンド交通事業	利用登録者の要請（デマンド）に応じて、対象エリア内を乗合にて利用者自宅から乗降ポイントまで運行します。障害者手帳所持者は、利用運賃を通常料金の半額 200 円としています。	都市計画課	10- (3)
42	市民バス運行事業	交通空白地域の市民の交通手段の確保を図ります。障害者手帳所持者は、利用運賃を通常料金の半額 100 円としています。また、車いす用スロープ板を設置するなどバリアフリーに対応したノンステップバスによる運行を行います。	都市計画課	10- (3)
43	自転車駐車場管理運営事業	障害者手帳所持者に対し定期使用料の全額減免を行います。	都市計画課	10- (3)
44	都市公園等管理事業	都市公園の出入口または駐車場や園路及び公園施設等のバリアフリー化を図ります。	都市整備課	10- (2)
45	福祉教育	障害の有無に関わらず、すべての児童・生徒がお互いを正しく理解し、共に助け合って生きていくことの大切さを学ぶための福祉教育を推進します。	学校教育課	1- (1)
46	特別支援教育支援員活用事業	LD、ADHD 等のある園児・児童・生徒に対して、学習支援や安全確保などのサポートを行うため、特別支援教育支援員を配置し、学習活動上の支援を実施します。	学校教育課	3- (1)
47	インクルーシブ教育システムの推進	子どもたちが相互に認め合い、障害を理解していけるよう、障害の有無に関わらず、ともに育ち合うインクルーシブ教育を推進します。	学校教育課	3- (1)
48	教職員の専門性の向上	教職員の障害に対する理解や専門性を深めます。	学校教育課	3- (1)
49	生涯学習推進事業	各種講座を開催するとともに、生涯学習に関する情報を提供します。	生涯学習課	7- (3)
50	バリアフリー映画上映会の開催	「音声解説（副音声）」や「日本語字幕」を付けたバリアフリー映画の上映会を開催し、視覚・聴覚に障害のある人となない人が一緒に映画を楽しめる体験を通してお互いの理解を深める機会を提供します。	生涯学習課（図書館）	9- (1)
51	パラスポーツ教室	障害のある人が積極的にスポーツや運動ができるように、関係団体と連携して、障害者スポーツ活動を推進します。	体育課	7- (3)

事業番号	事業名称	事業概要	担当課等	施策番号
52	福祉 こどもまつり	ボランティア連絡協議会、市内福祉施設、企業などの協力で実施し、福祉体験、福祉機器の展示を行い、市民の福祉に対する理解と関心を深めます。	社会福祉協議会	1- (1)
53	広報発行	社会福祉協議会活動の周知をするため、年4回発行します。	社会福祉協議会	1- (1)
54	ウェブサイト	ウェブサイトにより、社会福祉協議会活動の周知をします。	社会福祉協議会	1- (1)
55	福祉教育	次世代を担う子どもたちに福祉の大切さを知ってもらうため、小中学校に講師を派遣し、福祉への理解を深めるための教育を行います。 また、福祉体験学習の機会を通して障害についての理解を深める取組を行います。	社会福祉協議会	1- (1)
56	見守り型食事 サービス事業	各地区のボランティアが利用者宅を訪問し、安否や健康状態の確認を行いながら手作りのお弁当を届けます。	社会福祉協議会	1- (2) 7- (1)
57	歳末たすけあい	歳末たすけあい募金の配分事業として、民生委員・児童委員と連携し、歳末見舞金・慰問品の配付を行います。	社会福祉協議会	1- (3) 6- (2)
58	ボランティア センター事業	ボランティア活動に関する情報提供、相談、斡旋、養成、助成、保険加入などを行い、ボランティア活動を支援します。 また、ボランティア団体相互の交流や情報交換、組織的な普及活動を推進します。	社会福祉協議会	1- (3) 6- (2)
59	日常生活自立 支援事業	判断能力が不十分な人や障害のある人を対象に、日常的な金銭管理、福祉サービスの利用援助などを行います。	社会福祉協議会	5- (1)
60	法人後見受任 事業	判断力が欠けているか不十分な人を対象に身上保護や財産管理を行います。	社会福祉協議会	5- (1)
61	寝たきり高齢者 ・重度身障者 (児)紙おむつ 支給事業	在宅で介護している家族の負担を軽減するため、紙おむつの支給を行います。	社会福祉協議会	7- (1)
62	生活福祉資金	低所得世帯の自立更生を目的とし、資金の貸付を行います。 県社協受託からの事務で相談及び申請を行います。	社会福祉協議会	7- (1)
63	就労支援	障害のある人が自立した日常生活、または社会生活を送ることができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的にを行います。	社会福祉協議会 心身障害者福祉 作業所	8- (1)

事業 番号	事業名称	事業概要	担当課等	施策番号
64	朗読CDの配付	朗読ボランティアみずすまし会の協力により、市広報誌及び小説等を朗読したCDの配付を行います。	社会福祉協議会	9- (1)
65	車いすの貸出 【再掲】	車いすが必要な障害のある人や高齢者等に、無料で車いすを貸し出します。	障害福祉課 社会福祉協議会	10- (3)

第3編

第7期障害福祉計画及び 第3期障害児福祉計画



第 6 期障害福祉計画及び

第 2 期障害児福祉計画の達成状況

第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画で定めた成果目標の達成状況は、次のとおりです。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
令和 5 年度末の施設入所者数	95 人	95 人	令和元年度末時点(100 人) から 5%削減
令和 5 年度末までの地域生活移行者数	6 人	1 人	令和元年度末の施設入所者数(100 人) の 6%が、施設からグループホーム等へ地域移行

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標値			実績		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (実績見込)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0 回	0 回	2 回	0 回	0 回	6 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 (計)	0 人	0 人	15 人	0 人	0 人	19 人
保健	0 人	0 人	2 人	0 人	0 人	1 人
医療 (精神科)	0 人	0 人	2 人	0 人	0 人	2 人
医療 (精神科以外)	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人	1 人
福祉	0 人	0 人	5 人	0 人	0 人	12 人
介護	0 人	0 人	3 人	0 人	0 人	0 人
当事者	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人	2 人
家族	0 人	0 人	1 人	0 人	0 人	1 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0 回	0 回	2 回	0 回	0 回	2 回

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	目標値			実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)
地域生活支援拠点等の設置か所数	0か所	0か所	1か所	0か所	0か所	0か所
機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	0回	0回	1回	0回	0回	0回

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
令和5年度の 一般就労移行者数 (計)	17人	14人	令和5年度中に、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)から一般就労へ移行する人数。令和元年度実績(12人)の1.27倍増
就労移行支援	7人	6人	令和5年度中に、就労移行支援から一般就労へ移行する人数。令和元年度実績(5人)の1.30倍増
就労継続支援A型	2人	2人	令和5年度中に、就労継続支援A型から一般就労へ移行する人数。令和元年度実績(1人)の1.26倍増
就労継続支援B型	8人	6人	令和5年度中に、就労継続支援B型から一般就労へ移行する人数。令和元年度実績(6人)の1.23倍増
令和5年度における 就労移行支援事業の 利用者数	39人	33人	
令和5年度における 就労定着支援事業の 利用者数	12人	10人	
令和5年度における 就労定着支援事業の 就労定着率	70%	90%	過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合が8割以上の事業所割合

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
児童発達支援センター設置	1か所	0か所	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	有	有	令和5年度末までに、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	0か所	令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置	設置	無	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	無	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本

(6) 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標値			実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	8件	9件	10件	0件	0件	1件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	8件	9件	10件	0件	0件	3件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	4回	4回	4回	2回	3回	4回

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための
取組に係る体制の構築

項目	目標値			実績		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (実績見込)
障害福祉サービス等の 研修への市職員参加 人数	5人	5人	5人	28人	25人	25人
障害者自立支援審査支 払等システム等での審 査結果を分析、その結果 を活用し、事業所等と共 有する体制の有無及び それに基づく実施回数	有	有	有	有	有	有
	12回	12回	12回	12回	12回	12回

(8) 発達障害者等に対する支援

項目	目標値			実績		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (実績見込)
ペアレントトレーニング やペアレントプログラ ム等の支援プログラ ム等の受講者数	0人	0人	5人	0人	0人	0人
ペアレントメンターの 人数	0人	0人	1人	0人	0人	0人
ピアサポートの活動 への参加人数	0人	0人	5人	0人	0人	0人



サービス事業量の見込みと

提供体制の確保策

1 障害福祉サービスの見込みと確保のための方策

(1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介護を行います。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動の補助を行います。
同行援護	視覚に障害があることにより移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や外出支援などを行います。
行動援護	知的・精神に障害があることにより行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助などを行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

① 必要な量の見込み

サービス	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	実人/月	85	103	104	111	118	126
	延時間/月	1,696	1,987	2,062	2,148	2,238	2,332
重度訪問介護	実人/月	4	5	8	9	10	11
	延時間/月	608	1,231	2,498	2,793	3,088	3,383
同行援護	実人/月	11	13	12	13	14	15
	延時間/月	187	211	193	197	201	206
行動援護	実人/月	0	0	0	0	0	0
	延時間/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	実人/月	0	0	0	0	0	0
	延時間/月	0	0	0	0	0	0

(実績は10月利用分)

② 見込量確保の方策

- 訪問系サービスの実績については、利用者数、利用時間数ともに増加傾向にあり、今後も、施設入所者や長期入院者の地域生活への移行などで、利用者数、利用時間数の増加が見込まれます。特に、重度の障害のある人が地域で自立した日常生活を営むために、重度訪問介護のニーズが高まっています。これらに対応するために、介護保険制度のサービス提供事業所を含め、新規事業所の参入について働きかけていきます。
- 既存のヘルパーのレベルアップ及び同行援護に従事するガイドヘルパーの確保に向けて、県が開催する研修への積極的な参加を促すなど、利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう取り組んでいきます。
- ニーズに対して、同行援護のサービスを提供する事業所が不足しています。居宅介護事業所等に対して、当該事業への参入を働きかけていきます。
- 行動援護、重度障害者等包括支援のサービスについては、現在、サービス提供を希望される人がいないため、見込まないこととしました。
- 安定したサービスの確保や障害のある人のニーズに対応するため、事業所等の人材の確保について、県や長生圏域の町村と連携し、取り組んでいきます。

(2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	常に介護が必要な障害のある人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持・向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用して整理した就労能力や適性、配慮事項などに応じて障害のある人が雇用や福祉、医療などの関係機関と連携しつつ、一般就労や就労継続支援A型、B型などの就労系障害福祉サービス事業所の利用の選択支援を行います。 障害者総合支援法の改正により新設された事業です。
就労移行支援	就労を希望する障害のある人に、一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業などでの就労が困難な障害のある人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	一般企業などでの就労が困難な障害のある人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援などの利用を経て一般就労へ移行した障害のある人に、相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関との連絡調整など、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療の必要な障害のある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などの世話をを行います。
短期入所 (福祉型)	自宅で介護を行う人が病気などの場合に、障害のある人を短期間障害者支援施設などへ入所させ、施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
短期入所 (医療型)	自宅で介護を行う人が病気などの場合に、重症心身障害などの重い障害のある人を短期間医療機関などへ入所させ、医療の管理の下で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

① 必要な量の見込み

サービス	単位	実績			見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	実人/月	202	203	205	208	211	214
	延人日/月	3,937	3,893	3,705	3,971	4,026	4,083
うち重度障害者	実人/月	52	53	55	58	60	62
自立訓練 (機能訓練)	実人/月	0	1	2	2	3	3
	延人日/月	0	13	26	26	39	39
自立訓練 (生活訓練)	実人/月	10	10	21	23	25	27
	延人日/月	81	90	301	359	390	421
うち精神障害者	実人/月	5	9	15	15	15	16
就労選択支援	実人/月					1	3
就労移行支援	実人/月	24	24	25	26	26	27
	延人日/月	368	391	416	423	431	439
就労継続支援 (A型)	実人/月	9	21	25	27	29	31
	延人日/月	173	390	453	492	531	570
就労継続支援 (B型)	実人/月	237	252	271	291	312	335
	延人日/月	3,357	3,819	3,935	4,086	4,243	4,406
就労定着支援	実人/月	9	9	6	9	14	19
療養介護	実人/月	9	10	10	10	10	11
	延人日/月	279	302	300	310	310	341
短期入所 (福祉型)	実人/月	24	27	27	27	28	29
	延人日/月	196	238	191	193	197	202
うち重度障害者	実人/月	12	13	15	16	16	17
短期入所 (医療型)	実人/月	4	5	3	3	3	4
	延人日/月	45	18	23	25	28	30
うち重度障害者	実人/月	4	5	3	3	3	4

(実績は10月利用分)

② 見込量確保の方策

- 日中活動系サービスの実績については、自立訓練（生活訓練）や就労継続支援B型の利用者数、利用日数が特に増加しています。今後も障害のある人一人ひとりの希望や状況にあった、日中活動の利用を促進します。
- 生活介護については、身近な地域で重度の障害のある人を受け入れる事業所が不足していることから、介護保険制度のサービス提供事業所を含め、新規事業所の参入について働きかけていきます。
- 自立訓練（生活訓練）については、身近な地域で事業の参入があり、今後も利用者の増加が見込まれます。
- 就労系事業所に関しては、長生郡市総合支援協議会就労作業部会と連携し、障害者優先調達推進法による官公署による発注の方策を検討し、運営強化や工賃向上への取組を支援します。
- 就労定着支援については、身近な地域で事業所が不足しています。一般就労による様々な生活面での課題に対して適切な支援を行うため、就労移行支援事業実施事業所を中心に、当該事業への参入を積極的に働きかけていきます。
- 緊急時の受入対応体制を確保するため、利便性の高い短期入所の確保が必要です。既存のグループホームに対し当該事業への拡充を促すことや、新規事業所に参入の働きかけを行います。
- 重度の障害のある人も身近な地域で必要な支援を受けられるよう、ニーズを把握し、必要な支援体制を検討します。

(3) 居住系サービス

サービス	概要
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた障害のある人で1人暮らしを希望する人などを対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行います。
共同生活援助	地域で共同生活を営む障害のある人に、主に夜間に住居において相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害のある人に、夜間や休日に入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

① 必要な量の見込み

サービス	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	実人/月	0	0	0	2	4	6
うち精神障害者	実人/月	0	0	0	1	2	3
共同生活援助	実人/月	121	134	142	157	174	193
うち精神障害者	実人/月	54	75	68	77	87	98
うち重度障害者	実人/月	7	7	8	9	9	10
施設入所支援	実人/月	96	98	94	98	95	92

(実績は10月利用分)

② 見込量確保の方策

- 居住系サービスの実績については、共同生活援助の利用者数が増加しています。身近な地域にグループホームの設置が進んでいますが、今後も地域移行による利用者数の増加が見込まれることから、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図ります。具体的には、グループホーム利用者の経済的負担の軽減を図るため、家賃助成を行うとともに、小規模な運営主体に対して円滑に事業が実施できるよう支援を行います。また、長生郡市総合支援協議会居住部会と連携して、地域のグループホームの支援の質の向上に努めます。
- 自立生活援助については、身近な地域に事業所がないものの利便性の高い事業であることから、サービス提供事業所に対して、当該事業への参入を働きかけていきます。
- 障害のある人の重度化・高齢化に対応するため、日中サービス支援型共同生活援助への参入について、既存のグループホームに働きかけていきます。
- 施設入所支援については、施設入所から地域生活への移行を進めながら、障害のある人本人の意思を確認し、真に施設入所支援が必要な人への支援を継続します。

(4) 相談支援

サービス	概要
計画相談支援	障害のある人の心身の状況や環境、サービス利用などの意向を聞き取り、その人に合ったサービス利用の計画を作成し、作成した計画が適切かどうかモニタリング等の支援を行います。
地域移行支援	施設入所者または精神科病棟に入院している障害のある人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための相談などの支援を行います。
地域定着支援	単身などで生活する障害のある人に対する連絡体制の確保や緊急の事態における相談などの支援を行います。

① 必要な量の見込み

サービス	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実人/月	129	180	263	325	402	498
地域移行支援	実人/月	1	3	0	2	2	2
うち精神障害者	実人/月	1	3	0	2	2	2
地域定着支援	実人/月	12	22	20	21	21	21
うち精神障害者	実人/月	5	13	14	14	14	14

(実績は10月利用分)

② 見込量確保の方策

- 計画相談については、障害福祉サービス全体のニーズの高まりとともに、計画相談支援の利用者数が増加しており、今後も増加が見込まれます。
- 計画相談支援の利用者数の増加により、相談支援事業所が不足しています。サービス提供事業所に対して、計画相談支援事業への参入を積極的に働きかけていきます。また、障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるように、指定特定相談支援事業所等に対し、地域移行支援や地域定着支援事業への参入について、働きかけていきます。
- 長生郡市総合支援協議会相談支援部会を活用するなどして、指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、サービス提供事業所、医療機関などの関係機関との連携体制の強化を図ることで、より質の高い相談支援体制の確立と、障害のある人が早い段階から気軽に相談できるような支援体制を目指します。
- 障害福祉サービス利用者やその家族、介護者等からの相談内容を正確に把握したサービス等利用計画を作成するため、既存の相談支援専門員の育成と新規相談支援専門員の確保に努めます。また、地域の相談支援従事者の育成や支援者支援等を担う人材である主任相談支援専門員の確保に努めます。

2 障害児福祉サービスの見込みと確保のための方策

(1) 障害児支援

サービス	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
放課後等デイサービス	放課後や学校の休校日に、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害のある子どもに対して、障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度障害の状態等で外出が著しく困難な障害のある子どもに、居宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援と治療を行います。(令和6年4月1日より児童発達支援に一元化)
障害児相談支援	障害のある子どもが障害児通所支援を利用する際に、必要な障害児支援利用計画を作成し、作成した計画が適切かどうかモニタリング等の支援を行います。
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケアを必要とする障害のある子どもとその家族に対し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置する事業です。

① 必要な量の見込み

サービス	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	実人/月	53	63	91	105	121	140
	延人日/月	521	680	885	972	1,068	1,173
放課後等デイサービス	実人/月	136	164	176	188	200	212
	延人日/月	1,804	2,152	2,203	2,444	2,600	2,756
保育所等訪問支援	実人/月	3	4	11	11	12	13
	延人日/月	3	4	11	11	12	13
居宅訪問型児童発達支援	実人/月	0	0	1	2	3	4
	延人日/月	0	0	1	2	3	4
医療型児童発達支援	実人/月	0	0	0			
	延人日/月	0	0	0			
障害児相談支援	実人/月	52	84	115	146	177	208
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	実人/年	0	0	0	0	0	1

(実績は10月利用分)

② 見込量確保の方策

- 障害児支援については、児童発達支援や放課後等デイサービスの新規事業所の参入により利用時の選択肢が増えたことで、利用者数、利用日数がともに増加しています。一方、障害児相談支援事業については新規の参入がなく、事業所が不足しています。今後も、サービスの受入れ体制の充実を促進するため、既存の相談支援事業所に対して事業の拡充や、新規事業所の参入について働きかけを行っていきます。
- 障害のある子どもの支援については、市の関係各課及び関係機関との連携を密にし、さらに子どもの成長を記録するライフサポートファイルを活用し、療育支援コーディネーターによる関係機関との連絡・調整を図ることで、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。また、茂原市子ども・子育て支援事業計画との連携を図っていきます。
- 居宅訪問型児童発達支援については、身近な地域で事業の参入があり、主に医療的ケア児の利用が見込まれます。
- 医療的ケアが必要な子どもの支援については、支援の総合的な調整を行う「医療的ケア児等に関するコーディネーター」の配置に向けた検討を進めます。配置に当たっては、子どもから成人まで一貫した支援が行えるよう配慮します。

3 地域生活支援事業の見込みと確保のための方策

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業です。特に生活上の相談、手話通訳者等の派遣・設置、日常生活用具の給付、移動支援、地域活動支援センターなど、障害のある人の日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」とされています。

さらに、市町村や都道府県が地域の実情等に合わせ、任意に行うことの出来る「任意事業」を実施することで、より効果的なサービスを提供するものです。

本市においては、今まで実施していた事業を引き続き地域生活支援事業の枠組みの中で実施し、実施していない事業については、引き続き障害のある人のニーズや課題等を勘案し、事業の実施について検討します。

(1) 理解促進研修・啓発事業（必須事業）

事業名	概要
理解促進研修 ・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修や啓発活動などを実施します。

① 必要な量の見込み

事業名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修 ・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

② 見込量確保の方策

- 障害を理由とする差別の解消に向けて、ウェブサイトや長生郡市障害者差別解消支援地域協議会を活用するなど、障害のある人に対する理解を深め、「心のバリアフリー」の推進を図るための広報活動を積極的に行います。特に、精神障害や内部障害等、見た目ではわかりづらい障害のある人への理解が進むよう、啓発活動を推進します。

(2) 自発的活動支援事業（必須事業）

事業名	概要
自発的活動支援事業	障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人やその家族、地域住民などにより地域において自発的に行う活動を支援します。

① 必要な量の見込み

事業名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

② 見込量確保の方策

- 障害者団体との連携のもと、障害のある人やその家族の活動を引き続き支援します。
- 障害のある人の自らの意思で、ピアサポートやボランティア活動などの社会参加が進むよう、支援策について検討していきます。

(3) 相談支援事業（必須事業）

事業名	概要
障害者相談支援事業	障害のある人の福祉に関する問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他権利擁護のために必要な援助などを行います。
地域総合支援協議会	関係機関、関係団体、障害のある人とその家族等により構成される協議会で、障害のある人等への支援体制の整備を図ります。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害のある人の相談業務や地域の相談支援事業者等に対する運営についての相談・助言等の業務を総合的にを行います。
市町村相談支援機能強化事業	専門職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置し、相談支援機能の強化のため、一般的な相談支援に加え、困難ケースに対応します。
療育支援コーディネーター事業	専門知識を持った臨床心理士により、障害のある子どもや、その家族等を含め、個々の発達状況や家庭状況にあった支援を行うため、医療、福祉、教育等の関係機関との連携・調整を図ることで療育の充実を目指します。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援します。

① 必要な量の見込み

事業名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
地域総合支援協議会	実施の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	無	無	有	有
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
療育支援コーディネーター事業	実人/年	96	66	90	95	95	95
	件/年	531	262	540	570	570	570
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施の有無	無	無	無	無	無	無

(各年1年分の実績)

② 見込量確保の方策

- 相談支援事業については、市障害福祉課において実施しています。また、相談支援機能強化事業として長生圏域内2事業所に専門的職員を配置する事業を委託により実施しています。今後は、さらなる相談支援体制の強化のため、基幹相談支援センターの早期設置に向けた取組を進めます。
- 長生圏域町村との連携のもと、指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、サービス提供事業所及び関係機関とのネットワーク化を図るため、中核的な役割を果たす協議の場として、長生郡市総合支援協議会を運営し、長生地域を圏域とした相談支援体制のあり方を検討します。
- 療育支援コーディネーター事業については、臨床心理士が常勤している法人に委託し、引き続き障害のある子どもの支援を継続します。
- 住宅入居等支援事業については、他の住宅支援施策や地域の実情把握に努め、効果的な実施方法を検討していきます。
- 障害のある人の権利擁護や虐待防止を図るため、関係機関と連携した支援体制づくりに努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業（必須事業）

事業名	概要
成年後見制度利用支援事業	知的に障害のある人または精神に障害のある人で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対して、必要となる費用のすべてまたは一部を補助します。

① 必要な量の見込み

事業名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実人/年	0	1	1	2	2	3

(各年1年分の実績)

② 見込量確保の方策

- 成年後見制度利用支援事業を必要な人が確実に制度に結び付くよう、積極的な広報・啓発活動に努めます。
- 今後、障害のある人やその家族の高齢化により、成年後見人等が必要なケースが増えると見込まれるため、地域包括支援センターや各関係機関との連携を強化します。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

事業名	概要
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

① 必要な量の見込み

事業名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

② 見込量確保の方策

- 成年後見制度の担い手不足に対応するため、後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保及び市民後見人の活用について、関係機関と協議していきます。

(6) 意思疎通支援事業（必須事業）

事業名	概要
手話通訳者派遣事業	聴覚等に障害のある人とその他の者の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚等に障害のある人に、話の内容をその場で文字にして伝えるため、要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	手話通訳者を市役所に設置して、聴覚等に障害のある人とその他の者の意思疎通を円滑にします。

① 必要な量の見込み

事業名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	実人/年	12	10	9	10	11	12
	件/年	145	147	130	140	145	150
要約筆記者派遣事業	実人/年	1	0	0	2	2	2
	件/年	11	0	0	2	2	2
手話通訳者設置事業	か所	1	1	1	1	1	1

(各年1年分の実績)

② 見込量確保の方策

- 必要な人が利用できるよう、意思疎通支援事業の積極的な周知を図ります。
- 手話通訳者派遣事業及び要約筆記者派遣事業については、引き続き委託により実施します。
- 手話通訳者設置事業については、引き続き障害福祉課内に配置し、委託により実施します。事業の拡大については、ニーズを見極め検討します。

(7) 日常生活用具給付事業（必須事業）

事業名	概要
日常生活用具給付事業	障害のある人に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。

① 必要な量の見込み

事業名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練用支援用具	件/年	4	7	4	5	5	5
自立生活支援用具	件/年	5	4	2	4	4	4
在宅療養等支援用具	件/年	11	16	15	15	16	16
情報・意思疎通支援用具	件/年	4	10	10	11	12	13
排せつ管理支援用具	件/年	2,439	2,123	2,100	2,080	2,060	2,040
住宅改修費	件/年	1	1	2	2	2	2

(各年1年分の実績)

② 見込量確保の方策

- 日常生活用具の利用希望者の把握に努めるとともに、制度の周知を図ります。
- 利用希望者一人ひとりの障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

事業名	概要
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障害のある人の活動への支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を開催します。

① 必要な量の見込み

事業名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	実人/年	9	7	10	10	10	10

(各年1年分の実績)

② 見込量確保の方策

- 手話奉仕員養成研修事業について、引き続き前期・後期の2か年で実施し、手話奉仕員の養成に努めます。
- 受講生確保のため、広報等により広く募集します。

(9) 移動支援事業（必須事業）

事業名	概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に対して、地域における自立生活や社会参加の促進を図るための外出を支援します。

① 必要な量の見込み

事業名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実人/年	17	17	17	18	19	20
	時間/年	785	513	612	649	686	723

(各年1年分の実績)

② 見込量確保の方策

- 移動支援事業の利用希望者の把握に努めるとともに、制度の周知を図ります。
- 屋外での移動が困難な障害のある人の外出を安定的に支援するため、実施事業所の充足に努めます。

(10) 地域活動支援センター事業（必須事業）

事業名	概要
地域活動支援センター事業	<p>障害のある人に対して、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流を促進します。</p> <p>I型：精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。</p> <p>II型：地域において雇用・就労が困難な在宅者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p> <p>III型：地域において雇用・就労が困難な在宅者に対し、生産活動の機会を提供します。</p>

① 必要な量の見込み

事業名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センターI型	か所	1	1	1	1	1	1
	実人/年	70	64	60	65	65	65
地域活動支援センターII型	か所	0	0	0	0	0	0
	実人/年	0	0	0	0	0	0
地域活動支援センターIII型	か所	1	1	2	2	2	2
	実人/年	2	1	2	2	2	2

(各年1年分の実績)

② 見込量確保の方策

- 地域活動支援センターI型については、長生圏域に1か所あり、相談支援事業等を併せて委託しています。
- II型については、近隣に事業所がないため見込まないこととしました。
- III型については、長生圏域にはありませんが、他の地域の地域活動支援センターでの利用を見込んでいます。

(11) その他の地域生活支援事業（任意事業）

事業名	概要
訪問入浴サービス事業	家庭における入浴が困難で、障害福祉サービスによる家庭での入浴、その他の事業による入浴サービスの利用が困難な在宅の重度障害のある人に対して、訪問入浴車による定期的な入浴サービスを実施し、衛生的で快適な日常生活の確保と家族などの介護の負担軽減を図ります。
日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を提供することにより、日常的に介護している家族の休息の機会を確保し、介護者の負担軽減を図ります。
知的障害者職親委託制度	知的に障害のある人の自立更生を図るため、一定期間、更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。
自動車運転免許取得・改造助成事業	就労機会の拡大や社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許を取得するための費用や、自動車の改造をする費用の一部を助成します。

① 必要な量の見込み

事業名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	実人/年	8	9	8	9	10	11
日中一時支援事業	実人/年	49	45	44	50	55	60
知的障害者職親委託制度	実人/年	1	1	1	1	1	1
自動車運転免許取得・改造助成事業	実人/年	3	1	1	2	2	2

(各年1年分の実績)

② 見込量確保の方策

- その他の地域生活支援事業については、それぞれの事業の利用希望者の把握に努めるとともに、制度の周知を図ります。また、引き続き事業水準が保てるように事業を継続していきます。
- 日中一時支援事業については、新規事業所の参入を働きかけていくなど、身近な地域で支援を受けられるよう、実施事業所の充足に努めます。
- 今まで実施していない地域生活支援事業については、必要に応じて長生圏域の町村と連携し、サービス事業所及び県等の関係機関とも協議の上、事業実施に向けて検討します。

4 成果目標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、次のとおり成果目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値	設定の考え方
令和8年度末の施設入所者数	92人	令和4年度末時点(97人)から5.2%削減 【国指針：令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減】
令和8年度末までの地域生活移行者数	6人	令和4年度末の施設入所者数(97人)の6.1%が、施設からグループホーム等へ地域移行 【国指針：令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行】

○目標達成のための方策

施設入所者及びその世帯の状況を把握し、施設から地域生活への移行を希望する人に対して、サービス調整等の施設退所支援及び退所後の生活支援を行っていきます。

また、生活の場の確保、地域医療との連携体制の整備、地域生活支援拠点等の整備に取り組めます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標

項目	目標値		
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	6回	6回	6回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数(計)	20人	20人	20人
保健	1人	1人	1人
医療(精神科)	2人	2人	2人
医療(精神科以外)	1人	1人	1人
福祉	12人	12人	12人
介護	1人	1人	1人
当事者	2人	2人	2人
家族	1人	1人	1人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回

○目標達成のための方策

令和5年度に長生郡市総合支援協議会精神障害部会に保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設置しました。今後は、当該部会において精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に関する課題抽出、課題解決のための目標設定や取組を推進します。

また、より多角的な視点から課題を捉え解決に向けた取組を行うため、参加者の増員など協議の場の充実を図ります。

(3) 地域生活支援の充実

項目	目標値	設定の考え方
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	有	【国指針：令和8年度末までの間に、地域生活支援拠点等を整備しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本】
強度行動障害を有する者への支援体制の充実	有	【国指針：令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本】

活動指標

項目	目標値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置か所数	0か所	0か所	1か所
コーディネーターの配置人数	0人	0人	1人
機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	0回	0回	1回

○目標達成のための方策

地域生活支援拠点等については、施設を拠点とした整備と、拠点を設けず地域における機能分担による「面的整備」の両面から、本市において最も適した拠点としての機能を目指し、コーディネーターの配置を含め、令和8年度までに整備できるよう、検討を継続していきます。

また、強度行動障害のある人の支援体制の充実を図るため、支援ニーズの把握に努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標値	設定の考え方
令和8年度の一般就労移行者数(計)	24人	令和8年度中に、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)から一般就労へ移行する人数。令和3年度実績(18人)の1.33倍増 【国指針：令和3年度実績の1.28倍以上を基本】
就労移行支援	14人	令和8年度中に、就労移行支援から一般就労へ移行する人数。令和3年度実績(10人)の1.40倍増 【国指針：令和3年度実績の1.31倍以上を基本】
就労継続支援A型	2人	令和8年度中に、就労継続支援A型から一般就労へ移行する人数。令和3年度実績(2人)の1.00倍増 【国指針：令和3年実績の概ね1.29倍以上を目指す】
就労継続支援B型	8人	令和8年度中に、就労継続支援B型から一般就労へ移行する人数。令和3年度実績(8人)の1.00倍増 【国指針：令和3年実績の概ね1.28倍以上を目指す】
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	5割	令和8年度末時点で、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上 【国指針：就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本】
就労定着支援事業の利用者数	19人	令和8年度末時点の就労定着支援事業の利用者数。令和3年度実績(13人)の1.46倍増 【国指針：令和8年度末の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上を基本】
就労定着支援事業所の就労定着率7割以上の事業所の割合	2割5分	令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上 【国指針：令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本】

○目標達成のための方策

障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所(ハローワーク)、長生郡市総合支援協議会就労作業部会等との連携を進めながら、障害のある人の就労を支援していきます。

また、特別支援学校等卒業生を含めた障害のある人の就労支援をより一層推進していくため、特別支援学校等との連携も強化していきます。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

項目	目標値	設定の考え方
令和8年度末までに 児童発達支援センター設置	1か所	【国指針：令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本】
令和8年度末までに 障害児の地域社会への参加・ 包容（インクルージョン）の推進 体制の構築	有	【国指針：令和8年度末までに、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本】
令和8年度末までに 重症心身障害児を支援する児童 発達支援事業所及び放課後等 デイサービス事業所の確保	1か所	【国指針：令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本】
令和8年度末までに 医療的ケア児等支援のための 協議の場の設置	設置	【国指針：医療的ケア児等支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本】
令和8年度末までに 医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	配置	

○目標達成のための方策

障害児支援の中核となる児童発達支援センターについて、長生圏域の町村や事業所との連携を維持しつつ、市単独での設置も視野に入れて検討していきます。

児童発達支援センターの市内の設置に向けての検討と併せ、長生圏域の事業所、保育所等との連携、長生郡市総合支援協議会療育作業部会の活用などにより、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を検討します。

障害のある子どもが様々な場面で、適切な支援を受けられるよう、子どもの発育・発達や通院・入院の記録等をまとめておくことができるライフサポートファイルの活用を推進していきます。

また、重症心身障害児に対する専門性を有する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保するため、長生圏域での設置を前提に、圏域の町村や事業所と連携し、令和8年度までの設置に向けた検討を進めます。

さらに、医療的ケア児等の支援については、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場の設置と、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置について、長生郡市総合支援協議会や長生圏域の関係機関との連携を通じ、検討を進めていきます。設置の際には、子どもから成人まで一貫した支援が行えるよう配慮します。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標値	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	有	【国指針：令和8年度末までに、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本。基幹相談支援センターを設置するまでの間も各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める】

活動指標

項目	目標値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置の有無	無	有	有
地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言件数	1件	3件	6件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	3件	5件	5件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	4回	4回	4回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	0回	1回	1回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	0人	1人	1人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）	4回	4回	4回
協議会における相談支援事業所の参画による参加事業者・機関数	6団体	6団体	6団体
協議会の専門部会の設置数	5部会	5部会	5部会
協議会の専門部会の実施回数（頻度）	20回	20回	20回

○目標達成のための方策

相談支援体制を充実・強化するため、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの早期設置に向けた取組を進めます。

なお、基幹相談支援センターが設置されるまでは、長生郡市総合支援協議会相談支援部会や相談支援機能強化事業として委託する相談支援事業所等と連携し、地域の相談支援体制の充実や相談支援従事者の育成に努めます。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための
取組に係る体制の構築

活動指標

項目	目標値		
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害福祉サービス等の研修への市職員参加人数	25人	25人	25人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を 分析、その結果を活用し、事業所等と共有する体制の 有無及びそれに基づく実施回数	有	有	有
	12回	12回	12回

○目標達成のための方策

県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修へ積極的に参加し、障害者総合支援法の具体的内容の理解を深めることで、障害福祉サービスの利用状況を的確に把握し、障害のある人が必要とする障害福祉サービス等の提供に努めます。

(8) 発達障害者等に対する支援

活動指標

項目	目標値		
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	0人	0人	5人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）	0人	0人	1人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	5人

○目標達成のための方策

発達障害の早期発見・早期支援には、発達に障害のある人やその家族等への支援が重要です。

保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、庁内の関係する部署及び関係機関と協働しながらペアレントトレーニングやペアレントプログラムなどを実施し、発達に障害のある人及びその家族等に対する支援体制の充実を図ります。

第4編

計画の推進体制



計画の推進と評価・行財政の効率的運用

1 計画の推進

本計画を推進するためには、保健・医療・福祉・教育・労働・まちづくりなどの分野で全庁的な取組及び専門機関や団体との連携が不可欠です。庁内の関係する部署及び長生郡市総合支援協議会等の関係機関などとの連携をより一層強化するとともに、計画の推進における様々な課題の研究と具体化に向けた協議を行いながら、全市的な体制のもとに計画を推進します。

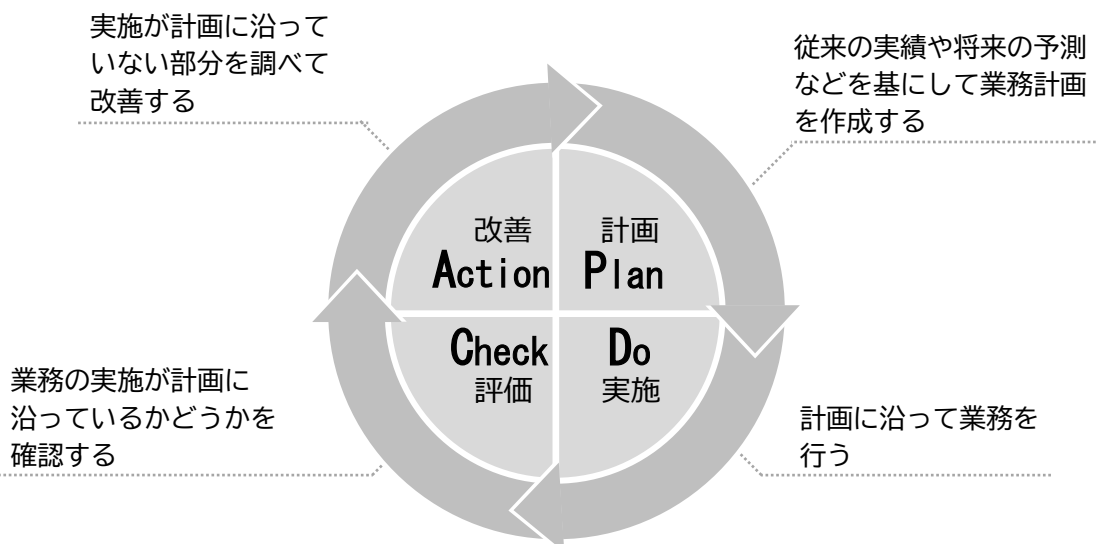
また、広域的・専門的課題に対しては、国や千葉県等の関係機関も含めた連携を取りながら、障害者福祉施策を総合的に推進していきます。

2 計画の評価

計画を着実に推進していくため、PDCAサイクル（計画—実施—評価—改善）の考え方にに基づき、「茂原市障害者福祉に関する計画策定・推進委員会」にて計画の進捗状況の把握、点検をしていきます。

また、最終年度には達成状況の評価を行い、事業内容の見直し等を行うことで効果的な施策の推進につなげるとともに、その後の計画に反映させます。

PDCAサイクルのイメージ

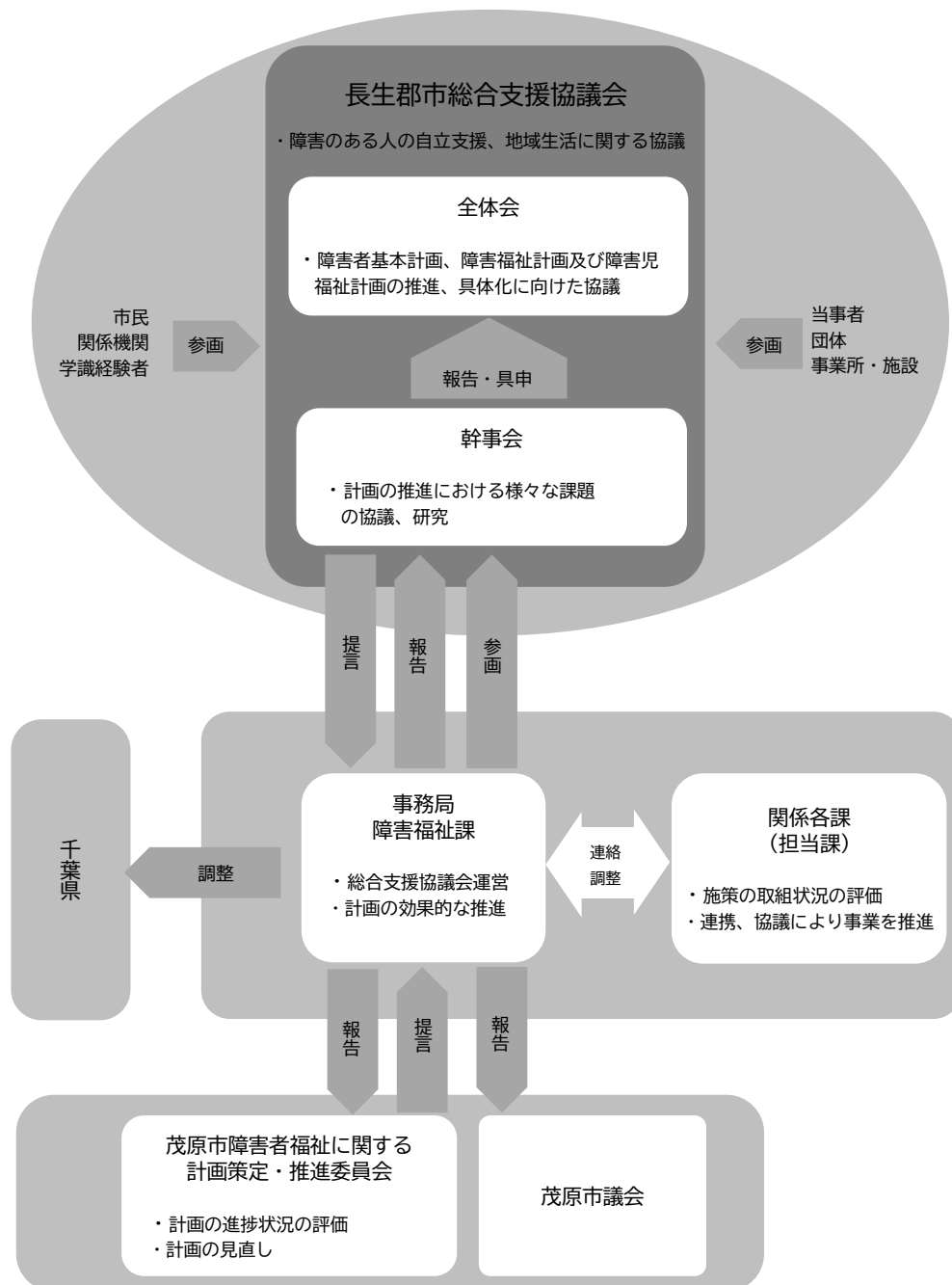


3 行財政の効率的運用

計画策定後においても地域及び社会経済情勢の変化、福祉ニーズへの的確な対応を図るため、より効率的・効果的な事業展開に努めます。

また、障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法及び関連各法の施行状況や福祉制度、医療保険・各種年金などの社会保障制度等、国の動向を見極めながら計画の推進を図ります。

計画推進のイメージ



資料編

1 計画策定の経過

時 期	内 容
令和5年6月～7月	意識調査アンケートの実施 ①障害者手帳所持者等（18歳以上） ②障害者手帳所持者等（18歳未満） ③一般市民 ④障害関係団体 ⑤障害福祉サービス事業所
令和5年8月4日	第1回障害者福祉に関する計画策定事業検討委員会 ○計画の概要について ○関連施策・事業の実施状況について ○アンケート結果について ○次期計画に向けた課題について ○策定スケジュールについて
令和5年8月24日	第1回障害者福祉に関する計画策定・推進委員会 ○計画の概要について ○アンケート結果について ○次期計画に向けた課題について ○策定スケジュールについて ○計画期間について
令和5年10月（書面）	第2回障害者福祉に関する計画策定事業検討委員会 ○障害者基本計画の体系（案）について ○障害福祉サービス等の見込量について
令和5年10月26日	第2回障害者福祉に関する計画策定・推進委員会 ○障害者基本計画の体系（案）について ○障害福祉サービス等の見込量について
令和5年12月11日	第3回障害者福祉に関する計画策定事業検討委員会 ○各計画の素案について
令和5年12月21日	第3回障害者福祉に関する計画策定・推進委員会 ○各計画の素案について
令和6年1月15日 ～2月14日	パブリックコメントの実施
令和6年1月22日	長生郡市総合支援協議会全体会 ○第7期障害福祉計画（案）及び第3期障害児福祉計画（案）について
令和6年2月	千葉県への意見聴取 ○第7期障害福祉計画（案）及び第3期障害児福祉計画（案）について

時 期	内 容
令和6年2月（書面）	第4回障害者福祉に関する計画策定事業検討委員会 ○パブリックコメントの結果について ○各計画の最終案について
令和6年3月（書面）	第4回障害者福祉に関する計画策定・推進委員会 ○パブリックコメントの結果について ○各計画の最終案について

2 要綱・委員名簿

茂原市障害者福祉に関する計画策定・推進委員会設置要綱

平成 20 年 7 月 9 日茂原市告示第 80 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項の規定に基づく茂原市障害者基本計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項の規定に基づく茂原市障害福祉計画及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく茂原市障害児福祉計画(以下「計画」と総称する。)の策定を円滑に進めるとともに、障害者をめぐる施策の流れを的確に把握し、障害者の福祉の向上を推進するため、茂原市障害者福祉に関する計画策定・推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の分析及び評価に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健、医療及び障害福祉関係者
- (2) 各種団体の代表
- (3) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 3 最初に招集される委員会は、第 1 項の規定にかかわらず市長が招集する。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成 22 年茂原市告示第 38 号)

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年茂原市告示第 115 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日茂原市告示第 40 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 5 月 31 日茂原市告示第 67 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に茂原市障害者基本計画推進協議会設置要綱を廃止する訓令(平成 29 年茂原市訓令甲第 8 号)の規定による廃止前の茂原市障害者基本計画推進協議会設置要綱第 2 条第 1 項の規定により茂原市障害者基本計画推進協議会の委員として委嘱又は任命されている者は、改正後の茂原市障害者福祉に関する計画策定・推進委員会設置要綱第 3 条の規定により茂原市障害者福祉に関する計画策定・推進委員会の委員として委嘱又は任命された者とみなす。この場合において、当該委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、平成 29 年 6 月 30 日までとする。

附 則 (平成 30 年 7 月 25 日茂原市告示第 114 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和 5 年 4 月 27 日茂原市告示第 74 号)

この告示は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

茂原市障害者福祉に関する計画策定・推進委員会委員名簿

【敬称略・委員 50 音順】

区 分	氏 名	機 関 ・ 団 体 等
委 員 長	林 信廉	社会福祉法人長生共楽園
副委員長	渋沢 茂	中核地域生活支援センター長生ひなた
委 員	江澤 秀夫	長生郡市精神障害者家族会ひびき会
//	片爪 美穂子	茂原市放課後子どもプラン運営委員会
//	鬼島 義昭	社会福祉法人茂原市社会福祉協議会
//	北田 豊	茂原市民生委員児童委員協議会
//	鈴木 秋彦	茂原市長生郡医師会
//	高貫 裕一郎	茂原市教育委員会
//	高山 公子	茂原市身体障害者福祉会
//	田中 由美	茂原公共職業安定所
//	永野 幸子	特定非営利活動法人カレンズ
//	長峰 敏昌	社会福祉法人児童愛護会 長生厚生園
//	山口 桂子	千葉県長生健康福祉センター
//	山本 勝江	長生茂原心身障害児者親の会

任期：令和5年7月1日から令和8年6月30日まで

茂原市障害者福祉に関する計画策定事業検討委員会設置要綱

平成 20 年 7 月 9 日茂原市訓令甲第 16 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項の規定に基づく茂原市障害者基本計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項の規定に基づく茂原市障害福祉計画及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第 1 項に規定する茂原市障害児福祉計画（以下「計画」という。）の策定を円滑に進めるため、茂原市障害者福祉に関する計画策定事業検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会は、計画の策定に関し、調査、研究、及び必要な調整を図るものとする。

(組織)

第 3 条 検討委員会は、別表に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は福祉部長の職にある者、副委員長は委員の中から委員長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、会務を統括し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させ、計画についての意見を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 検討委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第 6 条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年茂原市訓令甲第 6 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年茂原市訓令甲第 17 号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日茂原市訓令甲第 10 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和2年3月23日茂原市訓令甲第3号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年7月14日茂原市訓令甲第17号）

この訓令は、公示の日から施行する。

別表（第3条第1項）

福祉部長 福祉部次長 社会福祉課長 障害福祉課長 高齢者支援課長 子育て支援課長 防災対策課長 企画政策課長 財政課長 国保年金課長 健康管理課長 商工観光課長 土木建設課長 都市計画課長 都市整備課長 学校教育課長 生涯学習課長 茂原市社会福祉協議会事務局長
--

3 長生郡市総合支援協議会からの意見

本計画の策定に際し、長生郡市総合支援協議会から次のとおり意見をいただきました。いただいた意見で優先度の高い内容については、本計画に採用しています。その他の意見についても、検討を継続していきます。

長生郡市総合支援協議会幹事会（令和5年11月21日）より

- ① 基幹相談支援センターについて
 - ・設置を目指してほしい。

- ② 地域生活支援拠点について
 - ・設置を目指してほしい。

- ③ 事業所の質について
 - ・児童から成人に亘って、重度の方を受け入れる事業所が少ない。
 - ・児童から成人までの事業所の質を向上させる取り組みを考えてほしい。

- ④ 相談支援事業所の不足
 - ・児童から成人までの相談支援事業所が足りていない。方策を考えてほしい。
 - ・児童から成人の事業にスムーズに移行できないこともある。

- ⑤ 医療的ケア児等について協議の場を設置してほしい。

- ⑥ 児童の資源について
 - ・児童が使える社会資源が足りない。充足の方法を考えたい。

- ⑦ 障害者の働く場の拡充

4 用語の説明

ア行

○アクセシビリティ

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさをいいます。

情報アクセシビリティとは、年齢や障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいいます。

○意思決定支援

自ら意思を決定することに困難を抱える障害のある人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援することをいいます。

○一般就労

雇用契約を結んで企業等へ就職する通常の雇用形態をいい、労働基準法や最低賃金法が適用されます。

○医療的ケア

人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいいます。

○医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童をいいます。

○インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある人とない人がともに学ぶ仕組みをいいます。

カ行

○介護・訓練用支援用具

身体介護を支援する体位変換器や移動用リフト、訓練に用いるいす等の用具をいいます。

○基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害のある人の相談業務や地域の相談支援事業者等に対する運営についての相談・助言等の業務を総合的に行う施設をいいます。

市町村は、基幹相談支援センターを設置するよう努めるものとされており、一般相談支援事業または特定相談支援事業を行う者に対し、業務を委託することができます。

○強度行動障害

著しい他害、自傷、多動など、生活環境に対する極めて特異な不適応行動を頻繁に示し、日常生活に困難を生じている状態をいいます。

○グループホーム

障害のある人が、主に夜間において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を受けながら共同生活を営む住居をいいます。

○ケアマネジメント

利用者の必要とするケアを調整する機能を果たす援助で、利用者が社会生活を行う上での様々なニーズに対応して、適切な社会資源と結びつけることをいいます。社会資源は家族、親戚、友人、近隣、ボランティアなどのインフォーマルな資源と、地域の団体・組織、法人組織、行政、企業などのフォーマルな資源、そして利用者自身の持つ内的資源があるとされます。

○合理的配慮

障害のある人から、社会的障壁（障害のある人が利用しにくい施設や制度、障害を意識していない慣習や文化等）に係る改善要望があったときに、過度な負担とならない範囲で対応することをいいます。例として、講演会等における手話の見えやすい座席の確保や段差を解消するためのスロープの設置等があげられます。

令和3年の障害者差別解消法の改正により、令和6年4月1日から、民間事業者にも合理的配慮の提供が義務付けられます。

○心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うことをいいます。

サ行

○在宅療養等支援用具

在宅療養等を支援する透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等の用具をいいます。

○指定一般相談支援事業所

障害福祉に関する様々な問題について、障害のある人や家族からの相談に応じるほか、地域移行支援及び地域定着支援を行う事業所をいいます。

○指定特定相談支援事業所

障害福祉に関する様々な問題について、障害のある人や家族からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用を希望する人に対しては、サービス提供事業者との連絡調整をし、サービス等利用計画の立案やモニタリングを行う事業所をいいます。

○児童発達支援センター

地域の障害のある子どもの健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害のある子どもに幅広い高度な専門性に基づく発達支援を提供し、あわせて障害のある子どもの家族、地域の障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設をいいます。

○市民後見人

弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職後見人以外の成年後見制度利用者と親族関係及び交友関係のない第三者であって、社会貢献のため、地方自治体等が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた後見人のことをいいます。

○主任相談支援専門員 → 相談支援専門員を参照

○障害児通所支援

療育や訓練等が必要な子どもに対して日常生活における基本的な動作の指導、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進、集団生活への適応訓練等の支援を行うものです。利用する人の状態や年齢に応じて、児童発達支援、放課後等デイサービスなどのサービスに分かれています。

障害児通所支援の給付決定を受けていること及びその内容を証する証票を障害児通所支援受給者証といいます。

○障害者差別解消法

正式名「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。障害の有無によって分け隔てられることなく、すべての国民がお互いに人格と個性を尊重し合っるとともに暮らせる社会を実現するために制定された法律です。この法律では、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止が求められています。

○障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障害者を対象に、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、就業及びこれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせん等、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う施設をいいます。

○情報アクセシビリティ → アクセシビリティを参照

○情報・意思疎通支援用具

情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する点字器、人工咽頭等の用具をいいます。

○ジョブコーチ（職場適応援助者）

就職または職場の定着に際して課題がある障害のある人に対して、事業所へ一定期間ジョブコーチを派遣して、引き続き職場で安定して働くことができるよう障害のある人本人はもとより家族や事業主に対して支援を行う人をいいます。

○自立支援医療(精神通院医療)

精神に障害のある人の指定医療機関での精神医療（通院に限る）の治療に係る費用の一部を公費で負担する制度をいいます。

自立支援医療(精神通院医療)の申請が認定されたこと及びその内容を証する証票を精神通院医療受給者証といいます。

○自立生活支援用具

自立生活を支援する入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置等の入浴・食事・移動等の用具をいいます。

○身体障害者手帳

身体障害者福祉法の別表に掲げる身体上の障害（視覚、聴覚、平衡、音声・言語、そしゃく、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫、肝臓）がある人を対象として都道府県知事等が交付する手帳をいいます。

○精神障害者保健福祉手帳

精神に障害のある人の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神に障害があるため長期にわたり、日常生活または社会生活への制約がある人を対象として都道府県知事等が交付する手帳をいいます。

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムをいいます。

○精神通院医療受給者証 → 自立支援医療(精神通院医療)を参照

○成年後見制度

知的や精神等に障害があることにより、判断能力が不十分な成年者の身上監護を行うとともに、財産や権利を保護するための制度をいいます。本人の利益を考えながら、本人を代理して契約等の法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援する制度です。

○相談支援専門員

相談支援従事者研修を受講した人であって一定の条件を満たした人のうち、指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所に配置され、それぞれの事業所の業務に従事する人をいいます。

相談支援専門員であって一定の条件を満たした人のうち、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う人を主任相談支援専門員といいます。

☐夕行

○地域移行

障害のある人が障害者支援施設から退所または病院等から退院し、居宅で生活することをいいます。

○地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいいます。

○地域生活支援拠点等

障害のある人の高齢化・重度化や親亡き後を見据え、障害のある人の地域生活支援を推進する観点から、相談、体験の機会、緊急時の対応など、切れ目なく支援を提供する拠点やネットワークをいいます。

○地域定着

障害者支援施設から退所または病院等から退院した障害のある人が、居宅においての生活を継続していくことをいいます。

○長生郡市総合支援協議会

相談支援事業をはじめとする長生地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して、中核的な役割を果たす組織です。障害のある人となない人が、ともに暮らすことのできる地域づくりのため、関係団体、事業者、長生郡市の行政等が話し合い、協働して取り組みを進めます。

令和6年3月現在、全体会、幹事会、5つの部会（相談支援部会、療育作業部会、就労作業部会、精神障害部会、居住部会）及び長生郡市障害者差別解消支援地域協議会により組織されています。

○長生圏域

障害福祉サービスを面的・計画的に整備するためのネットワークとして、千葉県内には16の障害保健福祉圏域が定められています。長生圏域は、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町の7市町村で設定されています。

ナ行

○内部障害

肢体不自由以外の体の内部の障害で、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫、肝臓機能のいずれかの障害により日常生活に支障のある状態をいいます。

○日中サービス支援型共同生活援助

24時間、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を提供するグループホームをいいます。

障害のある人の重度化・高齢化に対応するため平成30年4月に創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し、地域で生活する障害のある人の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしています。

ハ行

○排せつ管理支援用具

排せつ管理を支援するストーマ用装具等の衛生用品をいいます。

○発達障害

自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症（ADHD）、限局性学習症（学習障害）、協調運動症、チック症、吃音など、脳の働きの違いにより、物事のとらえ方や行動のパターンに違いがあり、そのために日常生活に支障のある状態をいいます。

○パラスポーツ

パラ（Para）は「並行する」の意味で「もう一つのスポーツ」を表します。広く障害者スポーツのことをいいます。

○バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁を除去する、という意味でも用いられます。

○ピアサポート

障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動をいいます。

○避難行動要支援者

高齢者や障害のある人など特に配慮を必要とする要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする人をいいます。

○ペアレントトレーニング

保護者や養育者を対象とし、発達障害の特性を踏まえた対応を学ぶトレーニングをいいます。

○ペアレントプログラム

発達障害の有無に関わらず、保護者や養育者を対象とした、子育て支援のプログラムをいいます。

○ペアレントメンター

発達障害のある子どもを育てた経験を持つ親で、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人をいいます。

○法定雇用率

障害者雇用促進法に基づいて定められる障害のある人の雇用割合をいいます。

従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める障害のある人の割合を法定雇用率以上にする義務があります。

ヤ行

○ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもをいいます。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

○ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを越えて、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した環境、建物・施設、製品等のデザインをしようとする考え方をいいます。

○要約筆記

聴覚等に障害がある人のためのコミュニケーション手段の一つであって、話の内容を要約し、ノート、スクリーン、パソコン等で聴覚等に障害がある人に伝達する方法をいいます。

ラ行

○ライフサポートファイル

支援を必要とする子どもについて、ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期においても一貫した支援が継続されるよう、家族や関係機関がともに関わることのできる情報伝達ツールとして、本人に関する様々な情報や支援内容を記録し、関係機関等の支援計画を1冊にまとめたファイルをいいます。

○ライフステージ

生まれてから死ぬまでの人間の一生を、幼少期、青年期、壮年期、老年期など、特徴づけられるいくつかの段階に分けてあらわしたものをいいます。

○療育支援コーディネーター

専門知識を持った臨床心理士により、障害のある子どもや、その家族等を含め、個々の発達状況や家庭状況にあった支援を行うため、医療、福祉、教育等の関係機関との連携を調整する役割を担う者をいいます。

○療育手帳

知的に障害のある人に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害と判定された人を対象として都道府県知事等が交付する手帳をいいます。

第4次茂原市障害者基本計画
第7期茂原市障害福祉計画
第3期茂原市障害児福祉計画

令和6年3月

発行：千葉県茂原市

企画・編集：茂原市障害者福祉に関する計画策定・推進委員会

茂原市 福祉部 障害福祉課

〒297-8511 千葉県茂原市道表1番地

電話：0475-20-1666（直通）

F A X：0475-20-1610

U R L： <https://www.city.mobara.chiba.jp>

e-mail： syogai@city.mobara.chiba.jp

